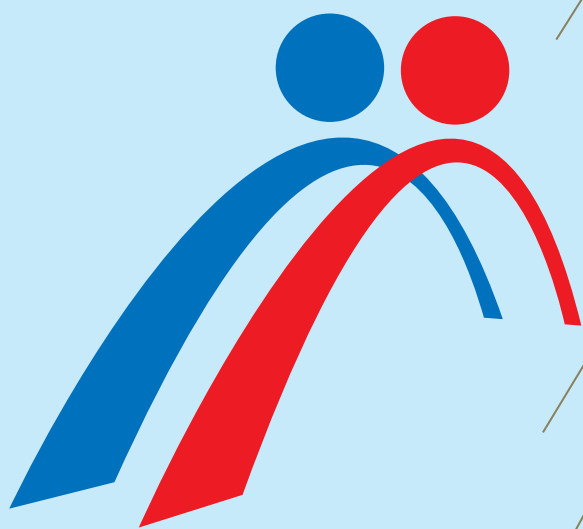


ささえあって 輝いて あなたもわたしも 未来へ向かって

新金沢市男女共同参画推進行動計画



金沢市
平成25年4月

はじめに

社会のグローバル化が進み、価値観が変化するなか、男女共同参画社会の実現のためには、男女の人権が尊重され、女性をはじめとする多様な人材の参画による社会の活性化と、男性や子どもにとっても暮らしやすいまちづくりを進めることが求められています。

本市では、新たな都市像として、世界の「交流拠点都市金沢」の実現をめざし、次世代を生きる若者や子どもたちが個性と能力を充分に発揮できる社会をつくっていかねばならないと考えております。

これまで、「金沢市男女共同参画推進条例」に基づき、平成 15 年に「金沢市男女共同参画推進行動計画」を策定、平成 20 年にはこの計画を改定し、総合的に男女共同参画推進施策に取り組んでまいりましたが、このたび、社会情勢の変化やこれまでの取り組みの成果、国・県の計画などを踏まえ、「新金沢市男女共同参画推進行動計画」を策定いたしました。

新行動計画では、本市のめざす男女共同参画社会のイメージを広く市民に募集し、「ささえあって 輝いて あなたもわたしも 未来へ向かって」をキャッチフレーズといたしました。さらに、「社会における女性の活躍の促進」「女性の参画の拡大」「ワーク・ライフ・バランスの推進」「地域における男女共同参画の推進」「DV被害者支援の充実」の5つを重点課題として、積極的に施策に取り組むこととしております。

今後は、男女がともに社会の中で役割を担い、行政と市民が一体となったまちづくりを進めるため、市民の皆様のさらなるご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、本計画の策定にあたり、多大なご尽力をいただきました金沢市男女共同参画審議会委員の皆様をはじめ、「新金沢市男女共同参画推進行動計画」策定専門部会委員の皆様、パブリックコメントなどで貴重なご意見をお寄せいただきました多くの市民の皆様に心から感謝を申し上げます。

平成 25（2013）年 4 月

金沢市長 山野 之義

◆もくじ◆

第1章 計画の趣旨

1 計画策定の趣旨	2
2 計画の性格と位置づけ	3
3 計画の期間	4

第2章 計画策定の背景

1 社会情勢の変化	6
2 国、県の動き	7
3 金沢市の現状と課題	11
4 市民意識調査	21

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念	48
2 金沢市がめざす男女共同参画社会	48
3 基本的視点	49
4 基本目標と重点課題	50

第4章 施策の展開

施策体系	52
基本目標Ⅰ 男女共同参画の推進に向けた意識の改革	54
課題1 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革	55
課題2 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実	57
課題3 メディア表現等における意識改革	59
基本目標Ⅱ 方針の立案及び決定過程への女性の参画の拡大	60
課題4 方針の立案・決定過程への女性の参画の拡大	61
課題5 女性の人材育成と男女共同参画意識の高揚	63
課題6 まちづくり・地域活動における指導的地位への女性の参画の拡大	65
基本目標Ⅲ 就業分野において男女が個性と能力を発揮できる社会の実現	66
課題7 就業分野における女性の活躍促進	67
課題8 だれもが能力を発揮して働くことのできる環境の整備	69

課題9	農林水産業や家庭内労働における働く環境の整備	71
課題10	生活上の困難に直面する男女への支援	73
基本目標Ⅳ	ワーク・ライフ・バランスの推進	75
課題11	男女の仕事と生活の調和の確立	76
課題12	安心して出産・育児のできる環境の整備	77
課題13	男女の仕事と家事、介護、地域活動等の両立支援	79
課題14	だれもが安心して暮らせる環境の整備	81
基本目標Ⅴ	女性の人権と身体が守られる社会の実現	83
課題15	女性に対するあらゆる暴力の根絶	84
課題16	配偶者等からの暴力の防止及び被害者の支援の推進	86
	「金沢市配偶者等からの暴力の防止及び被害者の支援に関する基本計画」の推進	
課題17	生涯を通じた女性の健康支援	90
基本目標Ⅵ	国際社会を視野に入れた男女共同参画の推進	92
課題18	国際的な概念や考え方の理解	93
課題19	多文化が共生する社会づくり	95

第5章 計画の推進

1	庁内推進体制の強化	98
2	男女共同参画審議会との連携	98
3	市民協働による計画の推進	99
4	男女共同参画推進拠点の充実	99
5	計画の進行管理	99
6	数値目標・参考指標	100

資料

1	具体的な取り組み	104
2	関係法令	118
3	男女共同参画社会づくりの動向	146
4	用語解説	149
5	金沢市男女共同参画審議会	152
6	計画の策定経過	153

第 1 章

計画の趣旨

1 計画策定の趣旨

男女共同参画社会は、女性も男性もみずからの個性を発揮しながら、生き生きと充実した生活を送ることができる社会であり、その実現は、少子高齢化・人口減少社会の進展、経済のグローバル化、雇用状況やライフスタイルの変化など、社会状況が変化する中においてさらにその重要性を増してきています。

金沢市では、平成13（2001）年12月に「金沢市男女共同参画推進条例」を制定し、男女共同参画の推進についての基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにし、男女共同参画社会の実現を目指しています。

この条例に基づき、平成15（2003）年3月に「金沢市男女共同参画推進行動計画」（平成15年度～平成24年度）を策定し、平成20（2008）年4月には社会情勢の変化や国の第2次男女共同参画基本計画の考え方を反映し、「金沢市男女共同参画推進行動計画」の改定（平成20年度～平成24年度）を行い、男女共同参画の施策を推進してきたところです。中でも、「安心して産み育てる子育て等の支援」を推進してきた結果として、特別保育や児童クラブ、子育てサロンや子育て夢ステーション事業など、多様なライフスタイルに対応した子育て支援策の充実が推進されました。

さらに、平成19年（2007）の「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の第2次改正に伴い、平成22（2010）年3月に「金沢市配偶者等からの暴力の防止及び被害者の支援に関する基本計画」（以下「金沢市DV防止基本計画」という。）（平成22年度～平成26年度）を策定するとともに、同年4月には女性相談支援室（配偶者暴力相談支援センター機能を有する）を設置し、配偶者等からの暴力（以下「DV」という。）の早期発見、相談支援及び防止啓発に積極的に取り組んでいるところです。

しかしながら、社会の固定的な性別役割分担意識は未だ根強く、方針立案・決定過程への女性の参画は計画の目標を達成できていない状況です。また、男性の長時間労働や仕事中心のライフスタイルからの転換も進んでいないことから、仕事と家事・育児・介護等の両立は、男女を問わず依然として難しい現状にあります。

少子・高齢化の進展と人口の減少、家族形態の多様化と人間関係の希薄化、雇用・経済活動の低迷等の社会情勢の変化に対応するため、本市においても「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」、「子ども・子育て支援策」、「人権施策」等の関連施策を総合的に取り組み、女性を始めとする多様な人材の活用による社会の活性化と、男性や子ども

にとっても暮らしやすいまちづくりを進めることが、喫緊の課題となっています。

そこで、このような社会情勢の変化や市民意識調査結果を踏まえながら、国や県の動向を勘案し、男女共同参画社会の実現に向けて、今後10年間の目標と施策の方向性を示す、新たな計画を策定することとしました。

2 計画の性格と位置づけ

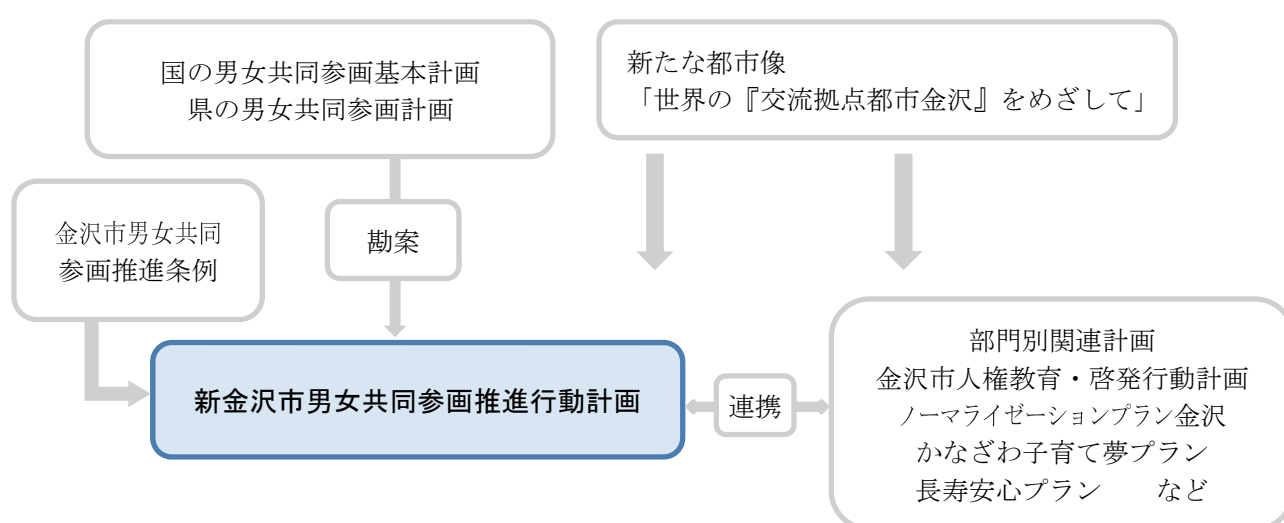
(1) 計画の性格

本計画は、金沢市男女共同参画推進条例第8条の規定に基づき、「男女共同参画の推進に関する施策並びに市民及び事業者の取組を総合的かつ計画的に推進するための行動計画」です。

また、本計画は、男女共同参画社会基本法第14条第3項に規定する「市町村男女共同参画計画」であり、国の第3次男女共同参画基本計画、県の男女共同参画計画「いしかわ男女共同参画プラン2011」を勘案して策定しました。

(2) 計画の位置づけ

本計画は、本市の新たな都市像となる「世界の『交流拠点都市金沢』をめざして」に基づく部門別計画の一つであると同時に、男女共同参画施策を総合的に推進するため、市の各部門の施策を男女共同参画の視点で横断的にとらえるものです。



3 計画の期間

計画の期間は、平成 25（2013）年度から平成 34（2022）年度までの 10 年間とします。
また、平成 25 年度から平成 29 年度までを前期、平成 30 年度から平成 34 年度までを後期
として、社会情勢の変化や計画の進捗状況等により、必要に応じて見直しを行います。

第2章

計画策定の背景

1 社会情勢の変化

(1) 少子・高齢化の進展と人口の減少

我が国の人口は、人口動態統計によると平成17（2005）年に初めて自然減に転じ、人口減少社会が到来しました。出生率は減少傾向にあり、今後もさらなる減少が予測されています。

本市においても、平成22（2010）年の合計特殊出生率は1.37と平成18（2006）年以降1.3台で推移し人口を維持するために必要とされている2.07には大きく及んでいません。一方、平成22（2010）年の高齢化率は21.2%に達しており、平成32（2020）年には、高齢化率は27%に達すると見込まれています。

このように、人口減少と少子・高齢化に伴い、労働力人口や消費者数の減少等、経済成長の低迷につながるものが懸念されています。

(2) 家族形態の多様化と人間関係の希薄化

核家族化の進行や、未婚・離婚の増加による単身世帯やひとり親世帯の増加など、今日の家族形態は変化し多様化しています。

さらに、個人の家庭や地域等への帰属意識の多様化に伴い、地域における人間関係が希薄化する中、地域力の低下が懸念されています。

(3) 雇用・経済活動の低迷

日本経済は、バブル崩壊後20年にわたって低迷を続けています。経済活動の低迷は、企業において人員調整可能な雇用形態である非正規雇用の増加や、成果主義の導入が一般化するなど、社会全体に閉塞感の広がりがみられます。

平成20（2008）年秋以降の世界同時不況による景気停滞により、本市における非正規雇用者の割合も上昇傾向にあり、平成23（2011）年の石川県労働力調査では、非正規雇用者の割合は33.2%に達しています。

(4) 国際化の進展

国際化の進展等により定住外国人や外国人留学生の増加など、国際的な人の移動が活

発化しています。

本市に在住する外国人は平成23（2011）年末現在4,600人で、高等教育機関が集中している地域の特性から、留学生とその家族が多くなっています。

2 国、県の動き

金沢市男女共同参画推進行動計画の見直しを行った平成19（2007）年以降、国、県において次のような取り組みが進められました。

(1) 国の取り組み

○「改正男女雇用機会均等法」の施行

「雇用分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」（昭和47年法律第113号。「男女雇用機会均等法」）が平成18（2006）年6月に改正、平成19（2007）年4月に施行されました。この改正により、それまでの女性に対する差別の禁止が男女双方の差別の禁止に拡大されたほか、妊娠・出産などを理由に不利益な扱いをすることの禁止、間接差別の禁止、セクシャル・ハラスメント対策の強化などが盛り込まれました。

○「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」の策定

国民ひとり一人が、仕事上の責任を果たすとともに、ライフステージに応じて多様な生き方を選択・実現できる社会を目指すため、平成19（2007）年12月に「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」、「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定されました。

○「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の改正及び「基本方針」の改定

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（平成13年法律第31号）が、平成19（2007）年7月に改正され、これに伴い「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本方針」が改定され、ともに平成20（2008）年1月に施行されました。この改正により、市町村における基本計画策定

及び配偶者暴力相談支援センター機能を果たすことが努力義務化され、市町村の役割の明確化、対応の強化が求められたほか、保護命令制度の拡充などが盛り込まれました。

○「パートタイム労働法」の改正

「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」（平成5年法律第76号。「パートタイム労働法」）が、平成20（2008）年4月に改正・施行されました。この改正により、少子高齢化、労働人口減少社会において、短時間労働者の能力を一層発揮することができる雇用環境を整備するため、短時間労働者の納得性の向上、通常の労働者との均衡のとれた接遇の確保、通常の労働者への転換の推進を図る等が盛り込まれました。

○「次世代育成支援対策推進法」の改正

次代の社会を担う子どもたちが健やかに生まれ、育成される環境の整備を図ることを目的とした「次世代育成支援対策推進法」（平成15年法律第120号）が平成20（2008）年12月に改正、施行されました。この改正により、「一般事業主行動計画」策定の義務付け対象が労働者数101人以上企業に拡大されました。

○「女性の参画加速プログラム」の決定

多様性に富んだ活力ある社会に向けて、女性の参画拡大を推進するための戦略的な取り組みを示す「女性の参画加速プログラム」が、平成20（2008）年4月に内閣府男女共同参画局が設置する男女共同参画推進本部において決定されました。このプログラムでは、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現、女性の能力開発・能力発揮に対する支援の充実及び意識改革に関する取り組みを、一体的に進めることの重要性が示されました。

○「育児・介護休業法」の改正

仕事と家庭の両立支援策を充実するため、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（平成3年法律76号。「育児・介護休業法」）が平成21（2009）年6月に改正され、一部を除き平成22（2010）年6月30日に施行され、その後平成24（2012）年7月1日には全部施行されました。この改正により、短時間労働制度や所定外労働の免除の義務化、子の看護休暇制度の拡大、父親の育児休業の取得促進などが盛り込まれました。

○国の「男女共同参画基本計画」（第3次）の策定

「男女共同参画社会基本法」（平成11年法律第78号）に基づく「男女共同参画基本計画（第2次）」（平成17（2005）年12月策定）の改正を行い、平成22（2010）年12月17日に「第3次男女共同参画基本計画」が閣議決定されました。

【めざすべき社会】

- ① 固定的性別役割分担意識をなくした男女平等の社会
- ② 男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
- ③ 男女が個性と能力を発揮することによる、多様性に富んだ活力ある社会
- ④ 男女共同参画に関して国際的な評価を得られる社会

【基本法施行後10年間の反省】

- ① 固定的な性別役割分担意識が未だ根強く解消に対する取組が不十分であった。
- ② 男女共同参画は働く女性の支援という印象を与えたことなどにより、男女共同参画があらゆる立場の人々にとって必要という認識が広まらず、意識改革や制度改革につながらなかった。
- ③ 男女共同参画社会を実現しようとする強い意思と推進力が不足していたため、制度や枠組みの整備が進まなかった。
- ④ 男女のセーフティネットや女性の様々な生き方への配慮が不十分であったため、制度や枠組みを整備しても成果につながらない場合があった。

【第3次基本計画において改めて強調している視点】

- ① 女性の活躍による経済社会の活性化、固定的性別役割分担意識をなくした男女平等の社会
- ② 男性、子どもにとっての男女共同参画
- ③ 様々な困難な状況に置かれている人々への対応
- ④ 女性に対するあらゆる暴力の根絶
- ⑤ 地域における身近な男女共同参画の推進

【今後取り組むべき課題】

- ① 実効性のある積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の推進
- ② より多様な生き方を可能にする社会システムの実現

③ 雇用・セーフティネットの再構築

④ 推進体制の強化

(2) 石川県の取り組み

○「いしかわ男女共同参画プラン」の改定

平成13（2001）年3月に策定した「いしかわ男女共同参画プラン2001」について、平成19（2007）年3月に改定されました。

○「いしかわ子ども総合条例」の制定

次代を担う子どもの育成を県民挙げて社会全体で支援していくための拠り所となるものとして、平成19（2007）年に「いしかわ子ども総合条例」（平成19年条例第18号）が制定されました。この条例において、石川県独自に従業員数50～99人の企業に対して「一般事業主行動計画」の策定を積極的努力義務化し、対象企業を国の基準から拡大しています。

○「いしかわ男女共同参画プラン2011」の策定

社会情勢の変化や国の動向を勘案し、暮らしやすさを実感できる石川県を築くため、平成23（2011）年3月に「いしかわ男女共同参画プラン2011」が策定されました。

【石川県が目指す男女共同参画社会】

石川がめざす男女共同参画社会「男女が共に築く 活力ある石川 — 3つのC（チェンジ、チャレンジ、チャンス）の実現—」に向け、「男女共同参画の理解促進」「女性が社会のあらゆる分野の意思決定に参画し自立的な力を持つことの促進」「仕事と生活の調和の推進」「人権が尊重される社会の形成」の4つの基本的視点に基づき、施策の推進に取り組むこととしています。

3 金沢市の現状と課題

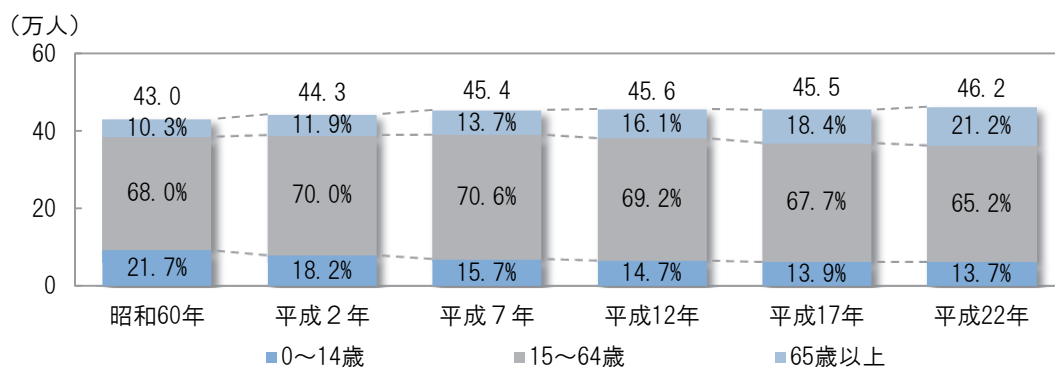
(1) 人口の状況

① 人口の推移

金沢市の人口は、平成22（2010）年の国勢調査によると約46.2万人となっています。平成17（2005）年に減少しましたが、平成22年は再度上昇に転じています。

年齢別人口の割合をみると、0～14歳の年少人口は低下を続けているのに対し、65歳以上の老年人口は急激に上昇しています。15～64歳の生産年齢人口は、平成7（1995）年の70.6%をピークに低下を続けています。

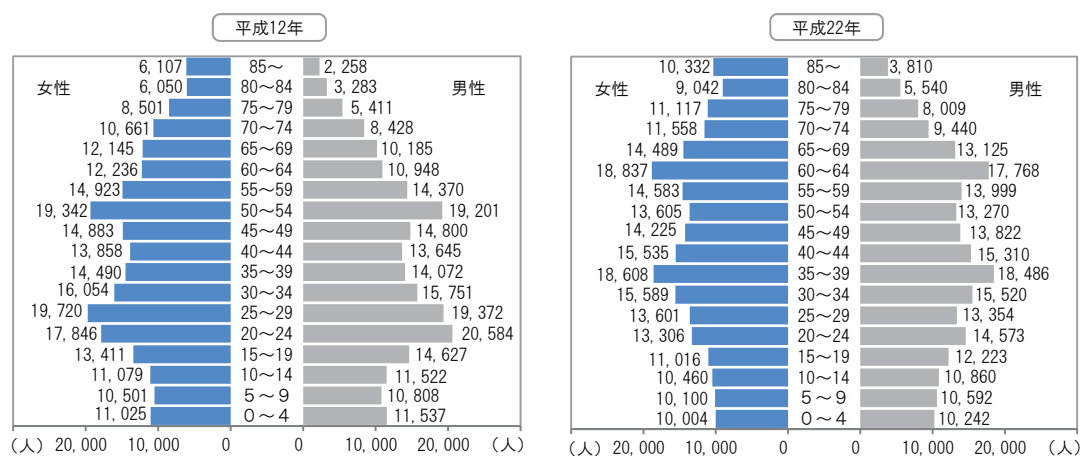
図表2-1 金沢市の人口の推移



② 人口ピラミッド

平成12（2000）年と平成22（2010）年の人口ピラミッドを比べると、平成22年は30歳未満の層がややすぼまり、60歳以上の層が大幅に増加しています。特に女性の85歳以上

図表2-2 人口ピラミッド

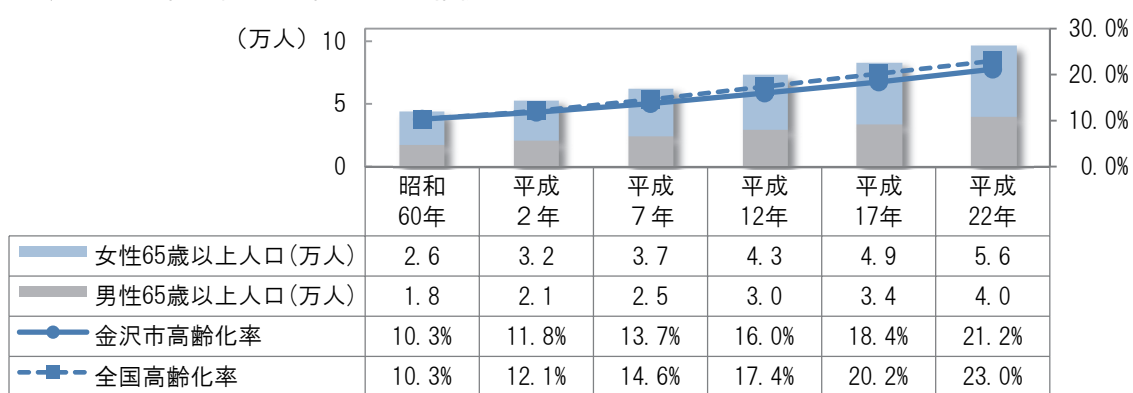


上は、10年間に6,107人から1万332人へと約1.7倍になっています。また、団塊の世代が含まれる60～64歳の層と団塊ジュニアが含まれる35～39歳の層が男女ともに多くなっています。

③ 高齢化の状況

本市の65歳以上の高齢者人口は、平成22（2010）年の国勢調査によると、約9.6万人となっており、昭和60（1985）年からの25年間に約2.2倍に増加しています。本市の平成22年の高齢化率は21.2%となっており、全国より低い率で推移しています。

図表 2－3 高齢者人口と高齢化率の推移

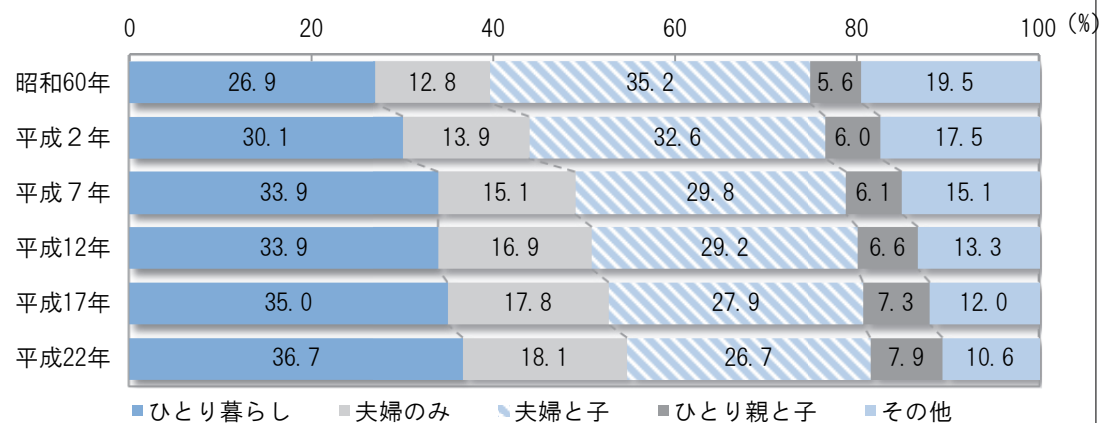


資料：国勢調査

④ 世帯の状況

世帯の家族類型をみると、ひとり暮らし世帯、夫婦のみの世帯及びひとり親と子の世帯の割合が高くなり、夫婦と子の世帯、三世帯世帯などの「その他の世帯」が低下しています。

図表 2－4 世帯の状況



資料：国勢調査

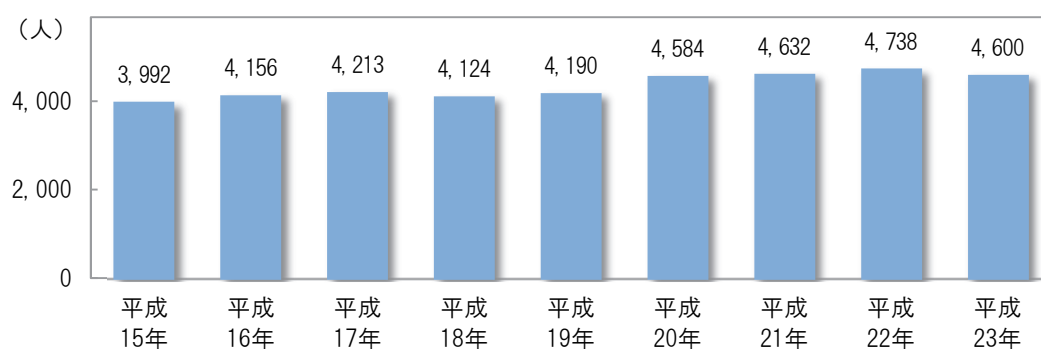
⑤ 外国人人口

平成23（2011）年の本市の外国人登録人員は、4,600人となっています。

また、本市は大学、短期大学等が集積しているため留学生が多く、平成23年現在1,473人となっています。

なお、平成23年の外国人留学生の減少は、東日本大震災が影響していると考えられます。

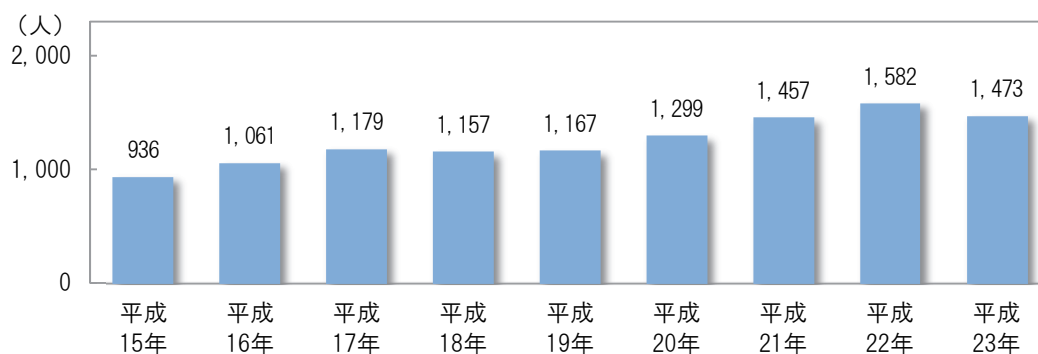
図表2-5 外国人登録人員



（注） 各年12月末日

資料：金沢市市民課

図表2-6 留学生の推移



（注） 各年12月末日

資料：金沢市市民課（在留資格「留学」での登録人数）

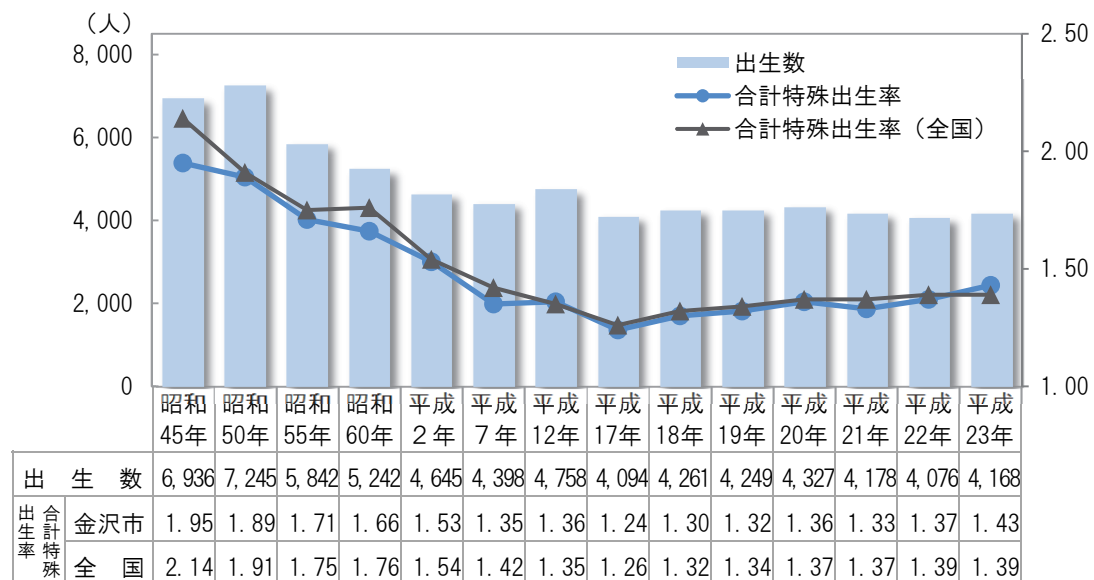
⑥ 少子化の状況

平成23（2011）年の本市の出生数は4,168人となっています。平成12（2000）年には、団塊ジュニアが結婚・出産期を迎えたことなどから4,700人を超えましたが、平成17（2005）年以降は4,000～4,300人台で推移しています。

本市の合計特殊出生率は、全国平均よりやや低い水準で推移してきました。平成17年以降はやや高くなる傾向にあり、平成23年は1.43と上昇し、全国平均を上回りました。

若い世代が希望する人数の子どもを生み育てることができることはもちろん、少子・高齢化が社会に及ぼす影響を緩和する観点からも、できる限り働きながら子育てしやすい環境を整備していくことは、最重要課題の一つです。

図表2-7 出生数・合計特殊出生率（金沢市）



（注）合計特殊出生率は、15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したものであり、1人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に生むとした時の子ども数を表したものです。

資料：金沢市健康総務課「衛生年報」

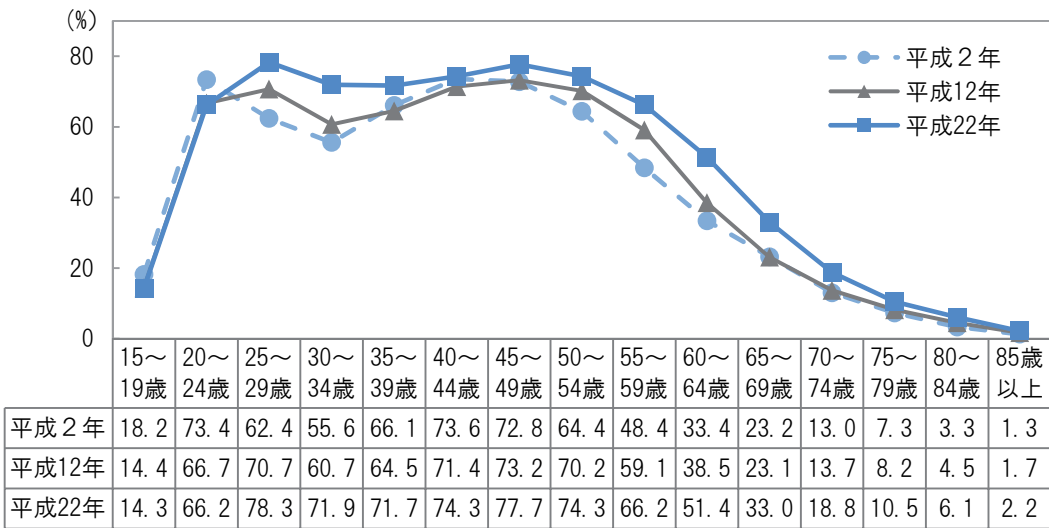
(2) 就業の状況

① 女性の年齢別就業率

平成22（2010）年の国勢調査から本市における女性の年齢別就業率をみると、30歳代を底とするM字カーブを描き、結婚、出産、子育て期に就業を中断する女性が多くなっていますが、子育て支援等の充実により、そのカーブは緩やかになりつつあります。

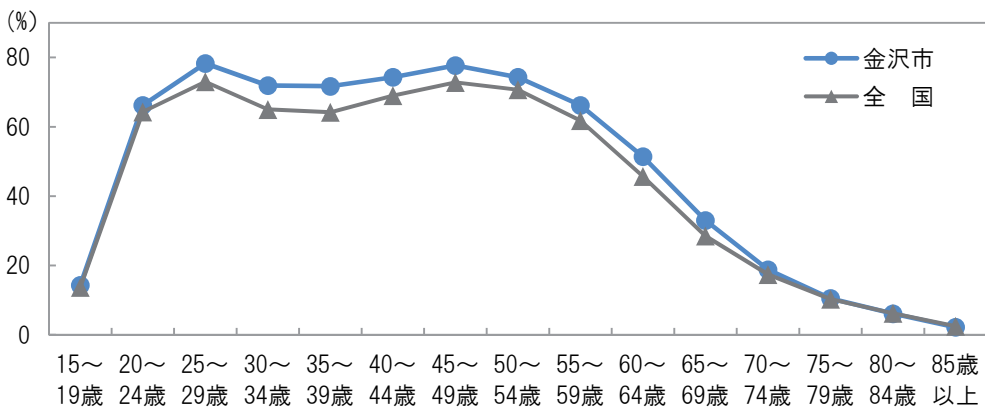
また、全国平均と比較すると、本市の女性の就業率は、高い傾向にあります。

図表 2－8 女性の年齢別就業率（金沢市、平成2年・平成12年・平成22年）



（注）労働力状態「不詳」を除いて計算した。 資料：「国勢調査」

図表 2－9 女性の年齢別就業率（全国との比較、平成22年）

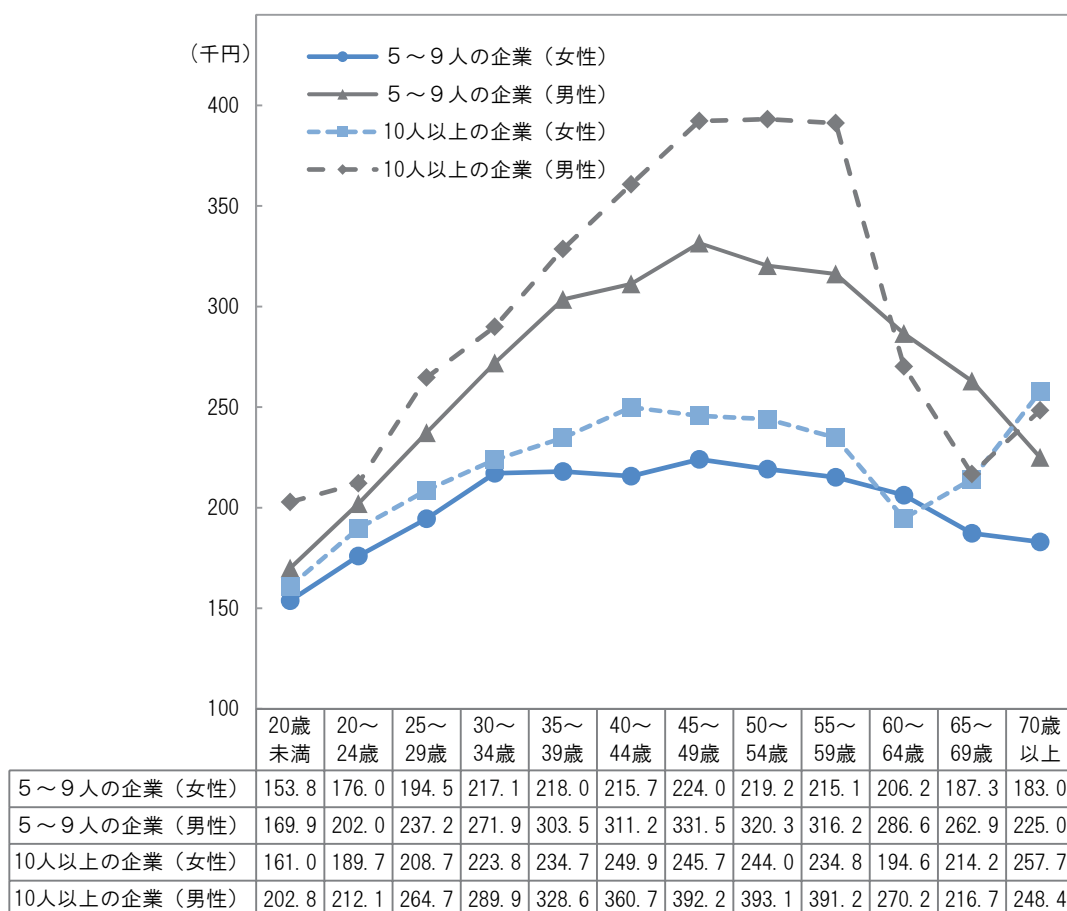


（注）労働力状態「不詳」を除いて計算した。 資料：「国勢調査」平成22年

② 給与格差

石川県内企業の規模別に男女の年齢別給与額をみると、男女の給与格差は依然として大きく、10人以上の企業では最大で15万円以上、5～9人の企業では11万円以上の開きがみられます。

図表2-10 年齢階級別決まって支給する現金給与額（石川県、平成23年度）



資料：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

③ 雇用形態

平成23（2011）年の、石川県における女性雇用者の5割近くが非正規雇用となっています。また、男性の非正規の職員・従業員数も増加を続けています。

石川県の雇用者数は48万人前後で推移しており、雇用形態別にみると、正規の職員・従業員数は減少し、非正規の職員・従業員数（パート・アルバイト、派遣社員、契約社員等）が増加する傾向にあります。

図表2-11 雇用形態別雇用者数

単位：千人、(%)

区 分	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
雇用者	482.6	486.7	486.4	476.5	485.8	481.1
男	260.4	263.8	261.5	253.7	260.6	256.2
女	222.2	222.9	224.9	222.9	225.3	224.8
正規の職員・従業員	337.9	335.4	335.4	323.3	323.2	319.7
男	219.3	217.9	216.7	210.5	208.8	206.2
女	118.6	117.5	118.6	112.9	114.4	113.5
非正規の職員・従業員	138.7	144.3	147.2	149.8	157.5	158.9
男	38.3	41.0	43.0	40.8	49.1	48.8
女	100.4	103.2	104.2	108.8	108.6	110.0
非正規の職員・従業員の割合	29.1	30.1	30.5	31.7	32.8	33.2
男	14.9	15.8	16.6	16.2	19.0	19.1
女	45.8	46.8	46.8	49.1	48.7	49.2

(注) 統計表の数値は、四捨五入のため、または総数に分類不能・不詳の数を含むため、総数と内訳の合計とは必ずしも一致しません。

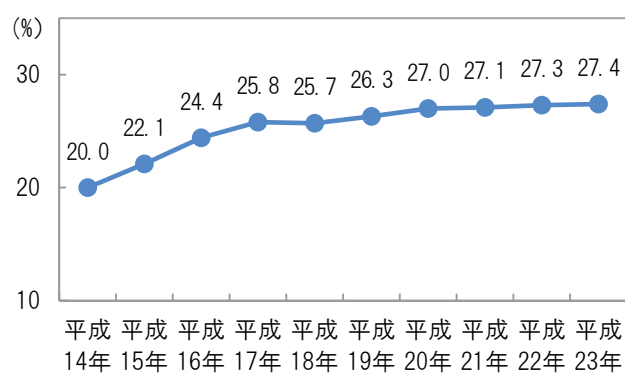
資料：石川県労働力調査（統計情報室）

(3) 参画の状況

① 審議会等に占める女性の割合

本市の審議会等(条例で定める以外のものを含む)に占める女性委員の割合は、平成23(2011)年4月1日現在27.4%となっています。平成20年度に計画目標値を35%に見直しましたが、以降は、27%台で推移し緩やかな伸びにとどまっています。

図表2-12 市の審議会等に占める女性の割合

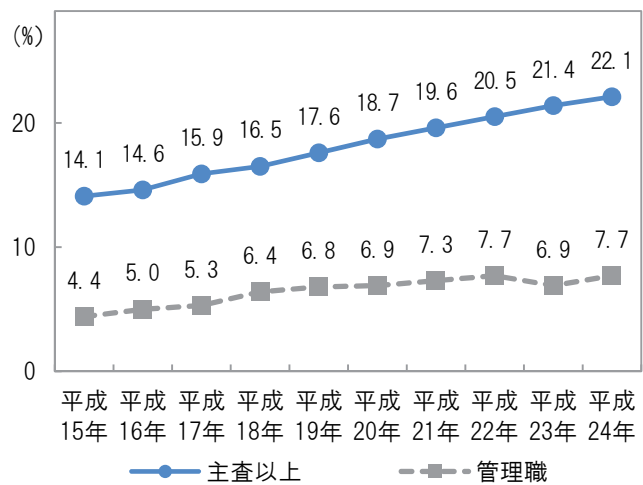


(注) 各年度末 資料：金沢市市民参画課

② 女性職員の登用

市職員の女性登用の割合は、平成24（2012）年4月現在、主査以上は22.1%となっており、毎年上昇を続けています。このうち課長級以上の割合は7.7%となっています。

図表2-13 市の主査以上・管理職の女性職員の割合

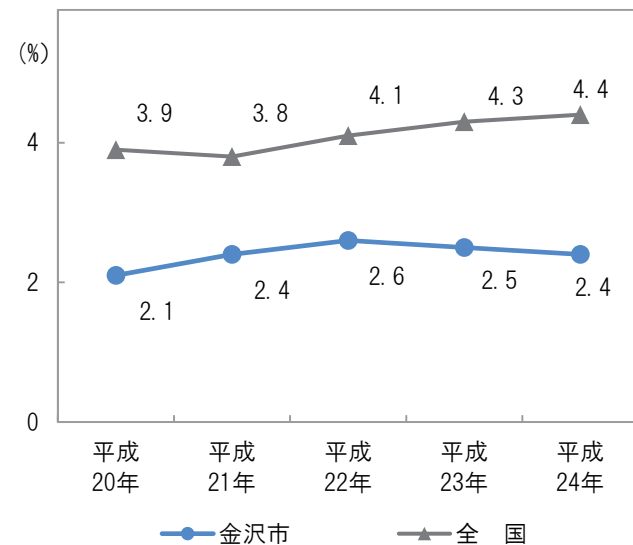


(注) 各年4月1日現在 資料：金沢市職員課

③ 地域における女性の参画

本市における女性の町会長の割合は、平成24（2012）年現在2.4%となっており、全国と比較しても低い率で推移しています。

図表2-14 町会（自治）会長における女性の割合

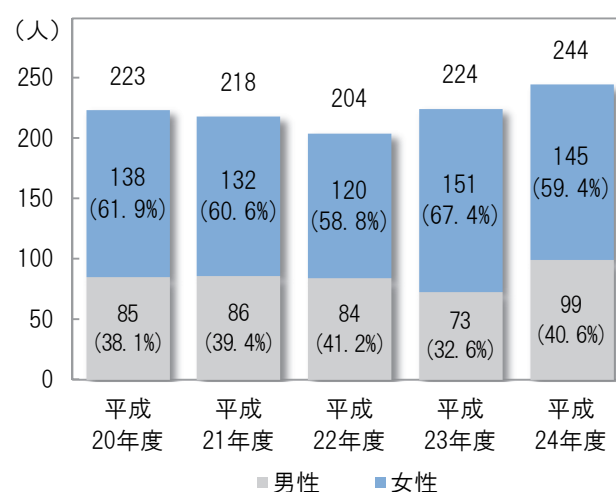


資料：全国は内閣府 金沢市市民参画課

④ ボランティア

金沢ボランティア大学受講者数をみると、平成24年度は過去最高の244人となっています。内訳をみると、女性の割合が高くなっていますが、男性が増加する傾向にあり、平成24年度の99人はこれまでで最も多くの参加となっています。

図表2-15 金沢ボランティア大学受講者の推移

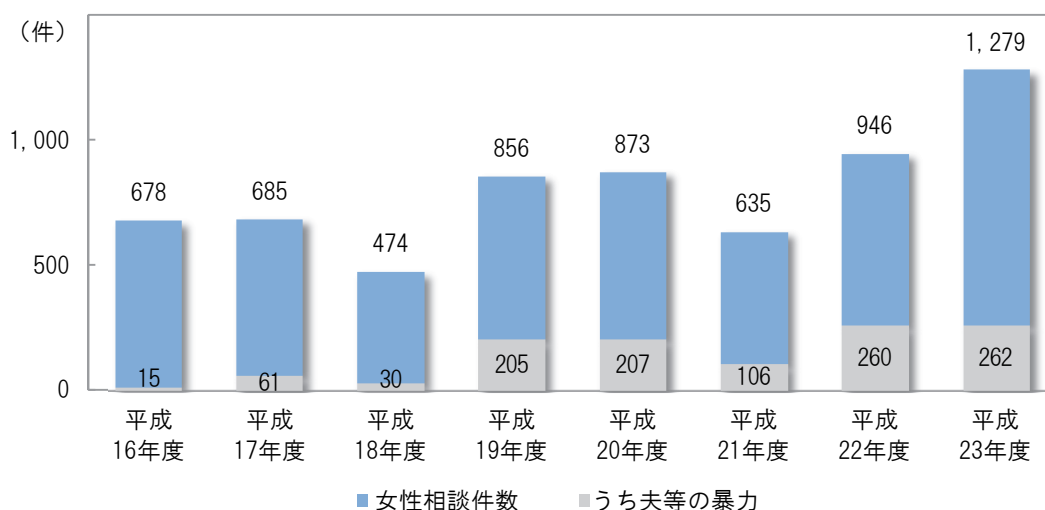


(4) 相談の状況

① 配偶者からの暴力が関係する相談

平成20（2008）年の配偶者暴力防止法の改正に伴い、平成22（2010）年に女性相談支援室（配偶者暴力相談支援センター機能）を設置して相談支援体制の強化を図っています。これにより、相談件数が大幅に増加してきており、平成23（2011）年度におけるべ相談件数は1,279件、うち主訴が夫等の暴力に関するものは262件となっています。

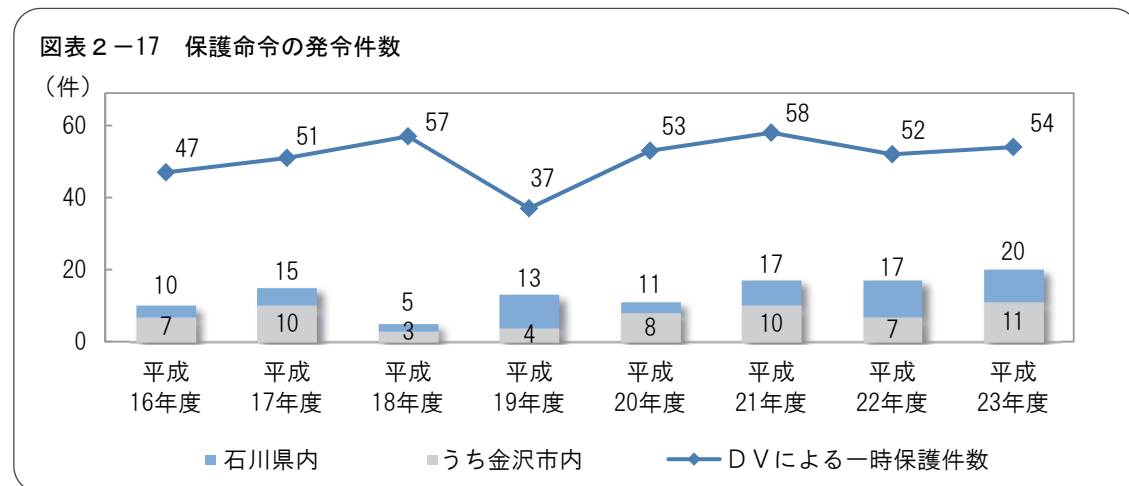
図表2-16 金沢市女性相談件数の推移



資料：金沢市女性相談支援室（平成21年度までは女性相談室）

② 保護命令の発令状況

配偶者暴力防止法に基づく保護命令の発令件数は増加傾向にあり、平成23（2011）年度における石川県の件数は20件、うち金沢市は11件となっています。また、石川県女性相談支援センターにおけるDVによる一時保護件数は、年間50件前後で推移しています。



(5) 検診の状況

健康増進・疾病の早期発見のためすこやか検診を実施しています。性差に応じたがん検診を実施しており、女性を対象とした乳がん検診・子宮頸がん検診については、節目年齢に無料クーポンを配布して受診を推進しています。

図表 2-18 乳がん検診・子宮頸がん検診の受診率の推移

単位：％

区 分			20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代
乳がん検診	すこやか検診	平成21年度			14.4	12.4	15.3
		平成22年度			10.3	9.1	14.2
		平成23年度			12.0	10.1	14.9
	無料クーポン	平成21年度	27.5	25.2	18.2	23.5	18.4
		平成22年度	27.9	21.9	18.3	20.1	19.7
		平成23年度	27.2	21.5	19.4	17.8	18.3
子宮頸がん検診	すこやか検診	平成21年度	3.9	10.1	12.9	10.2	12.4
		平成22年度	4.6	10.1	12.9	10.1	11.4
		平成23年度	5.1	11.4	14.2	10.7	12.6
	無料クーポン	平成21年度	6.3	17.3	22.4	24.7	30.2
		平成22年度	8.4	17.1	22.7	25.1	29.6
		平成23年度	7.2	16.0	21.4	21.7	28.8

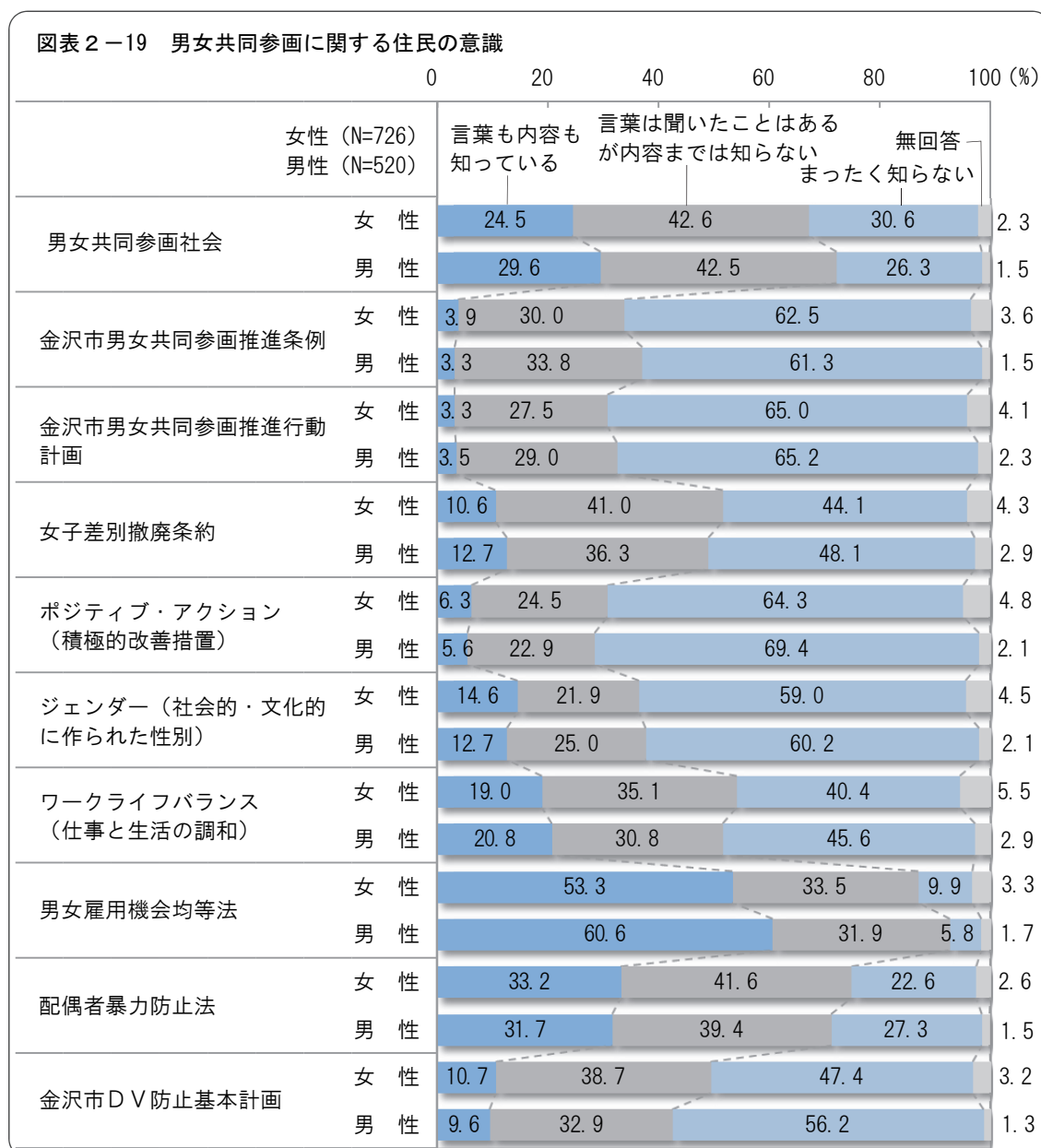
資料：金沢市健康総務課

4 市民意識調査

この計画の策定に先立ち、市民2,500人を対象にアンケート調査を実施しました。

(1) 男女共同参画社会に関する用語の認知度

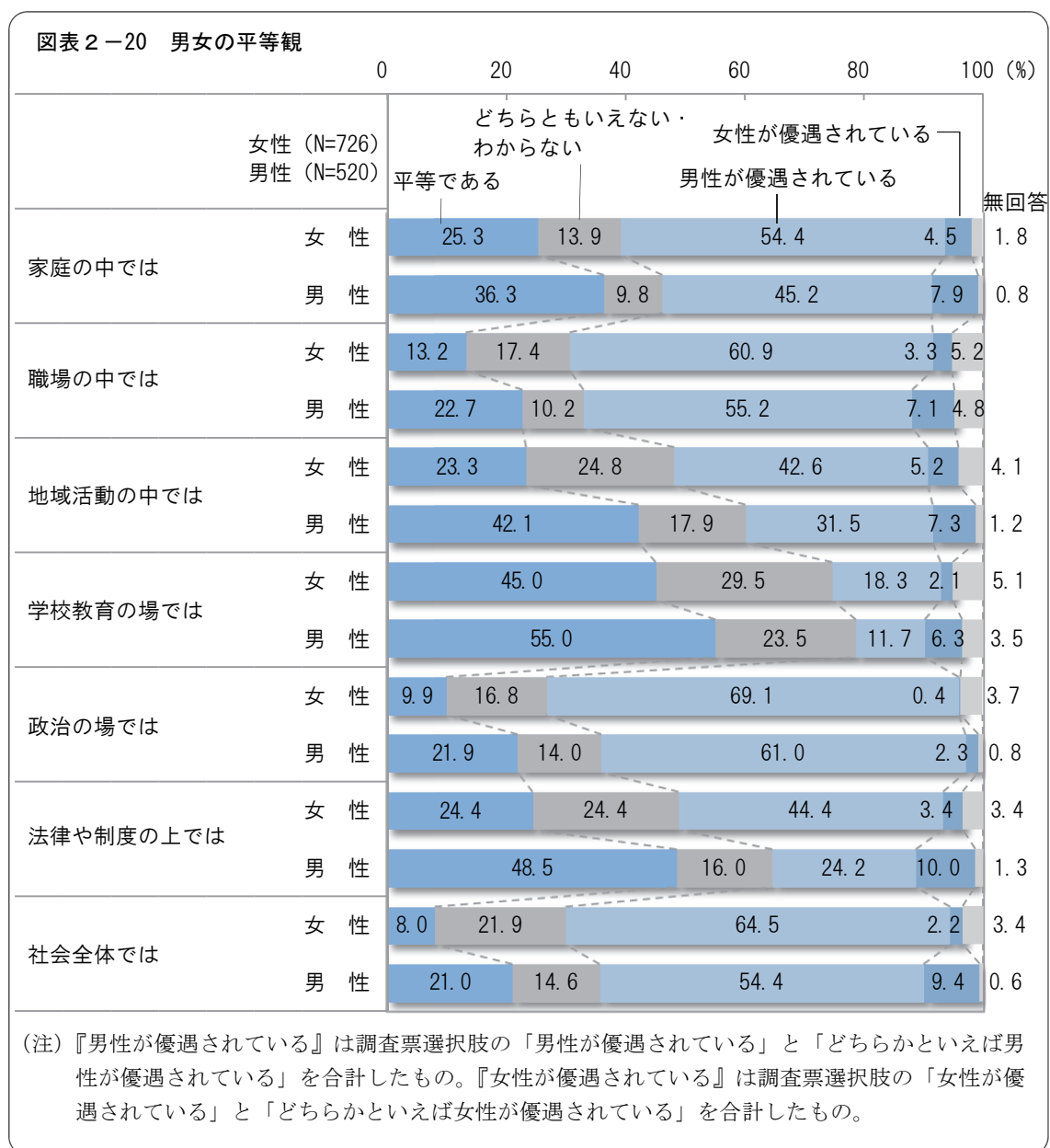
男女共同参画社会に関する用語についてたずねたところ、「言葉も内容も知っている」との回答が最も高いのは「男女雇用機会均等法」です。次いで「配偶者暴力防止法」、「男女共同参画社会」と続いています。これに対し、「金沢市男女共同参画推進行動計画」や「金沢市男女共同参画推進条例」は、「言葉も内容も知っている」との回答は3%台にとどまっており、更なる広報・啓発が必要です。



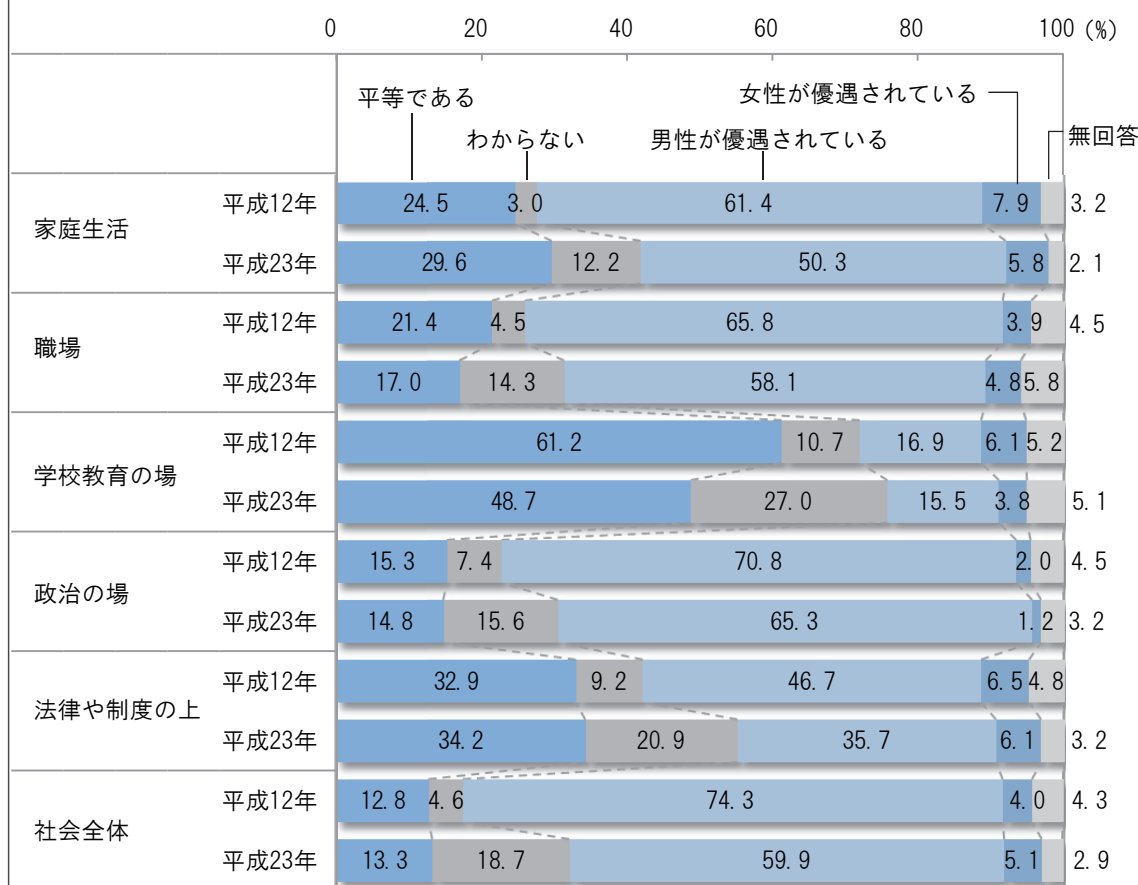
(2) 男女の地位の平等観

社会の様々な場面における男女の地位の平等観についてたずねたところ、「社会全体」では「平等である」との回答は少なく、「職場の中」、「政治の場」では「男性が優遇されている」が男女ともに50%を超えています。「平等である」との回答は、「学校教育の場」が最も高く、ついで「法律や制度の上」、「地域活動の中」が続いています。

さらに、自営業・家族従業者の職場における平等観をみると、女性は「男性が優遇されている」との回答が65%を超えています。



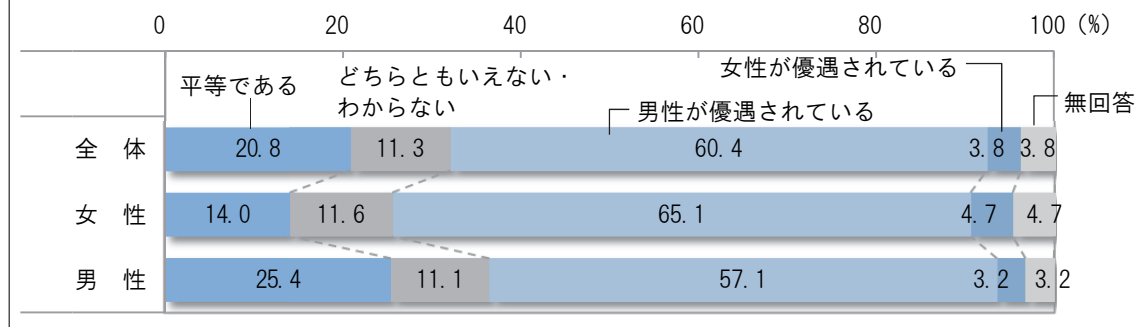
図表2-21 男女の地位の平等観



(注) 1 『男性が優遇されている』は調査票選択肢の「男性が優遇されている」と「どちらかといえば男性が優遇されている」を合計したもの。『女性が優遇されている』は調査票選択肢の「女性が優遇されている」と「どちらかといえば女性が優遇されている」を合計したもの。

2 平成23年は「わからない」を「どちらともいえない・わからない」に読み替える。

図表2-22 職場における平等観（自営業・家族従業者）



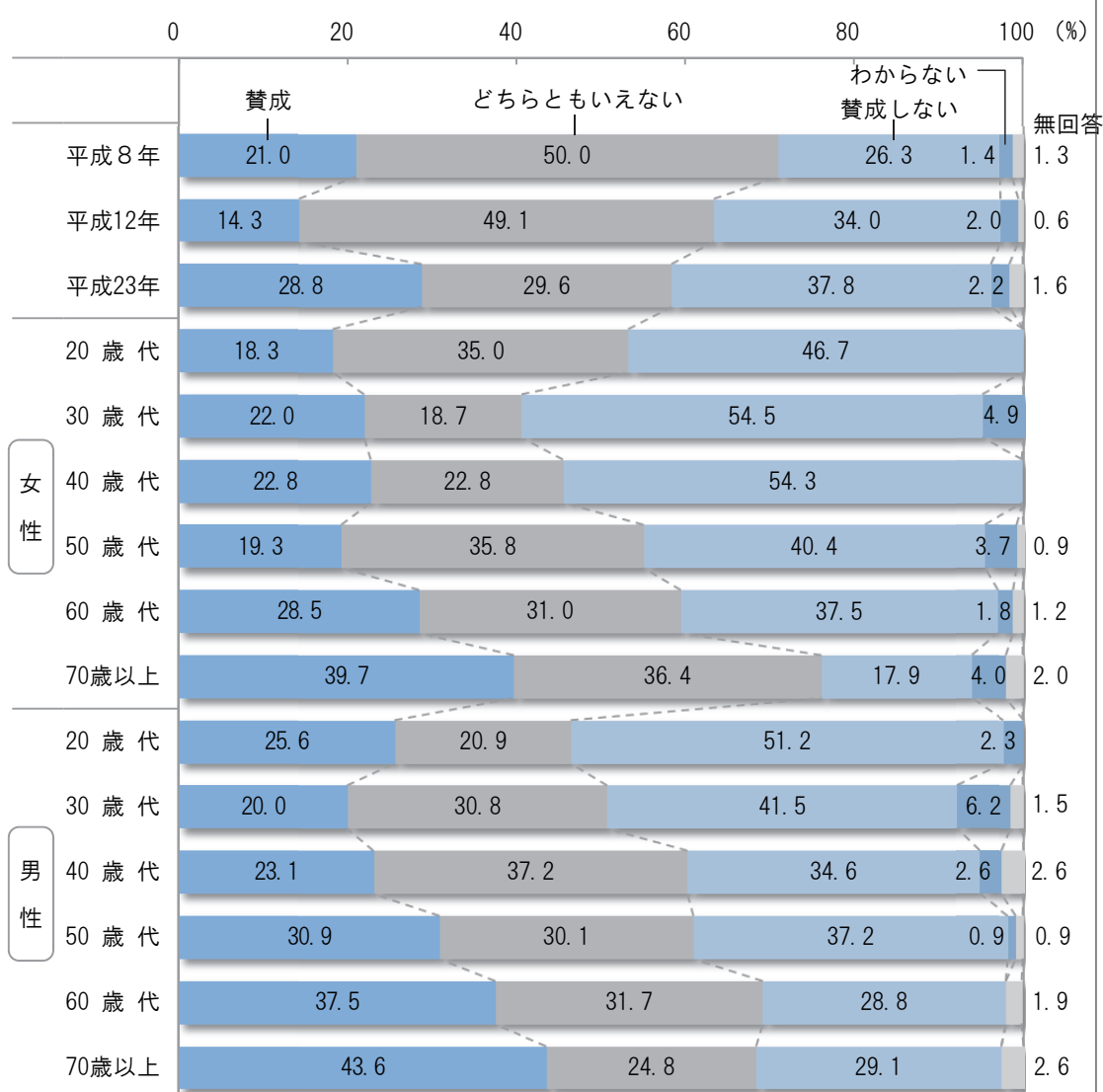
(3) 「男は仕事、女は家庭」という考え方

「男は仕事、女は家庭」という考え方についてたずねたところ、「賛成」は28.8%、「賛成しない」は37.8%と、「賛成しない」が「賛成」を9ポイント上回っています。

年齢別にみると、男女ともに年齢が上がるにつれて「賛成」が高くなる傾向にあり、年代のギャップが大きくなっています。

平成8・12年度の調査と比べると、「賛成しない」は高くなってきており、固定的性の役割分担の意識は変わってきていると言えます。

図表2-23 「男は仕事、女は家庭」という考え方について



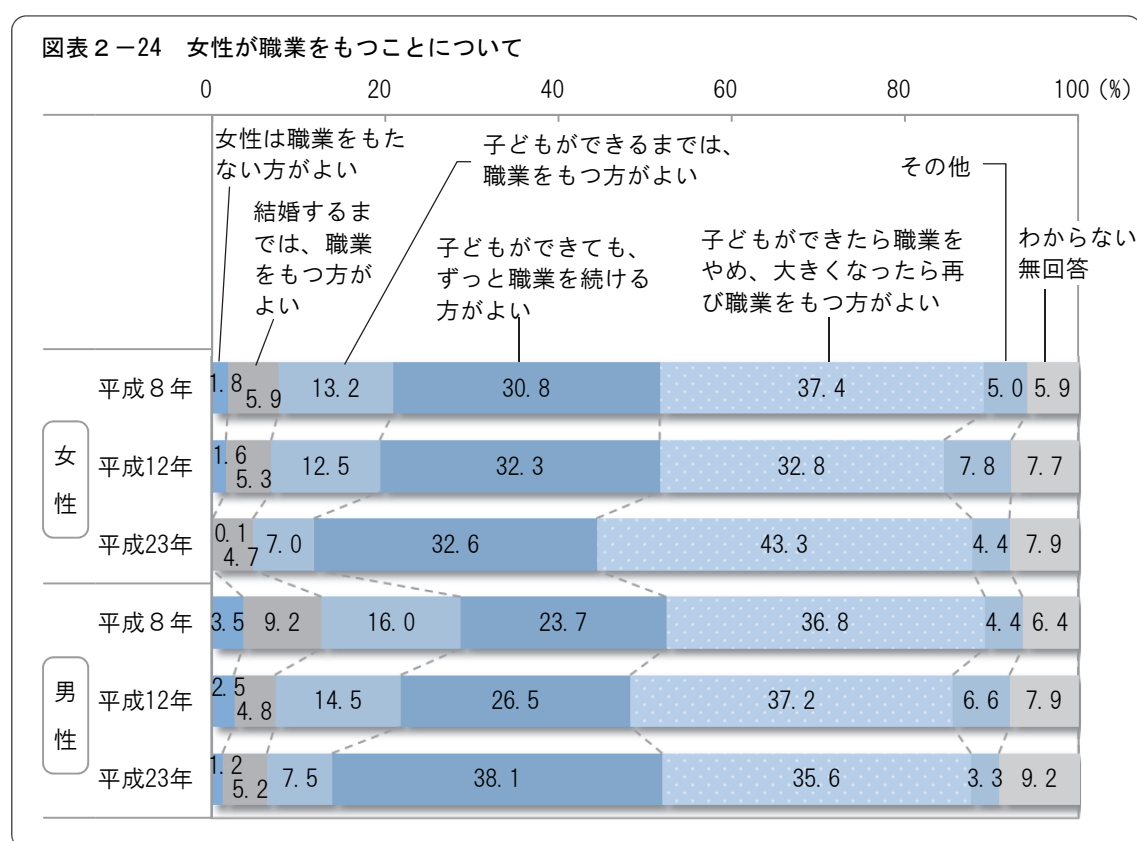
(注) 1 『賛成』は調査票選択肢の「賛成」と「やや賛成」を合計したもの。『賛成しない』は「賛成しない」と「あまり賛成しない」を合計したもの。

2 平成8・12年については「賛成」を「同感する」、「賛成しない」を「同感しない」に読み替える。

(4) 女性が職業をもつこと

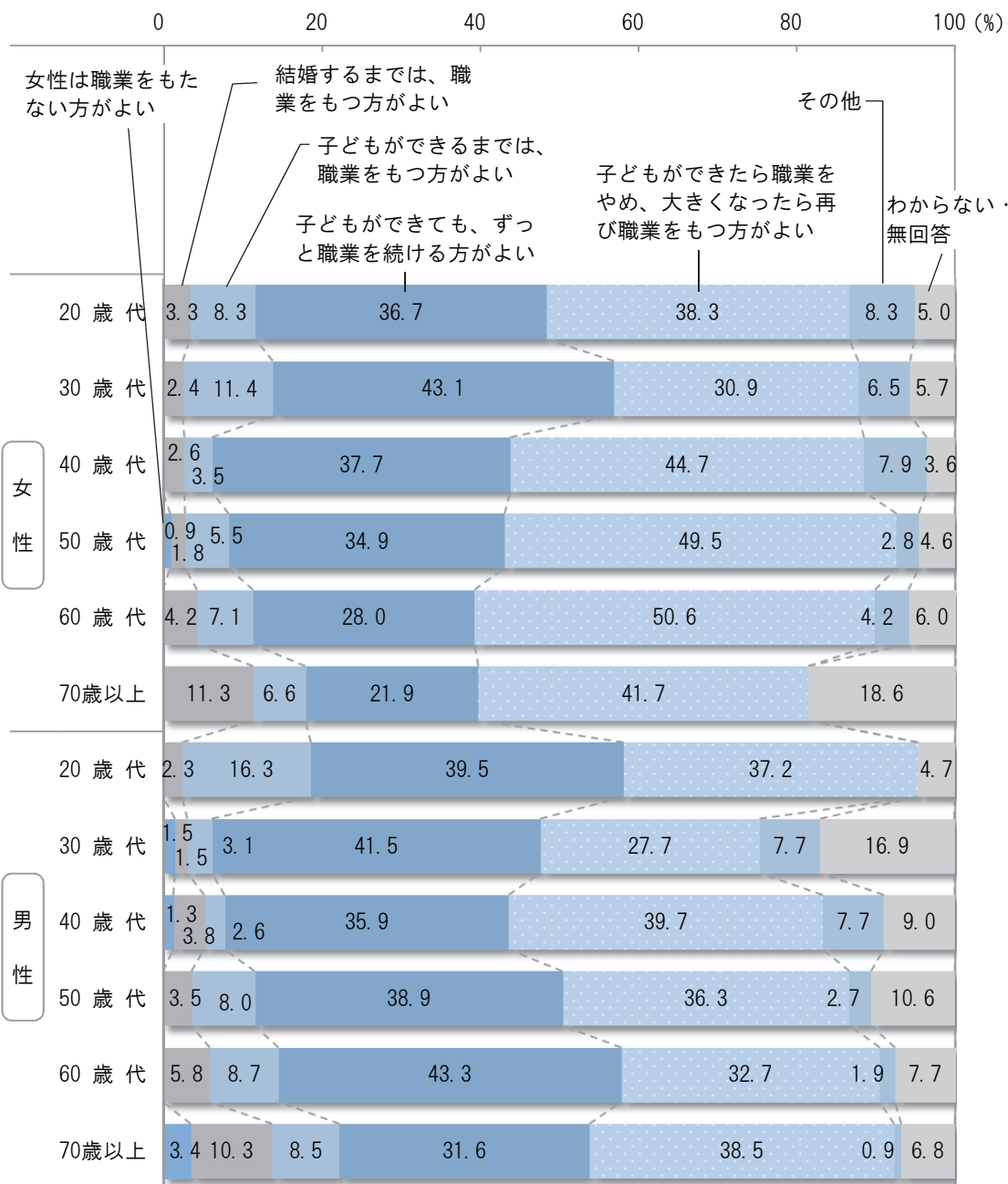
女性が職業をもつことについてたずねたところ、女性は「子どもができれば職業をやめ、大きくなったら再び職業をもつ方がよい（中断型）」とする人が43.3%と最も高く、「子どもができて、ずっと職業を続ける方がよい（継続型）」も32.6%と比較的高くなっています。男性も上記2項目が高くなっていますが、順序は逆になっており、女性よりも男性の方が継続型がよいと考えている人の割合が高いという結果になっています。

これまでの調査との比較では、「職業をもたない方がよい」、「結婚するまでは、職業をもつ方がよい（結婚退職型）」、「子どもができるまでは、職業をもつ方がよい（出産退職型）」などが低くなり、継続型が高くなってきています。特に男性における意識の変化が大きいと言えます。



年齢別にみると、女性は、全体で最も高かった中断型は40歳代以降が高く、30歳代は継続型が高くなっています。男性は年齢による傾向は読み取りにくく、継続型が最も高いのは団塊世代が含まれる60歳代となっています。

図表2-25 女性が職業をもつことについて（性・年齢別）

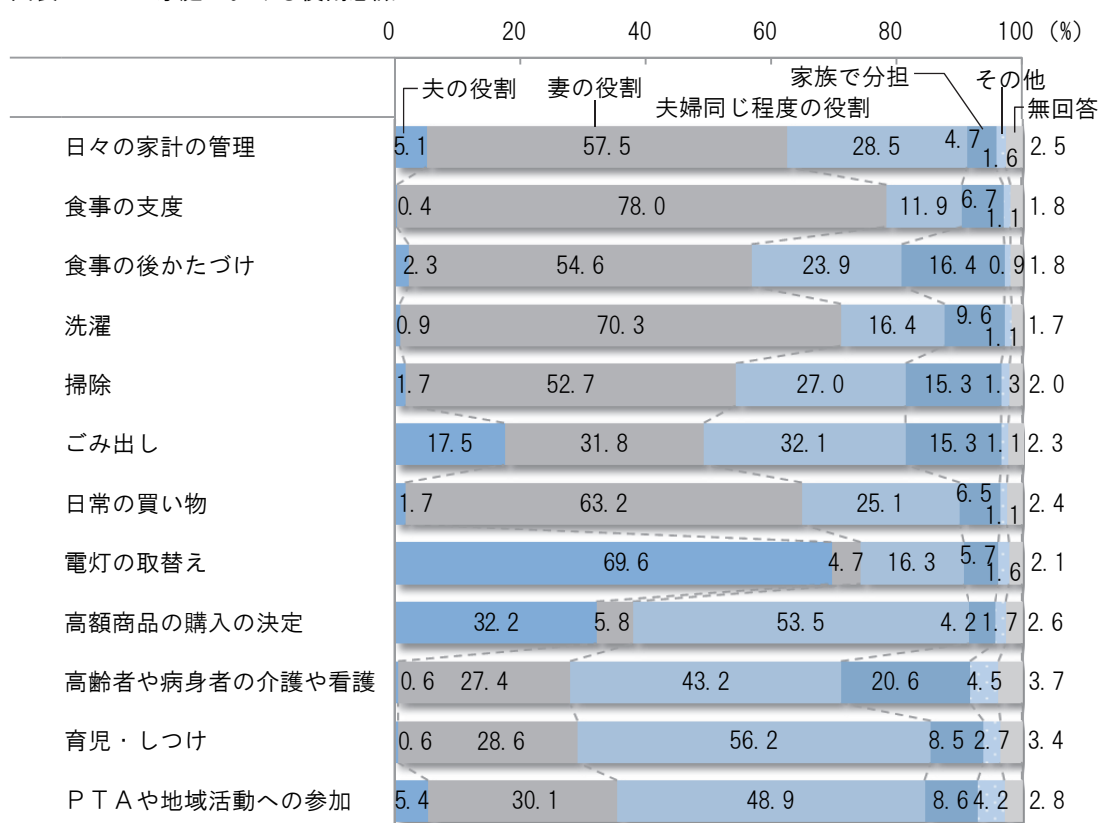


(5) 家庭における役割意識

家庭の仕事がだれの役割だと思うかをたずねたところ、「夫婦同じ程度の役割」との回答が多いのは、「育児・しつけ」、「高額商品の購入の決定」、「P T Aや地域活動への参加」、「高齢者や病身者の介護や看護」などです。

「妻の役割」との回答が50%を上回るのは、「食事の支度」、「洗濯」、「日常の買い物」、「日々の家計の管理」、「食事の後かたづけ」、「掃除」の6項目と多くなっています。一方、「夫の役割」との回答が多いのは、「電灯の取替え」です。

図表2-26 家庭における役割意識



(6) 結婚に対する考え方

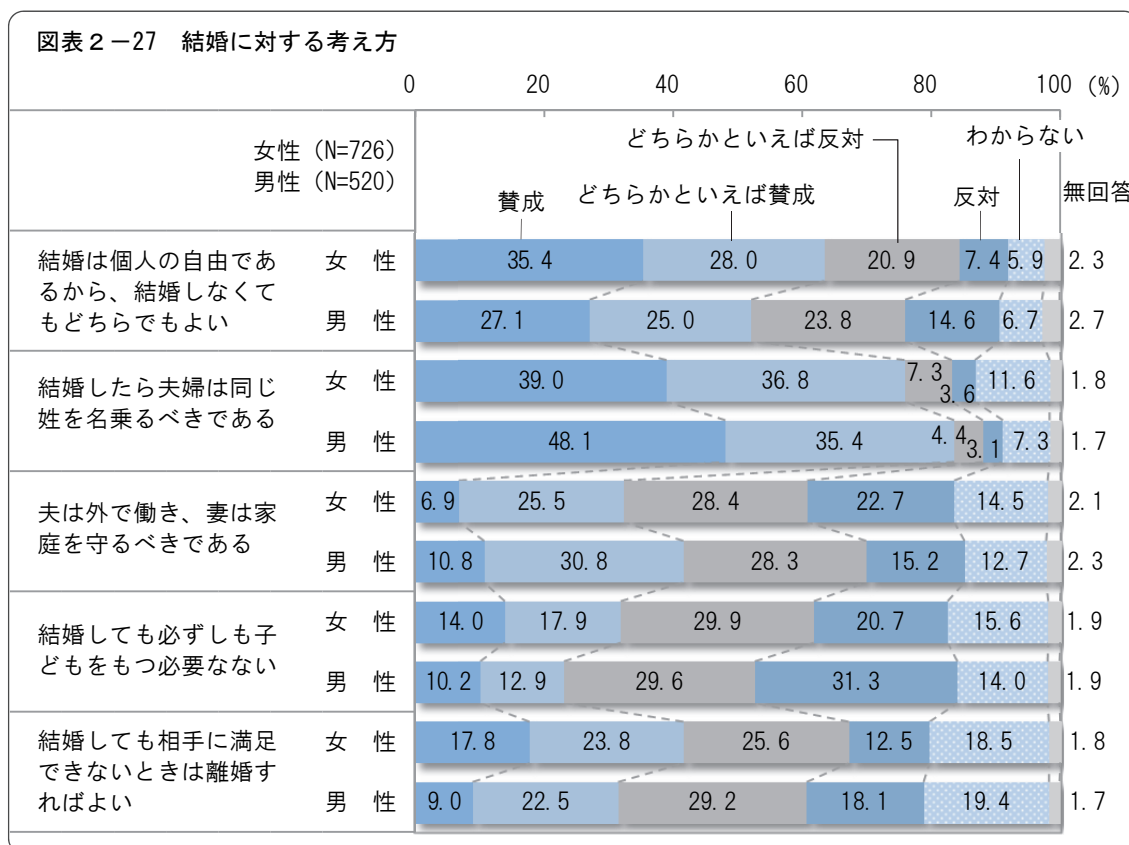
結婚に関する考え方をたずねたところ、「結婚は個人の自由であるから、結婚してもしなくてもどちらでもよい」については、「賛成」「どちらかといえば賛成」を合わせた＜賛成＞が、女性63.4%、男性52.1%と比較的高くなっています。また男女差が10ポイント以上と大きくなっています。

「結婚したら夫婦は同じ姓を名乗るべきである」については、＜賛成＞が女性75.8%、男性83.5%と、男女ともに非常に高い率です。

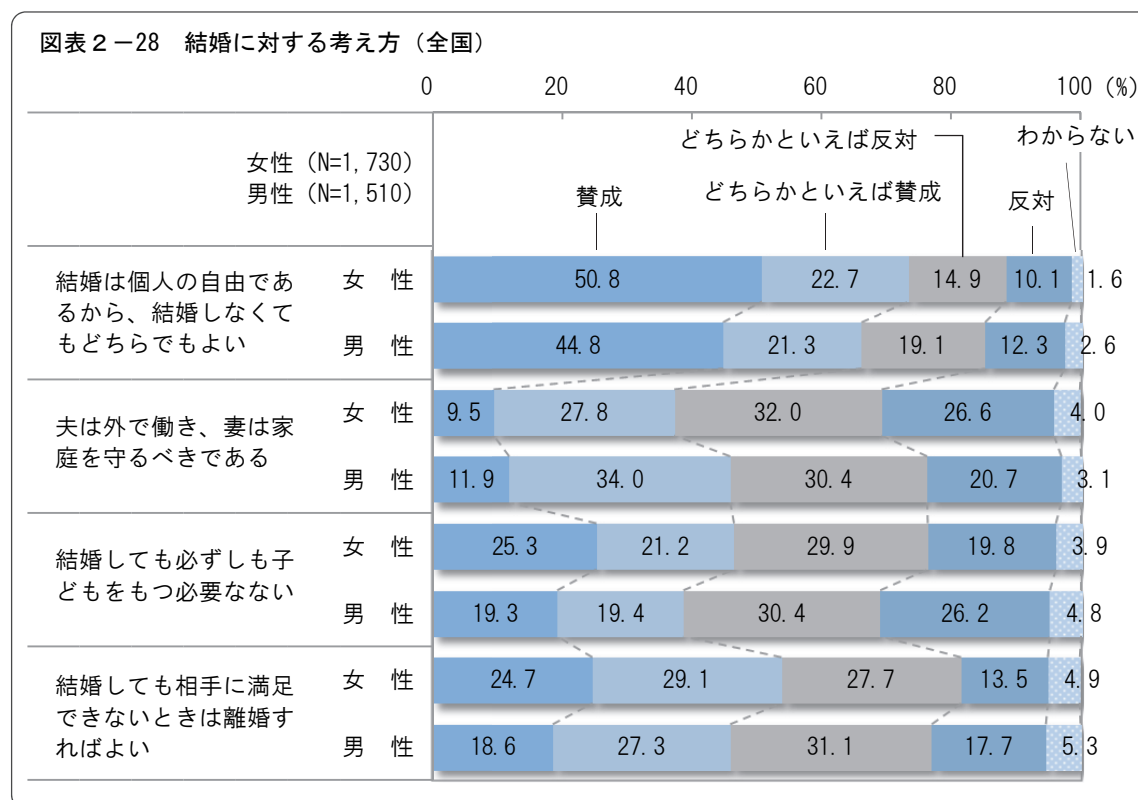
「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」については、女性は「反対」「どちらかといえば反対」を合わせた＜反対＞が51.1%、＜賛成＞が32.4%と、＜反対＞が＜賛成＞を大きく上回っています。男性は＜反対＞と＜賛成＞はほぼ同率です。

「結婚しても必ずしも子どもをもつ必要はない」については、男女ともに＜反対＞が高く、特に男性では＜反対＞が60%を超えています。

「結婚しても相手に満足できないときは離婚すればよい」については、女性は＜賛成＞が＜反対＞よりやや高く、男性は＜反対＞が＜賛成＞を大きく上回っており、男女の意識が大きく異なります。「わからない」が他の項目に比べて高いという特徴があります。



国の調査と比べると、男女の傾向としては同様です。本市の回答に「わからない」が多いため率だけでは比較できませんが、結婚しないこと、離婚すること、子どもをもたないことについては、全国よりもやや否定的（保守的）な傾向にあります。



(7) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）

① ワーク・ライフ・バランスの希望と現実

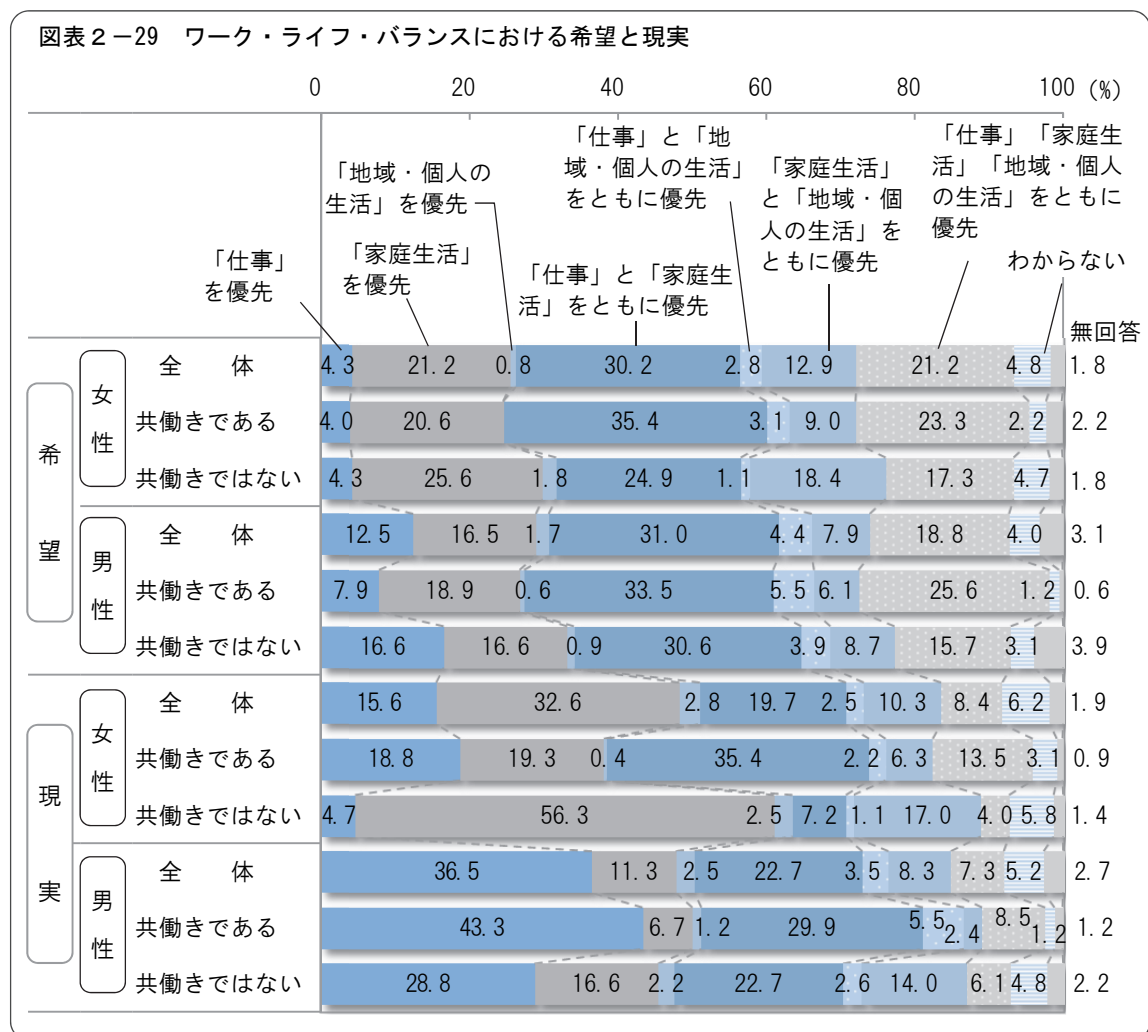
生活の中での「仕事」、「家庭生活」、「地域・個人の生活（地域活動・学習・趣味・つきあい等）」の優先度について、希望（理想）と現実（現状）に近いものをたずねたところ、希望については、男女ともに『「仕事」と「家庭生活」をともに優先』が最も高くなっています。女性に比べて男性は『「仕事」を優先したい』がやや高く、『「家庭生活」を優先したい』、『「家庭生活」と「地域生活」をともに優先したい』がやや低くなっています。

現実については、男性は『「仕事」を優先している』が36.5%と最も高く、女性は『「家庭生活」を優先している』が最も高く、いずれも男女差が20ポイント以上と大きくなっ

ています。

希望と現実を比べると、女性は『「仕事」を優先』と『「家庭生活」を優先』が希望に比べて現実が10ポイント以上高く、『「仕事」と「家庭生活」をともに優先』と『「仕事」「家庭生活」「地域・個人の生活」をともに優先』が希望に比べて現実が10ポイント以上低くなっています。男性は、『「仕事」を優先』の現実が希望に比べて24ポイント高く、『「仕事」と「家庭生活」「地域・個人の生活」をともに優先』や『「仕事」と「家庭生活」をともに優先』の現実が希望より低くなっています。

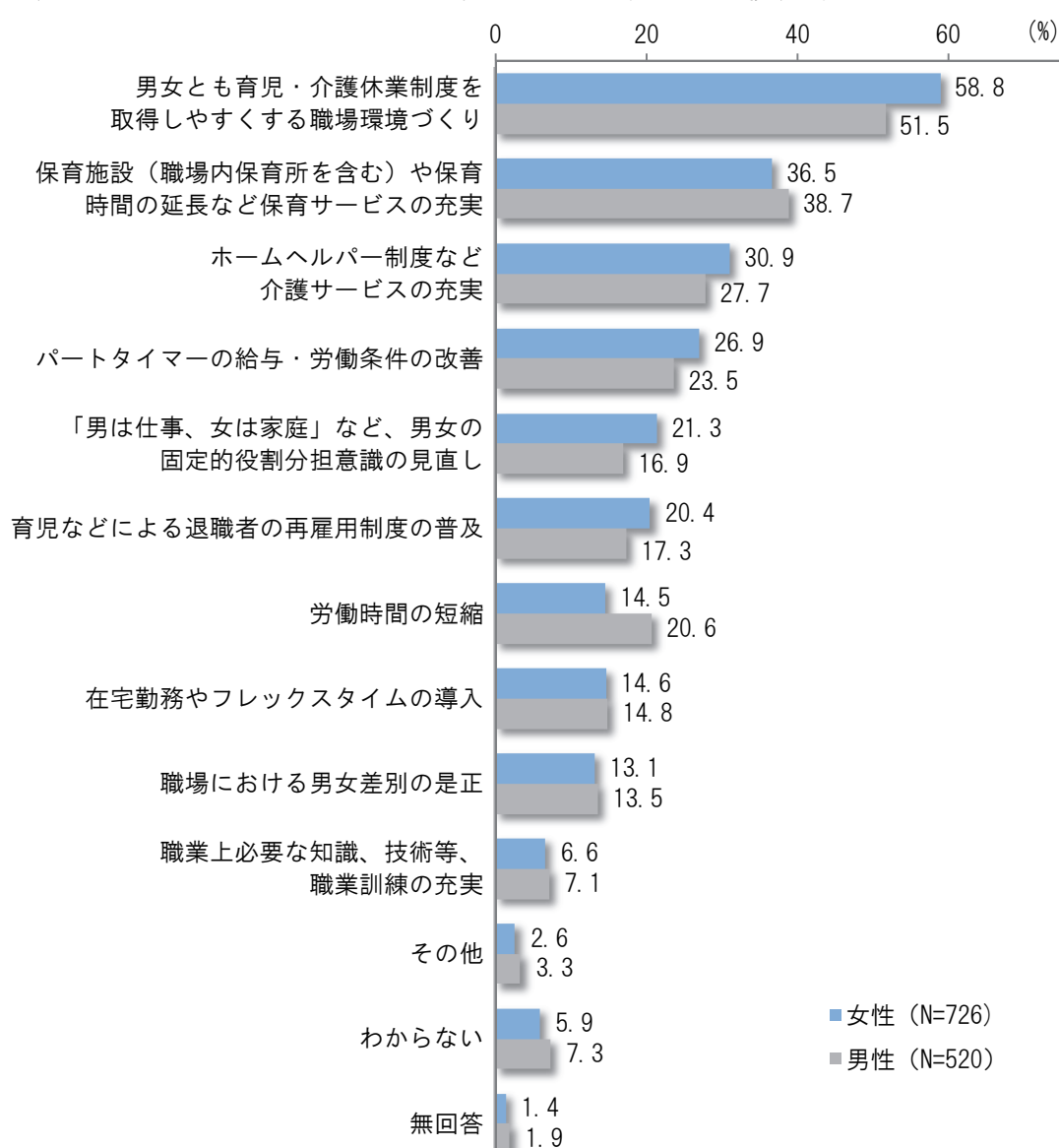
女性は家庭、男性は仕事を優先せざるを得ないという現実が浮かび上がっています。



② ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて必要なこと

仕事と家庭生活の両立をしていくために必要なことをたずねたところ、「男女とも育児・介護休業制度を取得しやすくする職場環境づくり」が男女ともに50%以上で最も高くなっています。5ポイント以上の男女差がみられるのは、「男女とも育児・介護休業制度を取得しやすくする職場環境づくり」、「労働時間の短縮」です。

図表2-30 ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて必要なこと（複数回答）



(8) 職業に関する意識

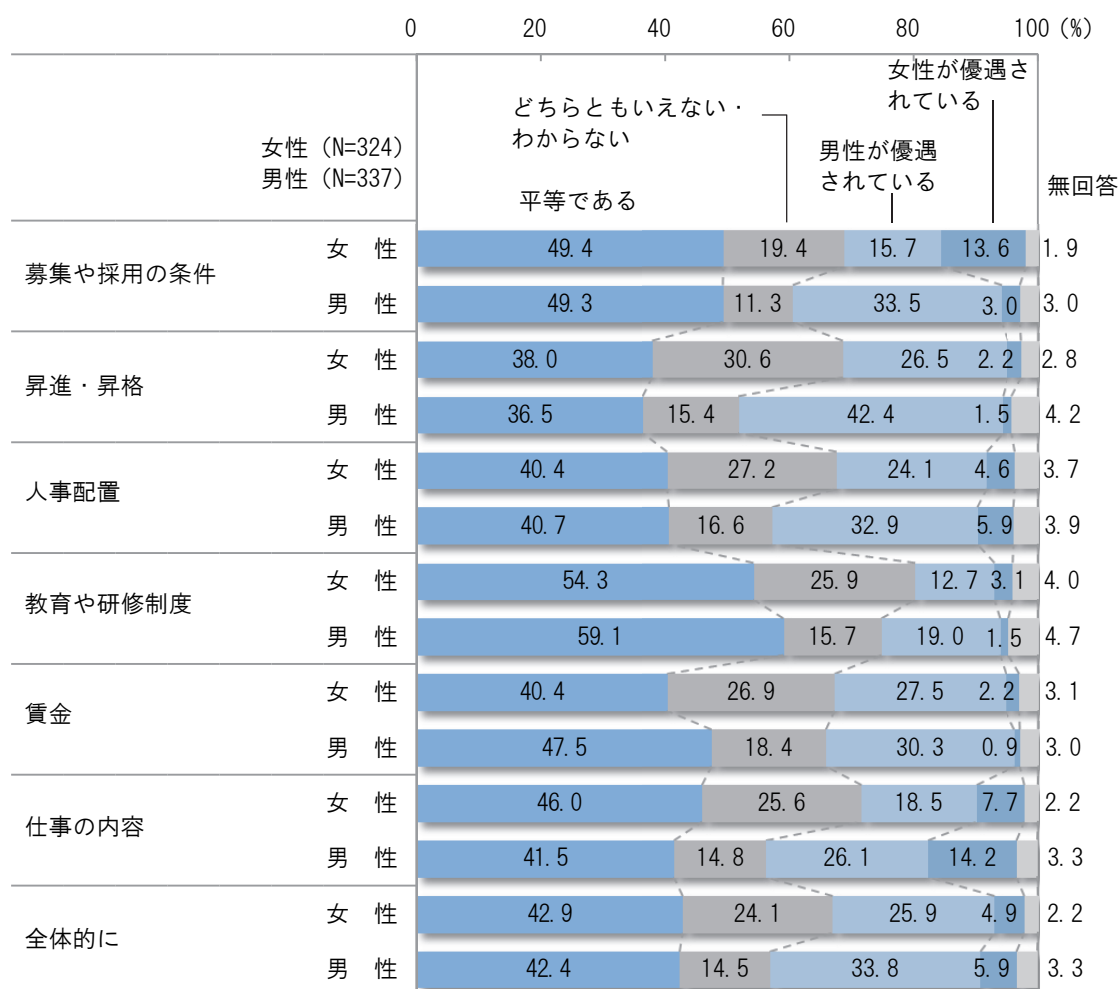
① 職場における男女平等

収入のある職業についている人に職場が男女平等になっているかをたずねたところ、「平等である」が最も高いのは「教育や研修制度」であり、男女ともに50%を上回っています。

「平等である」が最も低いのは「昇進・昇格」で、40%を下回っています。特に男性自身が「男性が優遇されている」と思っている人が多く、女性は「どちらともいえない・わからない」が高くなっています。

そのほかの項目についても、「男性が優遇されている」と回答した率は女性よりも男性が高く、職場での不平等をより強く意識しているのは男性であると言えます。

図表2-31 職場における男女平等の状況



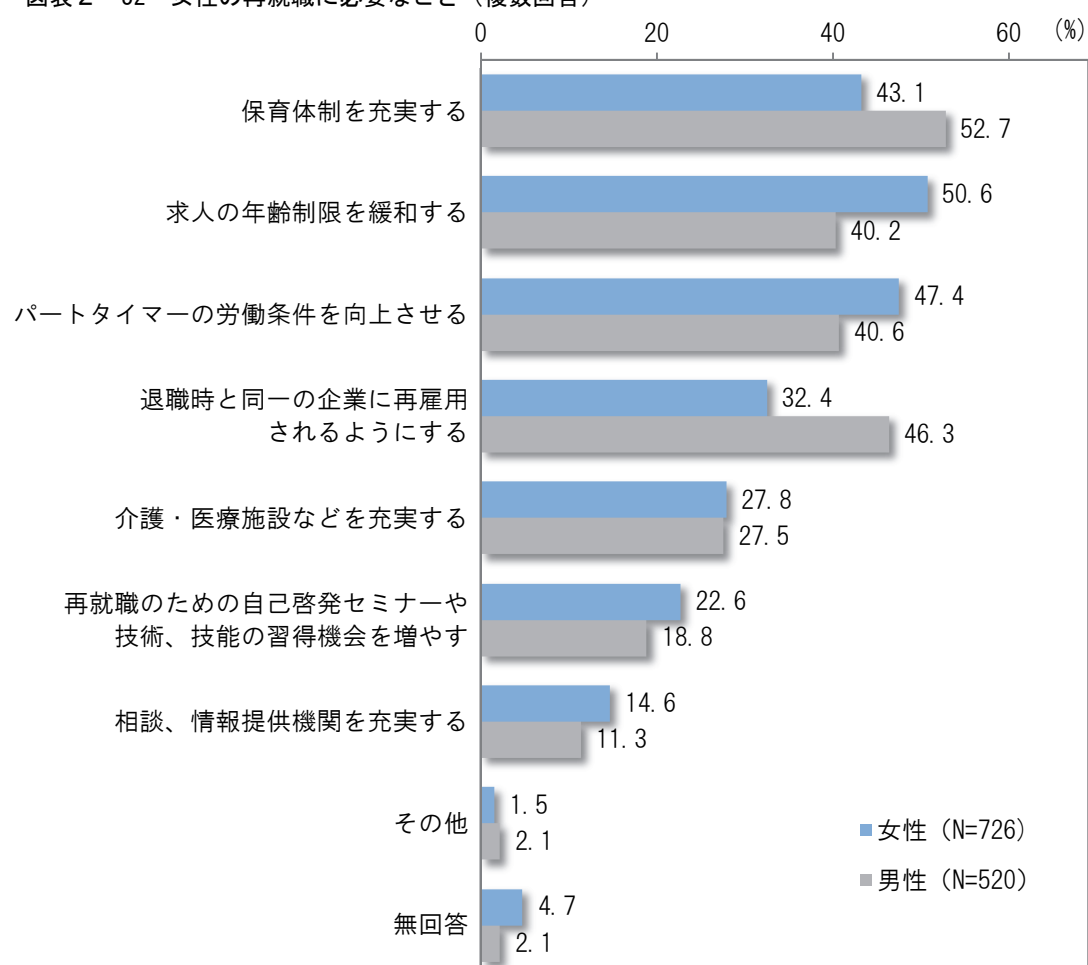
(注) 『男性が優遇されている』は調査票選択肢の「男性が優遇されている」と「どちらかといえば男性が優遇されている」を合計したもの。『女性が優遇されている』は調査票選択肢の「女性が優遇されている」と「どちらかといえば女性が優遇されている」を合計したもの。

② 女性の再就職に必要なこと

いったん離職した女性が再就職や起業にチャレンジするために必要なことをたずねたところ、女性は「求人の年齢制限を緩和する」が50.6%と最も高く、「パートタイマーの労働条件を向上させる」、「保育体制を充実する」も40%以上の比較的高い率です。

男性は「保育体制を充実する」が52.7%と最も高く、次いで「退職時と同一の企業に再雇用されるようにする」、「パートタイマーの労働条件を向上させる」、「求人の年齢制限を緩和する」などの順となっています。

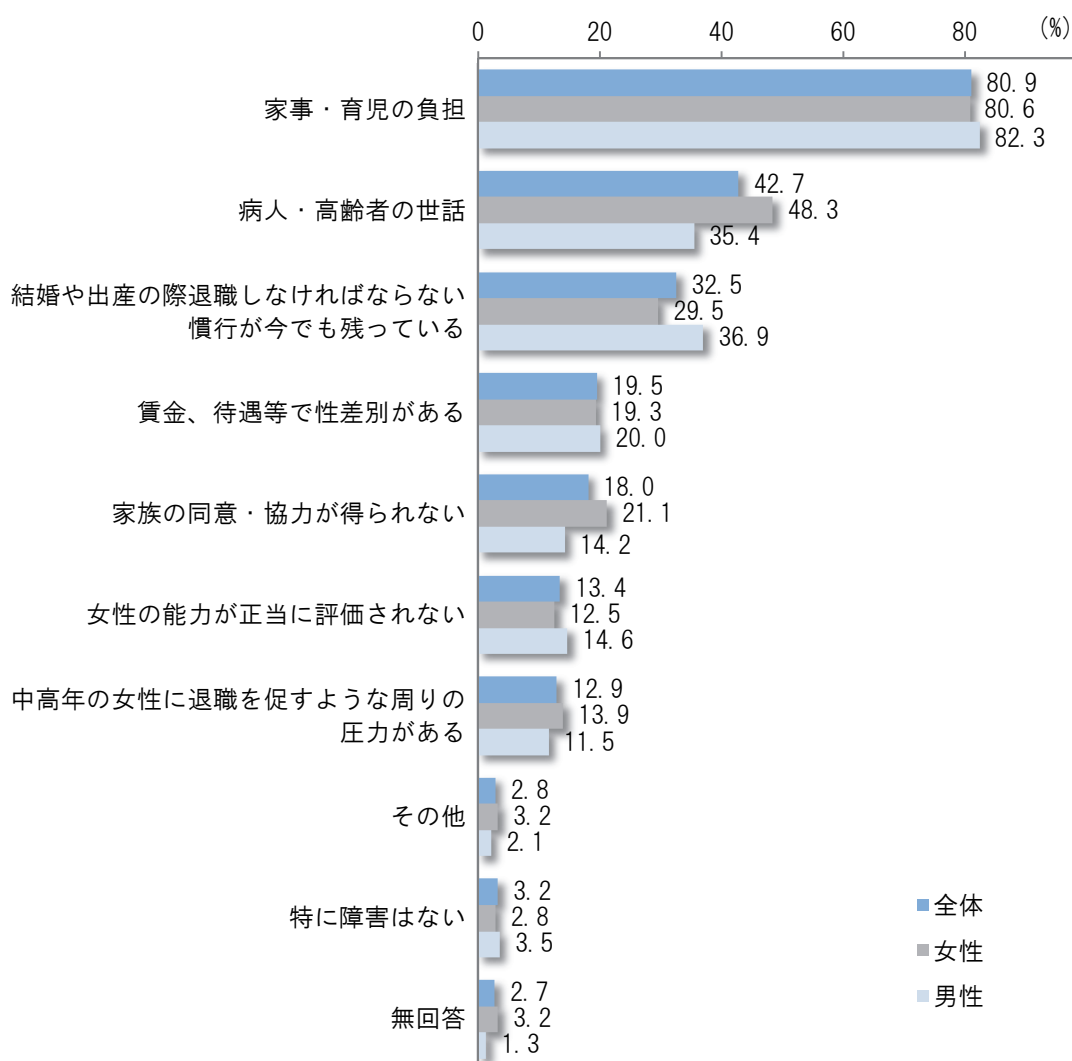
図表2-32 女性の再就職に必要なこと（複数回答）



(9) 女性が仕事を続けていく上での障害

女性が職業を続けていく上での障害をたずねたところ、「家事・育児の負担」をあげる人が80.9%と大多数を占めています。次いで、「病人・高齢者の世話」が42.7%、「結婚や出産の際退職しなければならない慣行が今でも残っている」が32.5%で続いています。

図表2-33 女性が仕事を続けていく上での障害（複数回答）

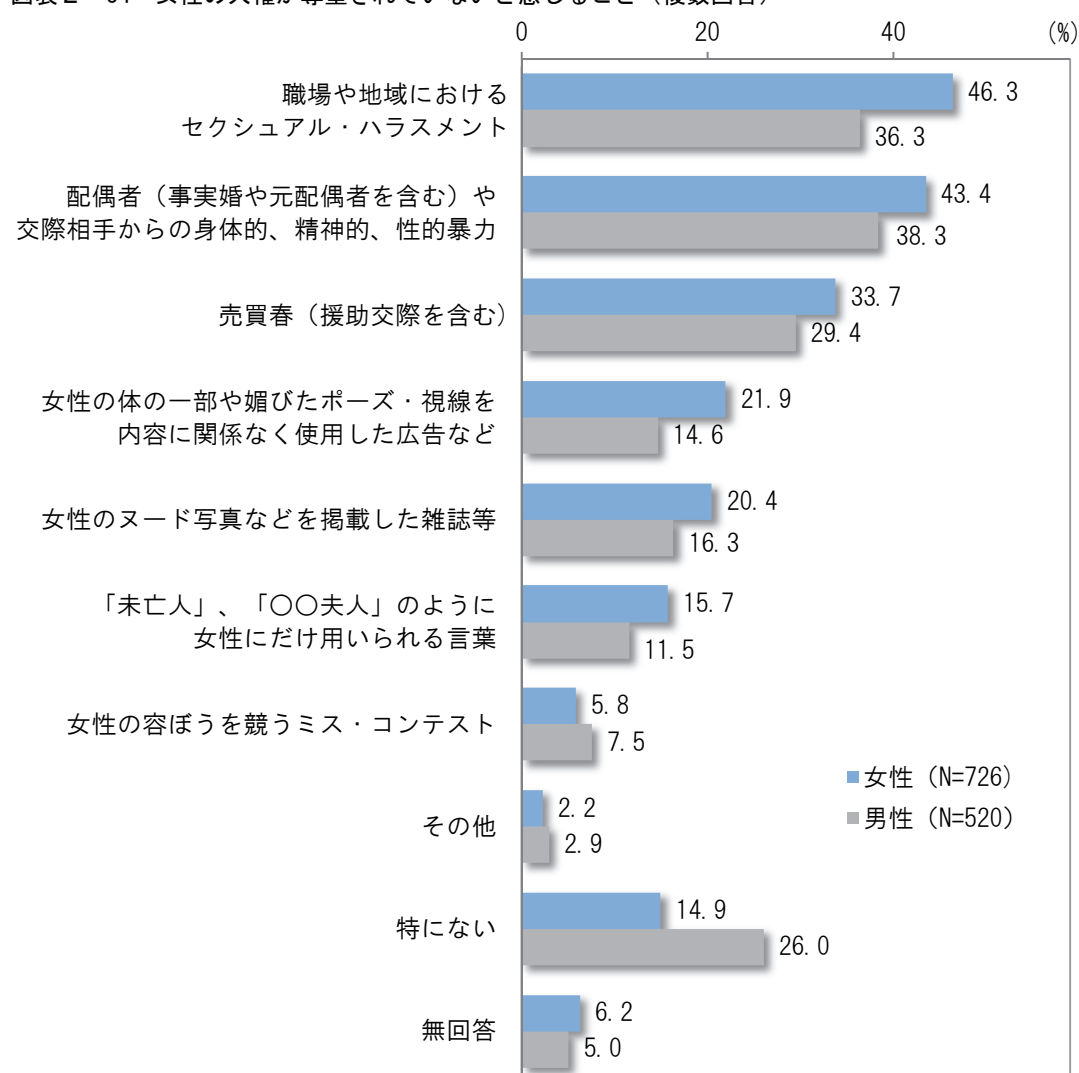


(10) 女性の人権について

女性の人権が尊重されていないと感じることをたずねたところ、女性では「職場や地域におけるセクシュアル・ハラスメント」と「配偶者（事実婚や元配偶者を含む）や交際相手からの身体的、精神的、性的暴力」の2項目が40%以上と高くなっています。「売買春（援助交際を含む）」も30%以上の比較的高い率です。

男性も上位3項目は同じですが、全般的に率は低く、「職場や地域におけるセクシュアル・ハラスメント」は10ポイントの開きがあります。

図表2-34 女性の人権が尊重されていないと感じること（複数回答）



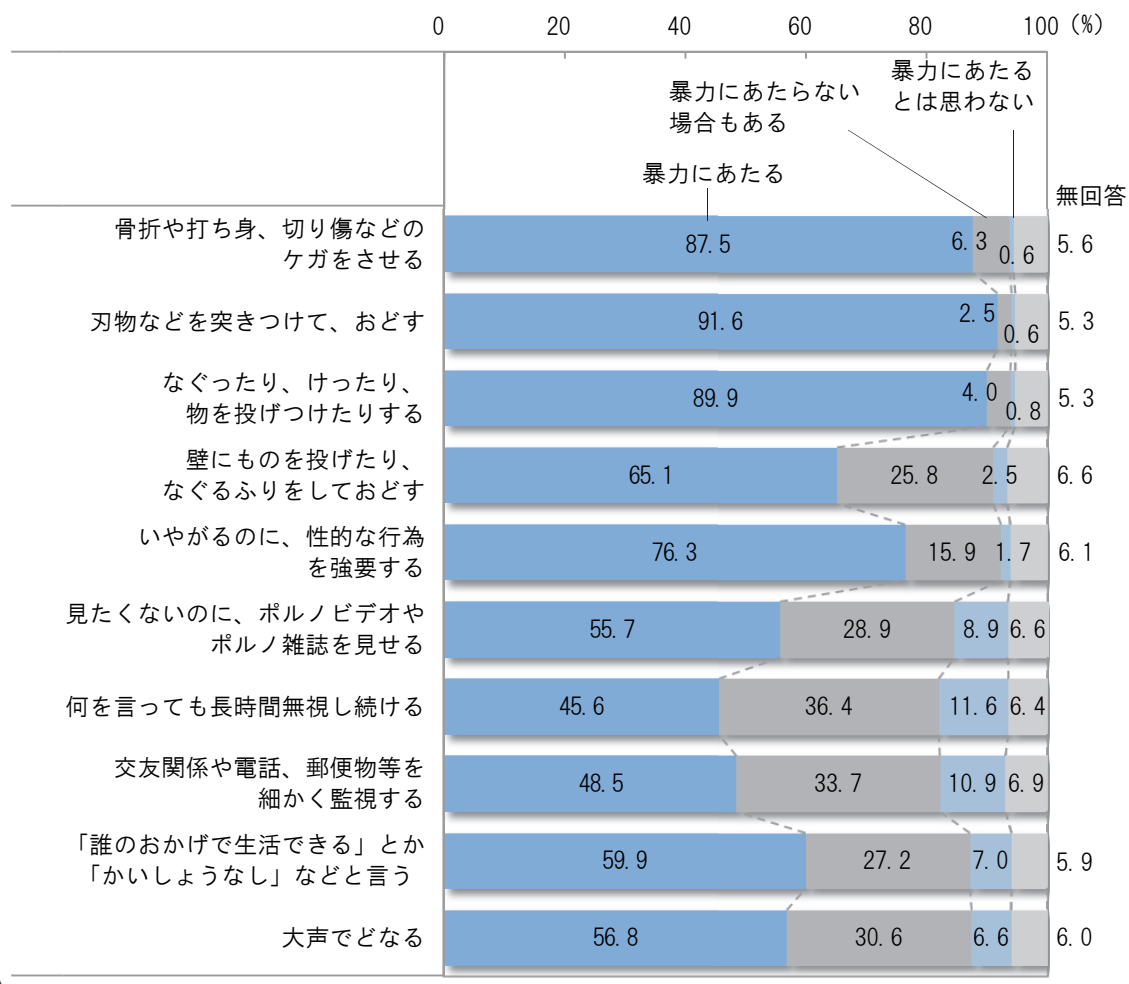
(11) ドメスティック・バイオレンス（DV）について

① DVに該当する暴力行為

DVに該当すると思う暴力行為についてたずねたところ、「刃物などを突きつけて、おどす」、「なぐったり、けったり、物を投げつけたりする」、「骨折や打ち身、切り傷などのケガをさせる」の3項目は90%前後と大半の人が「暴力にあたる」としています。次いで、「いやがるのに、性的な行為を強要する」は約4人に3人が、「壁にものを投げたり、なぐるふりをしておどす」は約3人に2人が「暴力にあたる」としています。

これに対し、「交友関係や電話、郵便物等を細かく監視する」、「何を言っても長時間無視し続ける」は「暴力にあたる」とする人が半数を切っています。

図表2-35 DVに該当する暴力行為



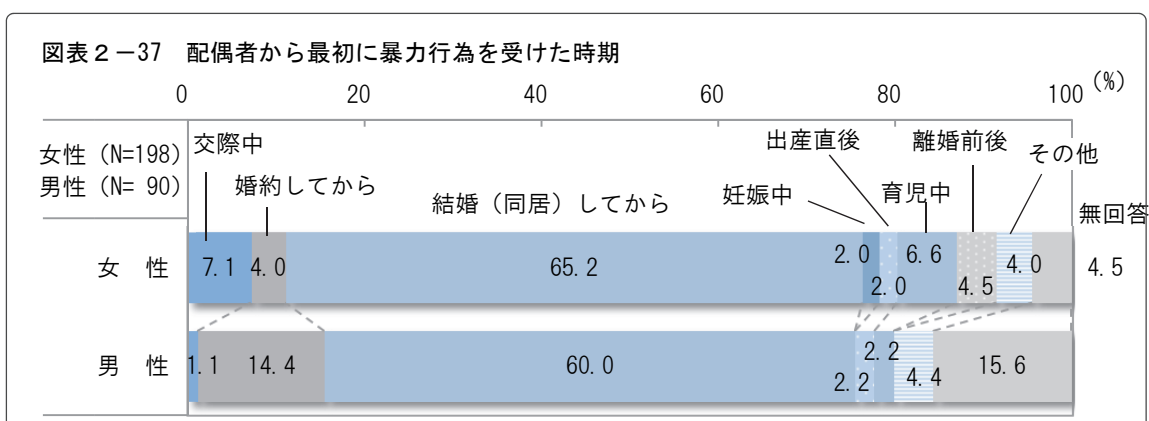
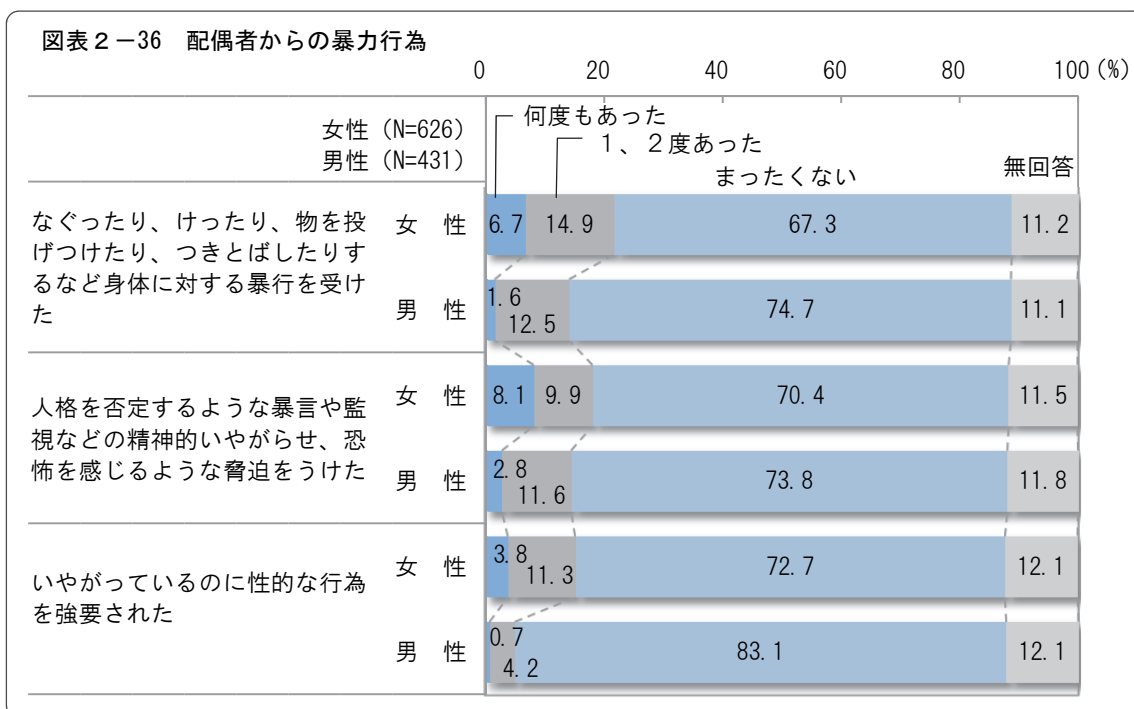
② 配偶者からの暴力

配偶者（事実婚や別居中の夫婦、元配偶者を含む）から暴力行為を受けた経験についてたずねたところ、「なぐったり、けったり、物を投げつけたり、つきとばしたりするなど身体に対する暴行を受けた」ことが＜あった＞（「何度もあった」「1、2度あった」の合計）は、女性が21.6%、男性が14.1%となっています。

「人格を否定するような暴言や監視などの精神的いやがらせ、恐怖を感じるような脅迫をうけた」については、女性が18.0%、男性が14.4%となっています。

「いやがっているのに性的な行為を強要された」については、女性が15.1%、男性が4.9%となっています。

配偶者からの暴力行為を受けた時期については、男女ともに「結婚（同居）してから」が60%以上となっています。

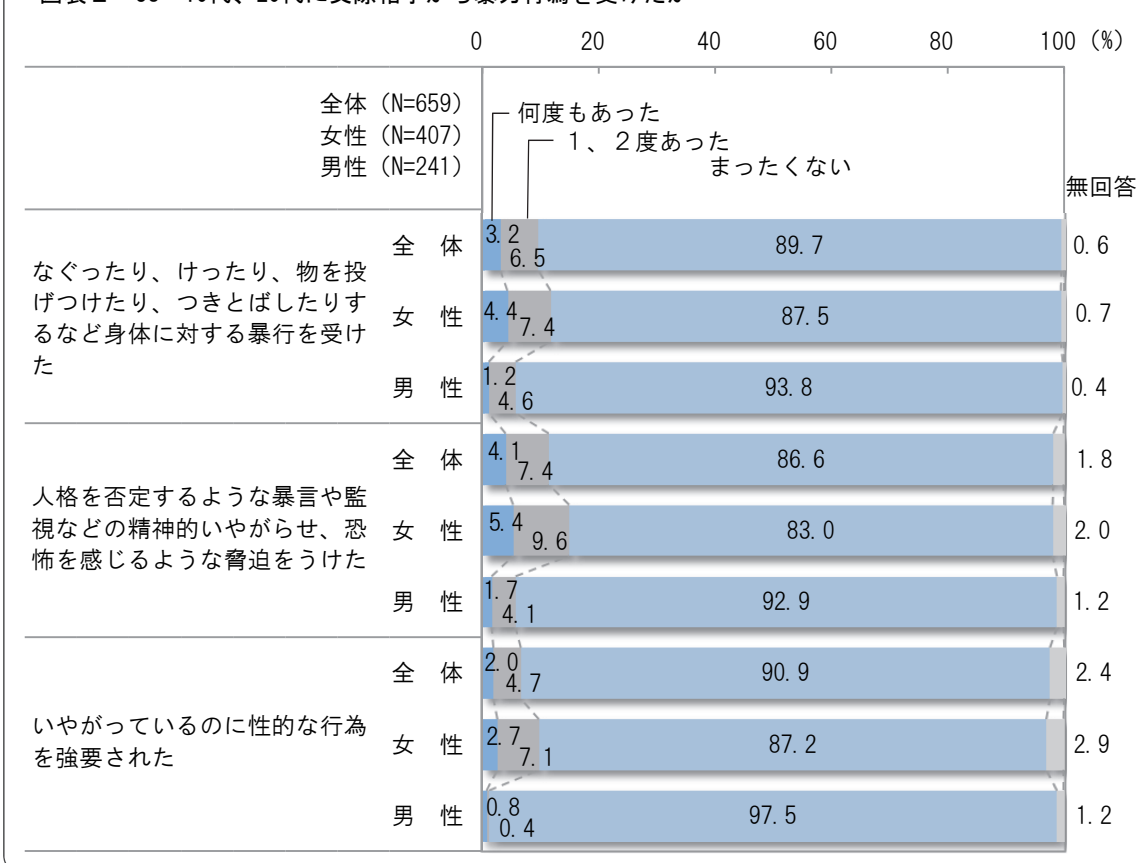


③ 交際相手からの暴力

10代、20代に交際相手がいた（いる）人に、これまでに交際相手から暴力行為を受けたことがあるかをたずねたところ、「まったくない」とする人が9割前後と多数を占めていますが、「人格を否定するような暴言や監視などの精神的いやがらせ、恐怖を感じるような脅迫をうけた」、「なぐったり、けったり、物を投げつけたり、つきとばしたりするなど身体に対する暴行を受けた」については、10%前後が＜あった＞（「何度もあった」「1、2度あった」の合計）と回答しています。「いやがっているのに性的な行為を強要された」については6.7%が＜あった＞としています。

性別にみると、交際相手からの暴力行為を受けた経験は、女性の方が多くなっています。

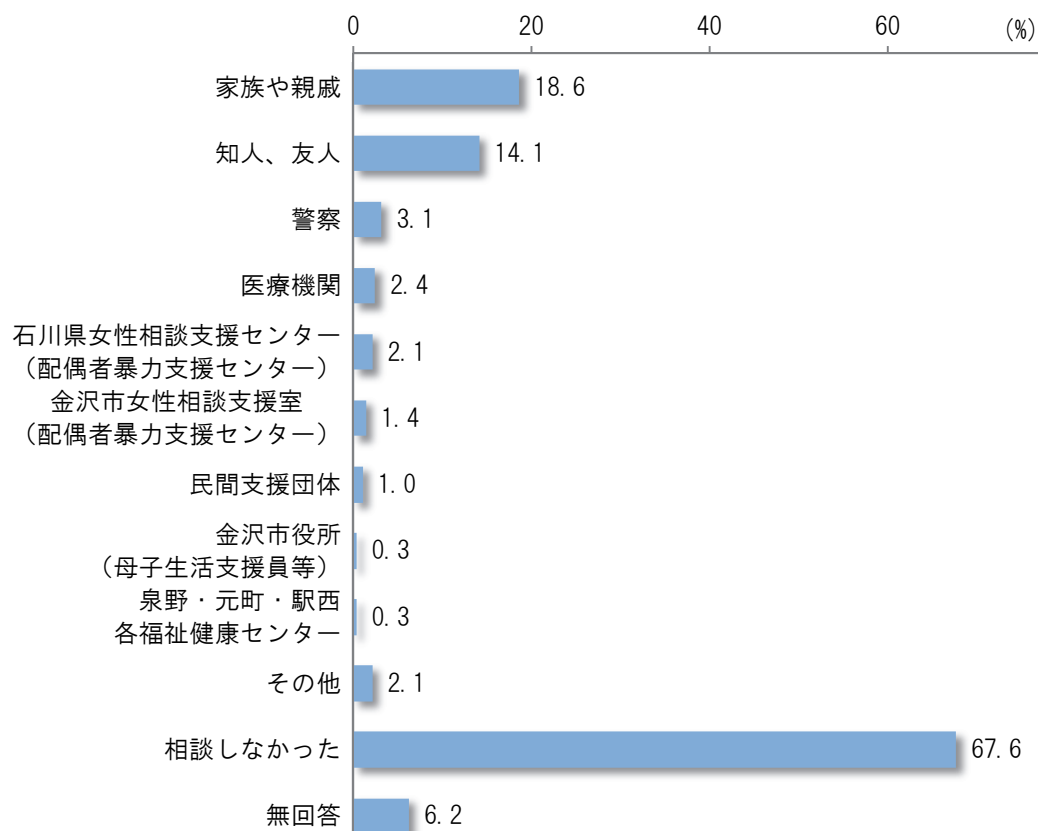
図表2-38 10代、20代に交際相手から暴力行為を受けたか



④ DVを受けたときの相談相手

配偶者から暴力行為を受けた際の相談相手をたずねたところ、「相談しなかった」とする人が67.6%と約3人に2人の割合と多くなっています。相談相手としては、「家族や親戚」(18.6%)、「知人、友人」(14.1%)が主となっています。

図表2-39 DVを受けたときの相談相手（複数回答）

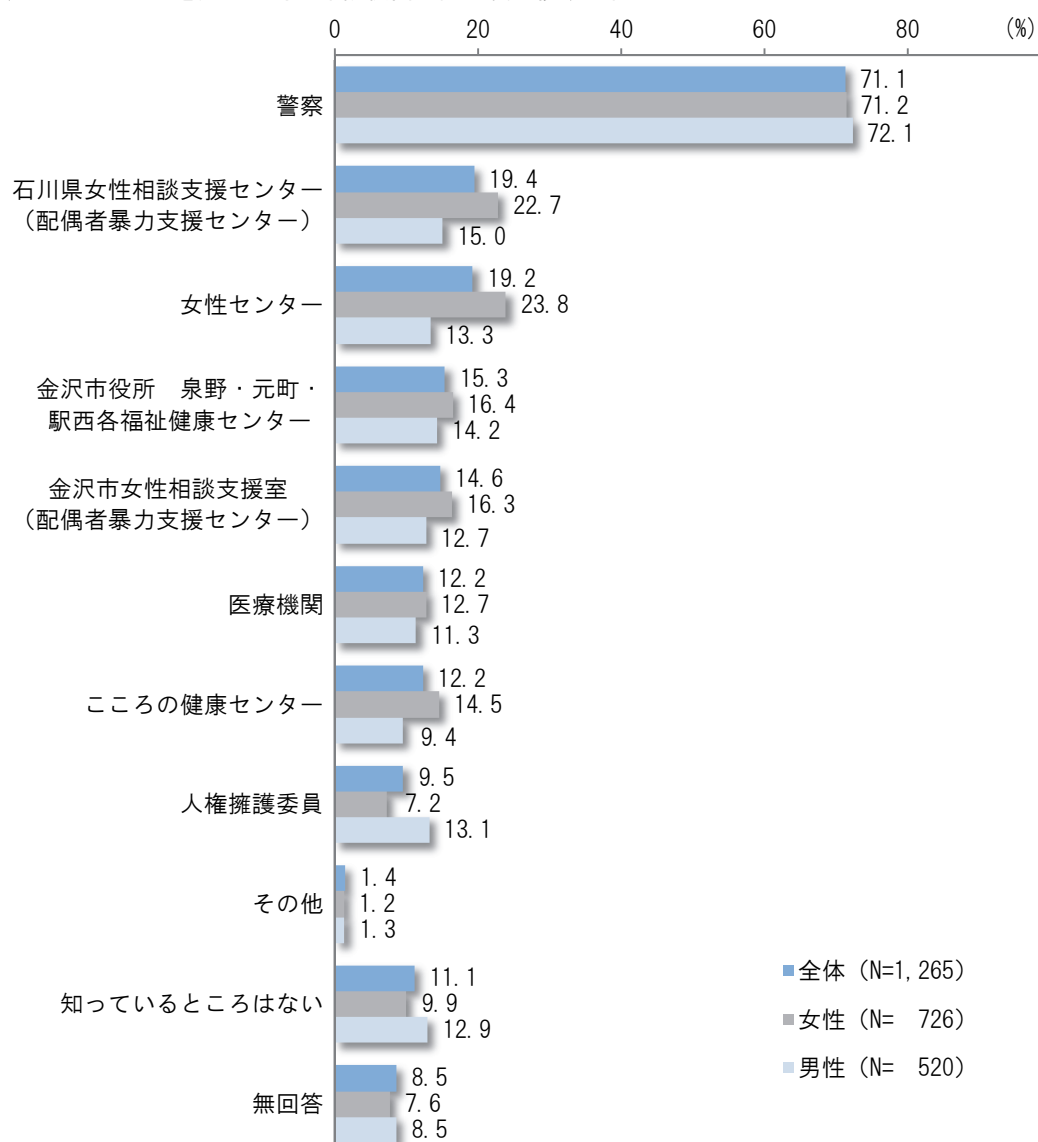


⑤ DVを受けた時の相談機関の認知度

配偶者や交際相手など、親密な関係にある人から暴力を受けたときの相談機関として知っているものをたずねたところ、「警察」をあげる人が71.1%と多数を占めています。他の相談機関についての認知度は、10～20%程度にとどまっています。

女性の場合、配偶者暴力支援センターの認知度は、「石川県女性相談支援センター」は22.7%ですが、「金沢市女性相談支援室」は16.3%となっています。

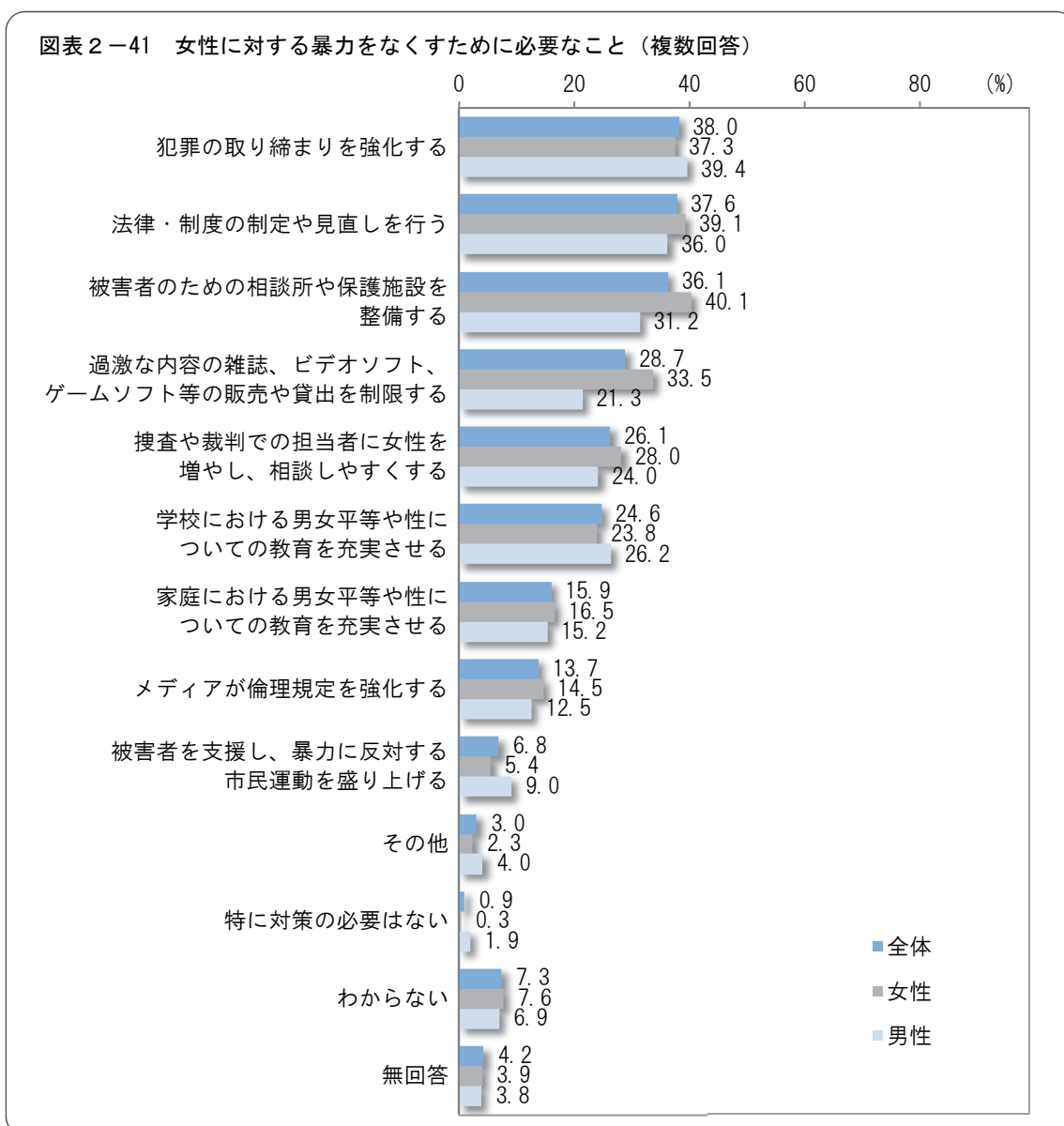
図表2-40 DVを受けた時の相談機関の認知度（複数回答）



⑥ 女性に対する暴力をなくすために必要なこと

女性に対する暴力をなくすためにはどうしたらよいと思うかをたずねたところ、「犯罪の取り締まりを強化する」、「法律・制度の制定や見直しを行う」、「被害者のための相談所や保護施設を整備する」の3つが35%以上で上位にあげられています。次いで、「過激な内容の雑誌、ビデオソフト、ゲームソフト等の販売や貸出を制限する」、「捜査や裁判での担当者に女性を増やし、相談しやすくする」、「学校における男女平等や性についての教育を充実させる」の3つが25%前後で続いています。

性別にみると、「被害者のための相談所や保護施設を整備する」との要望は、女性で最も多くなっています。



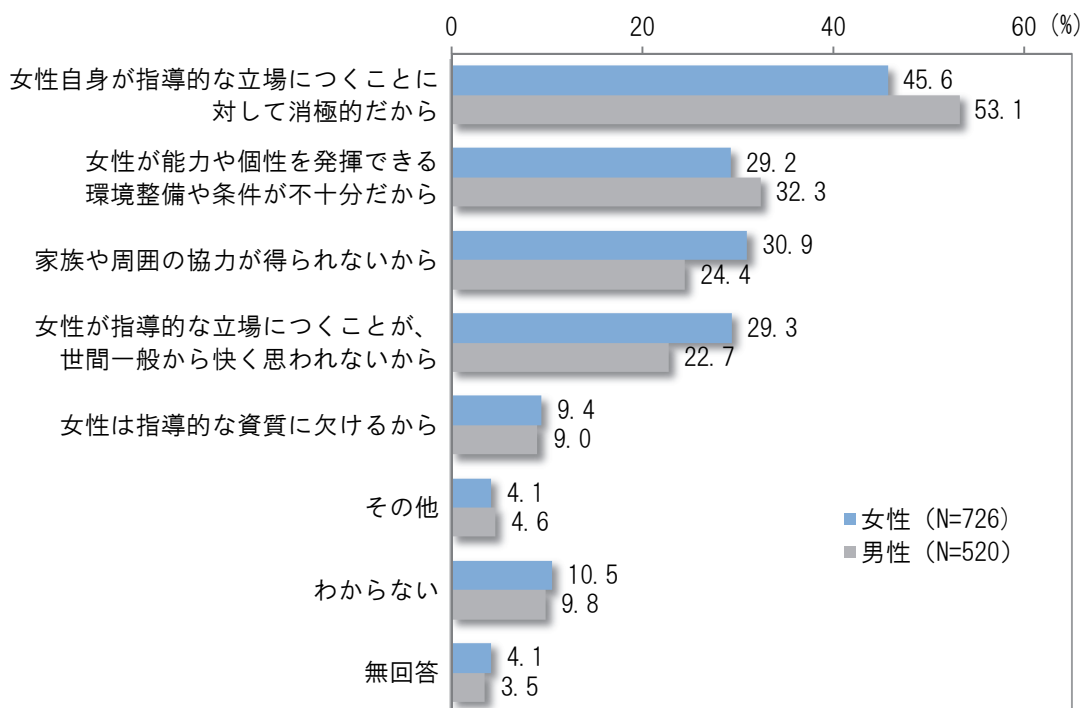
(12) 男女共同参画社会の推進に向けて

① 女性が指導的立場につくことが少ない理由

地域活動において、女性が町内会長やPTA会長などの指導的立場につくことが少ない理由をたずねたところ、男女ともに「女性自身が指導的な立場につくことに対して消極的だから」が最も高くなっています。

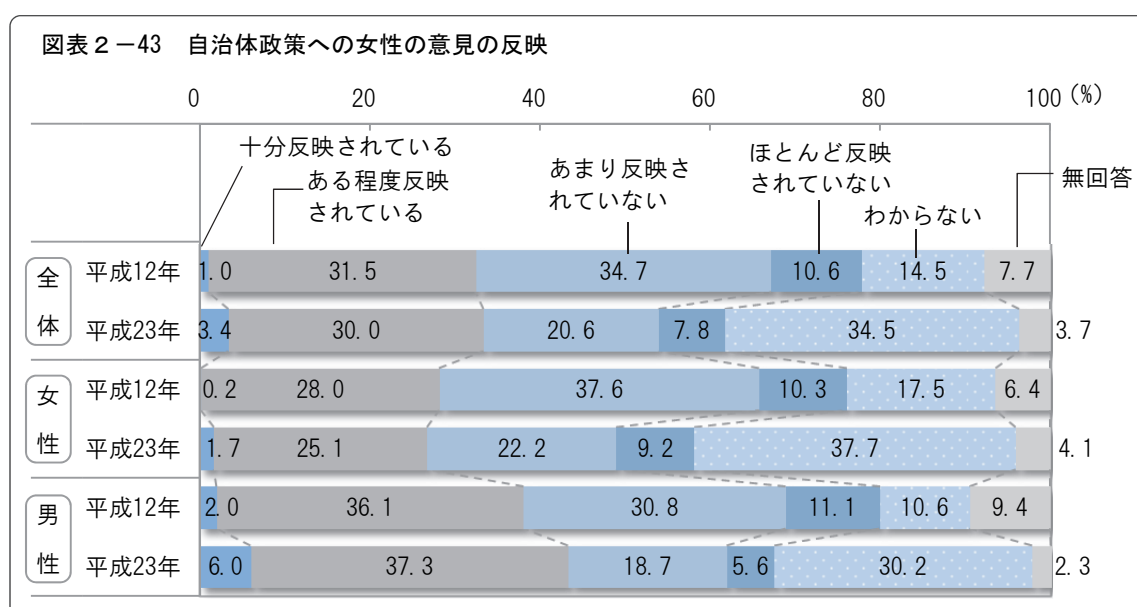
そのほか、女性では「女性が能力や個性を発揮できる環境整備や条件が不十分だから」、「家族や周囲の協力が得られないから」、「女性が指導的な立場につくことが、世間一般から快く思われないから」なども30%前後の比較的高い率です。男性は「女性が能力や個性を発揮できる環境整備や条件が不十分だから」が30%を超えています。

図表2-42 女性が指導的立場につくことが少ない理由（複数回答）



② 自治体政策への女性の意見の反映

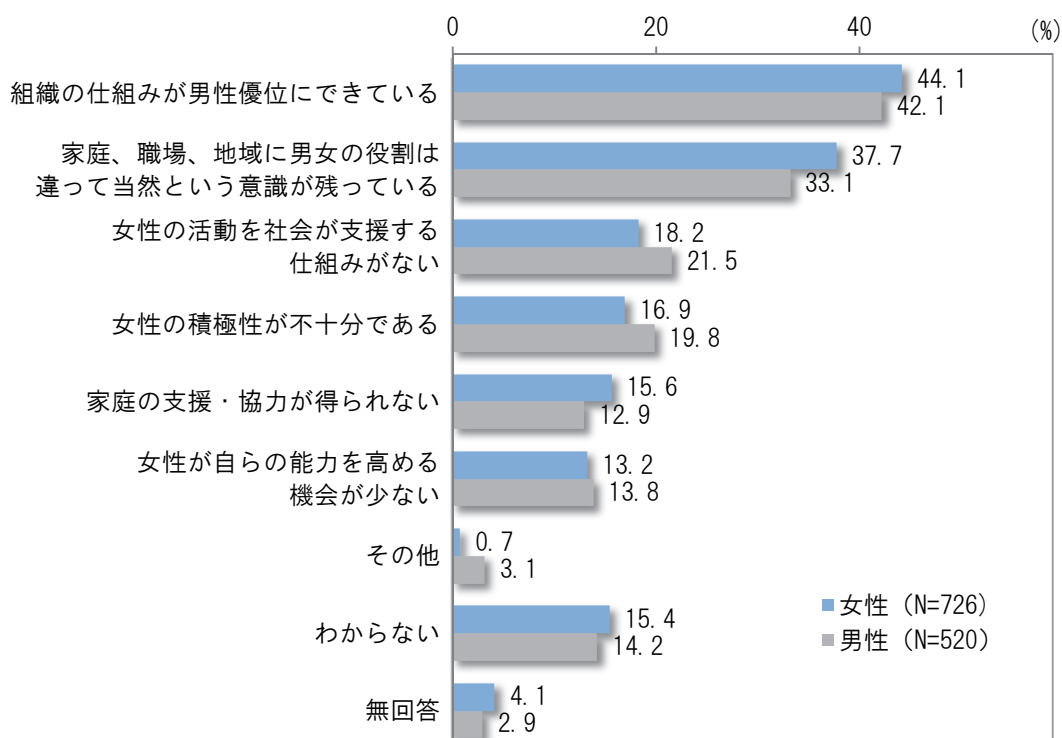
地方自治体の政策について、女性の意見が反映されていると思うかをたずねたところ、「十分反映されている」と「ある程度反映されている」を合計した＜反映されている＞は、女性が26.8%、男性が43.3%となっています。これに対し、「あまり反映されていない」と「ほとんど反映されていない」を合計した＜反映されていない＞は、女性が31.4%、男性が24.3%となっています。女性は＜反映されていない＞が＜反映されている＞を4.6ポイント上回り、男性は＜反映されている＞が＜反映されていない＞を19ポイント上回っており、男女で感じ方がかなり異なっています。なお、「わからない」とする人も30%以上あり、評価できない人も少なくありません。



③ 政策の企画、方針決定過程に女性が進出していない理由

政策の企画、方針決定過程に女性が進出していない主な理由をたずねたところ、男女ともに「組織の仕組みが男性優位にできている」が最も高く40%を上回っています。「家庭、職場、地域に男女の役割は違って当然という意識が残っている」も30%以上の比較的高い率です。

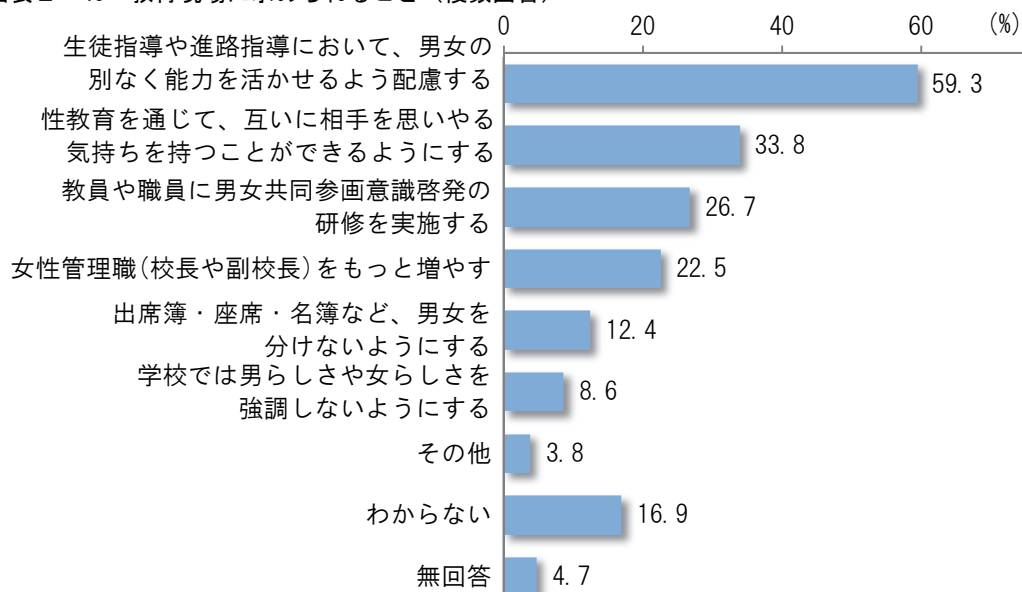
図表2-44 政策の企画、方針決定過程に女性が進出していない理由（複数回答）



④ 教育現場に求められること

教育現場において男女共同参画をどのように推進したらよいかをたずねたところ、「生活指導や進路指導において、男女の別なく能力を活かせるよう配慮する」をあげる人が最も多くなっています。

図表2-45 教育現場に求められること（複数回答）



(13) 調査結果からみた課題

① 男女の地位の平等

社会の様々な場面における男女の地位の平等観は、「平等である」との回答はいずれの場面においても男性の方が高く、「法律や制度の上」や「地域活動の中」については、女性とのギャップが大きくなっています。

男性も女性も、「社会的・文化的に形成された性別」（ジェンダー）による固定的な性別役割やこれまでの慣習・意識を見直すために、社会制度や慣行に関する意識改革について啓発することが求められます。

② 仕事と家庭の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現

「男は仕事、女は家庭」という考え方についても、約 30%が＜賛成＞と回答しており、依然として性別役割分業意識は根強く存在していると言えます。男女が家庭においても対等に責任を果たし、共に自立できるよう意識の改革を進めることが求められます。

また、ワーク・ライフ・バランスについては、希望（理想）と現実（現状）には大きな開きがあります。女性は家庭を、男性は仕事を、理想以上に優先しなければならない現状が浮き彫りになっています。

理想に近づけるために、「男女とも育児・介護休業制度を取得しやすくする職場環境づくり」、「保育施設（職場内保育所を含む）や保育時間の延長など保育サービスの充実」、「ホームヘルパー制度など介護サービスの充実」、「パートタイマーの給与・労働条件の改善」などが求められています。

③ 職場の男女平等と働き続けられる環境の整備

女性が職業を持つことについての意識を見ると、「子どもができたら職業をやめ、大きくなったら再び職業を持つほうがよい」、「子どもができて、ずっと職業を続ける方がよい」が高くなっています。

女性が職業を続けていく上での障害としては、「家事・育児の負担」をあげる人が多くなっています。さらに、離職した女性が再就職や起業にチャレンジするためには、「保育体制を充実する」、「求人年齢制限を緩和する」、「パートタイマーの労働条件を向上させる」、「退職時と同一の企業に再雇用されるようにする」が上位にあげられています。

家事・育児や高齢者介護等の負担軽減、労働条件の改善や再就職支援など、男性も女性も共に働き続けられるよう、様々な環境整備が必要となっています。

また、職場における男女平等が十分ではないことから、今後とも、職場における男女共同参画を図るため、事業所への啓発をすすめていく必要があります。

④ 女性の人権の尊重（ドメスティック・バイオレンスの防止）

女性の人権が尊重されていないと感じることとしては、「職場や地域におけるセクシャル・ハラスメント」、「配偶者（事実婚や元配偶者を含む）や交際相手からの身体的、精神的、性的暴力」を多くの人があげています。

配偶者等からの暴力防止については、本市においても積極的に取り組んでいるところですが、調査結果によると既婚者（離別、死別含む）が配偶者から「なぐったり、けったり、物を投げつけたり、つきとばしたりするなど身体に対する暴行を受けた」、「人格を否定するような暴言や監視などの精神的いやがらせ、恐怖を感じるような脅迫を受けた」、「いやがっているのに性的な行為を強要された」などの暴力行為を受けた人は少なくありません。また、暴力を受けた人がどこにも相談していない現状もあります。相談機関の認知度についても、配偶者暴力相談支援センターの認知度は十分とは言えません。

今後、女性に対する暴力をなくすために、取り締まりの強化や法律・制度の充実とともに、「被害者のための相談所や保護施設を整備する」が上位にあげられており、女性相談室のPRをはじめ、女性に対するあらゆる暴力の防止対策と被害にあった女性に対する支援策が課題となっています。

また、若い世代に向けたドメスティック・バイオレンス予防教育が必要と言えます。

⑤ 男女共同参画社会の推進に向けて

女性が指導的立場につくことが少ない理由として、「女性自身が指導的な立場につくことに対して消極的だから」との回答が半数を占めています。一方、「女性が能力や個性を発揮できる環境整備や条件が不十分だから」「家族や周囲の協力が得られないから」「女性が指導的な立場につくことが、世間一般から快く思われないから」も比較的高い率となっています。

また、政策の企画、方針決定過程に女性が進出していない理由としては、「組織の仕組みが男性優位にできている」、「家庭、職場、地域に男女の役割は違って当然という意識が残っている」が高くなっており、女性の政策や方針決定の場への進出を進めるためにも、社会における固定的な性的役割分担意識に対する意識改革が必要です。

第3章

計画の基本的な考え方

1 基本理念

金沢市男女共同参画推進条例第3条の基本理念に基づき、男女が自立した人間として社会のあらゆる分野で生き生きと輝くことのできる社会の形成を総合的かつ計画的に推進します。

- (1) 男女が性別により差別されることなく、その人権が尊重される社会
- (2) 男女が固定的な役割を強制されることなく、多様な生き方を選択できる社会
- (3) 男女が社会の構成員として、市の政策又は方針の立案及び決定に平等に参加する機会が確保される社会
- (4) 男女が社会的・文化的な性別(ジェンダー)をこえて、家庭生活及びその他の社会生活において責任を共に担う社会
- (5) 男女が互いの性を尊重し、性と生殖に関する健康と権利を認め合う社会
- (6) 男女が国際社会における男女共同参画の取り組みと協調し、連携を深め合う社会

2 金沢市がめざす男女共同参画社会

「ささえあって 輝いて あなたもわたしも 未来へ向かって」

「次代に生きる若者や子どもたちが個性と能力を十分に発揮できる未来にするために、市民一人ひとりが自立した個人として、あらゆる場面で共に協力し責任を担う社会づくりを進める」というメッセージを若者や子どもたちを含めて広く発信し、シンボルマークと合わせて、市民の方々への効果的な広報や啓発を進めてまいります。

*金沢市のめざす男女共同参画社会（あるべき姿）を広く市民に募集し、上記のとおり決定しました。

3 基本的視点

- 基本的視点は、具体的施策を策定する際の判断基準であるとともに、施策を実行する際に重視する点となります。
- 基本的視点は、施策全体にかかるものであり、基本目標、課題、施策の方向等の流れを縦糸とすれば、施策全体を貫く横糸となるものです。
- 金沢市男女共同参画推進条例にのっとり施策を推進していくに当たり、次のことを基本的視点とします。

① 男女の人権の尊重

男女が性別による差別的な扱いを受けず、一人ひとりの人権が尊重されること。

② あらゆる分野での男女のパートナーシップの実現

「男は仕事、女は家庭」といった固定的な性別役割分担を前提とする社会のシステム慣行を見直し、あらゆる分野で男女が自立した対等なパートナーとして力を合わせていくこと。

③ 女性が力をもった存在になること(エンパワーメント)の促進

女性が自らの意識や能力を向上させ自己決定の力を身につけ、政治的、経済的、社会的、文化的に力を持った存在になること。

④ 積極的改善措置(ポジティブ・アクション)の具体化

社会のあらゆる分野で事実上生じている男女間の格差を改善するため、必要に応じて積極的改善措置を具体化すること。

4 基本目標と重点課題

(1) 基本目標

男女共同参画社会の実現に向け、6つの「基本目標」、19項目の「課題」を掲げ、これに基づく施策を総合的に展開します。

基本目標は、前行動計画の目標を継続的に推進していくことを基本としていますが、「男女の自立を育む生活環境づくり」については、基本目標Ⅲ「就業分野において男女が個性と能力を発揮できる社会の実現」と基本目標Ⅳ「ワーク・ライフ・バランスの推進」に2分化することにより、目標の明確化を図りました。

基本目標Ⅰ

男女共同参画の推進に向けた意識の改革

基本目標Ⅱ

方針の立案及び決定過程への女性の参画の拡大

基本目標Ⅲ

就業分野において男女が個性と能力を発揮できる社会の実現

基本目標Ⅳ

ワーク・ライフ・バランスの推進

基本目標Ⅴ

女性の人権と身体が守られる社会の実現

基本目標Ⅵ

国際社会を視野に入れた男女共同参画の推進

(2) 重点課題

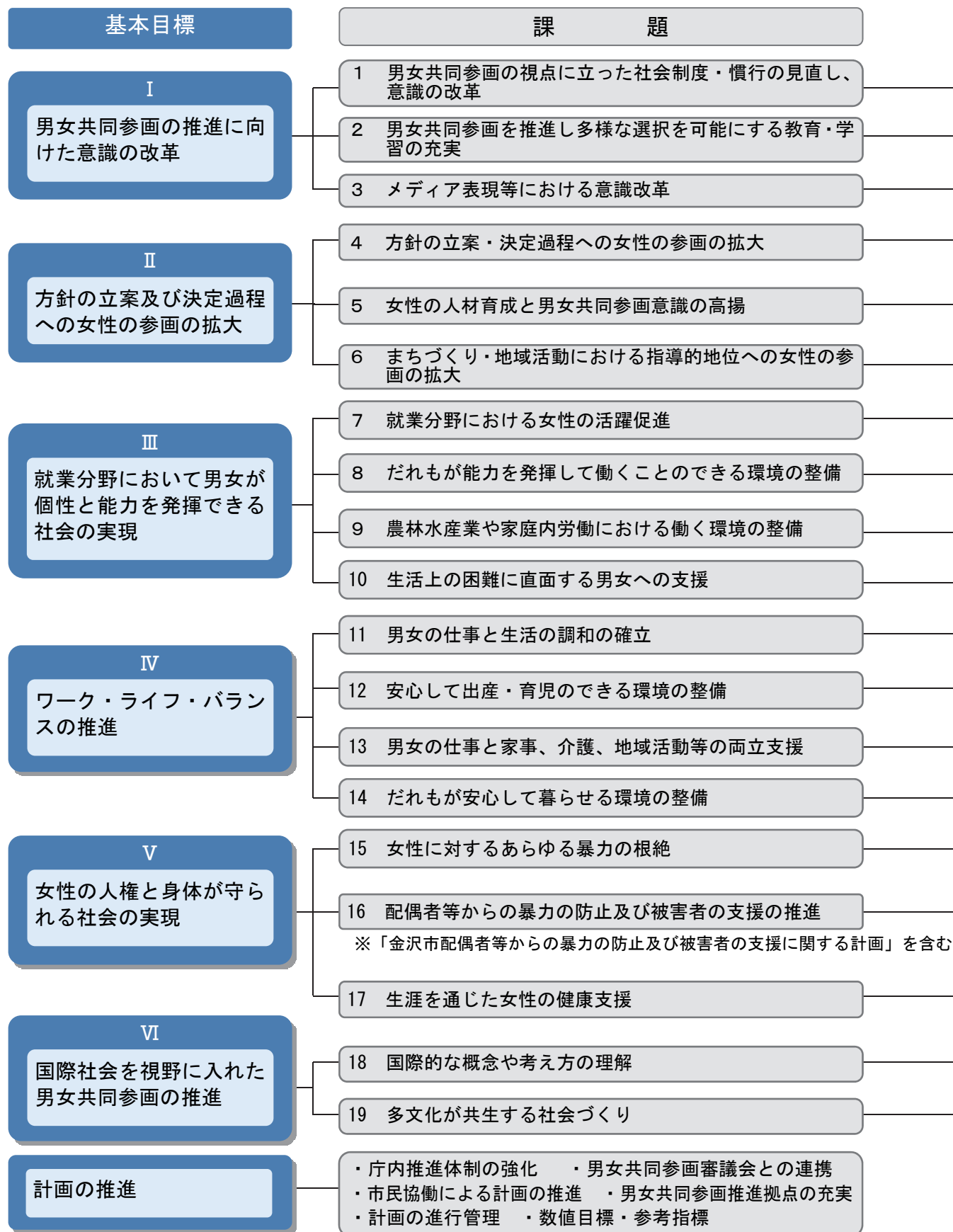
本計画では、特に早急に取り組む必要のある下記の5つの課題については、今後5年間（計画前期期間）において、重点的に施策を展開します。

- ① 社会における女性の活躍（ポジティブ・アクション）の促進
- ② 方針の立案及び決定過程への女性の参画の拡大
- ③ ワーク・ライフ・バランスの推進
- ④ 地域コミュニティ活動等における男女共同参画の推進
- ⑤ 配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援の充実

第4章

施策の展開

施策体系



施 策 の 方 向	
(1)	男女共同参画の理解の促進と制度・慣行の見直し
(2)	男女共同参画に関する調査・研究の充実
(3)	学校における男女平等教育の推進
(4)	家庭における男女共同参画教育の推進
(5)	地域における男女共同参画学習の推進
(6)	メディアにおける人権意識の強化
(7)	審議会等への女性の参画促進（縦へのチャレンジ）
(8)	方針決定及び指導的地位への女性の参画の拡大
(9)	政策・方針の立案及び決定過程の透明性の確保
(10)	女性の参画意識の高揚
(11)	方針の立案及び決定過程に参画できる女性の人材育成
(12)	女性グループ等の活動支援及びネットワークづくり
(13)	防災・災害復興の分野における女性の参画の拡大
(14)	地域における指導的地位への女性の参画の拡大
(15)	雇用の分野における女性の活躍促進
(16)	女性の起業や再就職（再チャレンジ）に向けた支援
(17)	男女の雇用機会の均等及び平等な待遇の促進
(18)	新しい就業形態等に係る施策の推進
(19)	男女のそれぞれ少ない分野への参画（横へのチャレンジ）
(20)	家族従業者の就労条件等の整備
(21)	女性の経済的地位の向上
(22)	ひとり親家庭等に対する支援の充実
(23)	だれもが経済的に自立し、生活するための支援の充実
(24)	多様な働き方に対応した環境整備
(25)	仕事と仕事以外の生活の充実と調和の推進
(26)	働く女性の妊娠・出産に関する制度の充実
(27)	子どもの健やかな成長を守るための支援策の拡充
(28)	男性が出産・育児に関わる制度の利用促進
(29)	家庭生活における男女共同参画の促進
(30)	地域社会における男女共同参画の促進
(31)	高齢者や障害のある人のための介護・福祉サービスの充実
(32)	安心して暮らせるまちづくりと社会参画の推進
(33)	女性に対するあらゆる暴力の予防と根絶のための基盤づくり
(34)	ハラスメント防止対策等の推進
(35)	DVの早期発見及び相談支援体制の充実
(36)	被害者の安全確保と自立支援の充実
(37)	DV防止のための啓発活動の充実
(38)	関係機関等との連携と協力
(39)	女性の健康づくりの推進
(40)	妊娠から出産までの一貫した母子保健サービスの提供
(41)	女性の健康をおびやかす問題についての対策の促進
(42)	男女がともに女性の健康について学ぶ機会の提供
(43)	国際的な視野からの啓発・教育と人材の育成
(44)	国際社会の情報の収集と活用促進
(45)	国際交流の推進
(46)	多言語化での情報提供や相談体制の充実

基本目標Ⅰ 男女共同参画の推進に向けた意識の改革

人々の意識の中に形成されてきた性別に基づく固定的な役割分担意識は、男女共同参画社会を形成するには、いまだに大きな障害になっています。

働き方、家庭のあり方、子どもの育て方などについての考え方は、それぞれの家庭、個人の選択によるものであり、考え方を強制されることがあってはなりません。男女が性別にとらわれることなく、それぞれの自由な意思とその能力により、社会のあらゆる分野に参画することのできる社会を実現するために、男女共同参画の視点に立った社会制度や慣行の見直し、意識の改革が必要です。

そのためには、市民一人ひとりの意識の中にある社会的性別（ジェンダー）〔注1〕の存在に気づき意識改革に努めるとともに、教育・啓発を通じて「すべての人が性別にかかわらず個人として尊重される」という人権意識の理解と男女平等の意識を高めることが重要です。

また、高度情報社会において、メディア〔注2〕が市民に与える影響は大きいことから、「男女共同参画」の正しい理解を促すとともに、女性の人権を侵害するような表現を防止するための意識啓発を強化する必要があります。

〔注1〕 社会的性別（ジェンダー）

人間には生まれつきの生物学的性別（セックス／sex）がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的性別」（ジェンダー／gender）という。「社会的性別」自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われている。

〔注2〕 メディア

ここでの「メディア」とは、テレビ、新聞、雑誌、ラジオなどのマスメディア、インターネットやパソコン通信などのネットワークメディア、携帯電話や電子メールなどのパーソナルメディア、DVDや電子書籍などのマルチメディア等を含む「コミュニケーションメディア」全般を意味する。

課題1 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革

本市が平成23年に行った「男女共同参画に関する市民意識調査報告書」（以下「市民意識調査」という。）における性別役割分担意識に関する考え方については、「男は仕事、女は家庭」という考え方について「賛成しない」「あまり賛成しない」と答えた人の割合は、平成12年度の同様の調査に比べて増加し、固定的性別役割分担意識は徐々に薄まりつつあります。しかしながら、依然として若い世代と高齢世代とでは大きなギャップがあります（図表2-23 参照）。

一方、社会の様々な場面における男女の地位の平等観をみると、社会全体で「平等である」との回答は少なく、「家庭の中」、「職場の中」、「政治の場」、「社会全体」については“男性が優遇”との見方が半数を超えています。特に政治の場、職場、家庭における不平等感が強いことから、十分に意識改革が進んだとは言えません（図表2-20・21 参照）。

本市においても、セミナーや出前講座の開催、情報誌の発行など、男女共同参画に向けての意識づくり、人権や男女共同参画に関する啓発・教育に取り組んできましたが、男性にとっての男女共同参画社会に関する意義と、地域・家庭等における男性の参画の重要性に関しては、更なる広報・啓発活動に取り組む必要があります。

また、男女共同参画に関する各種調査を実施し、男女共同参画社会の現状及び実態把握に努め、家族形態の変化、ライフスタイルの多様化や社会経済の変化などに対応した具体的な施策に取り組み、社会の慣行の見直しや意識改革を推進する必要があります。

【施策の方向】

(1) 男女共同参画の理解の促進と制度・慣行の見直し

番号	施策	具体的な取り組み	方向
1	講演会・講座等の開催による意識啓発	男女共同参画に関する講演会、講座、セミナー等を開催します。	継続
2	情報誌等の作成及びホームページによる情報提供	男女共同参画推進の視点に立った情報誌やリーフレット等を作成し、効果的な配布に努めます。また、ホームページへの情報掲載を充実し、幅広い市民への情報提供、意識啓発を図ります。	拡充

3	市における慣行の見直し	全庁的に男女共同参画に関する職員研修を充実させることにより、職員の意識改革に努め、女性職員と男性職員がともに、その個性と能力を十分に発揮することのできる職場づくりに取り組みます。	拡 充
4	男女の人権を守る啓発活動の推進	「金沢市人権教育・啓発行動計画」の理念に基づき、性別、性的指向、国籍などの違いにより差別されない社会づくりのための人権教育啓発を推進します。	拡 充
5	男女共同参画に関する情報収集・提供	図書館・女性センター等において男女共同参画に関する図書やジェンダー教育のための資料を充実し、広く市民が活用できるよう提供していきます。	拡 充

(2) 男女共同参画に関する調査・研究の充実

番号	施 策	具体的な取り組み	方 向
6	定期的な意識調査の実施	男女共同参画社会づくりのための市民意識や現状を把握するため、定期的に意識調査を実施し、その結果を今後の施策に活かします。	継 続
7	職員意識調査の実施	市職員（教職員含む）に対し男女共同参画に関する意識調査を行い、職員の意識啓発を図ります。その結果を職員の意識啓発と育成に活かします。	拡 充
8	各種意識調査における配慮	市が実施する各種意識調査では、性別による意識・ニーズの違いを把握し、施策に活かせるよう男女共同参画の視点に配慮します。	継 続
9	企業等に対するアンケート調査の実施	男女共同参画に関する取り組みや認知度を把握するため、企業等にアンケートを実施し意識啓発を図るとともに、その結果を今後の施策に活かします。	継 続

課題2 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実

男女共同参画社会を実現するためには、男女が共に自立して個性と能力を発揮し、社会形成に参画する必要がある、その基礎となるのが教育・学習です。

市民意識調査では、教育現場における男女共同参画の推進について「生活能力や進路指導において男女の別なく能力を活かせるよう配慮する」との回答が半数を超え、最も多くなっていることから（図表2-45参照）、学校教育及び社会教育において、教育に携わるものが男女共同参画の理念を理解するよう意識啓発等に努めていくことが必要です。

これまで市では、男女平等教育のための環境整備として小中学校における男女混合名簿の導入を推進し（図表4-1）、教職員に対しては男女共同参画意識が高まるよう研修に取り組んできましたが、引き続き充実に努めるとともに、次世代を生きる子どもたちが健やかに、そして、個性と能力を発揮できるよう、子どもの頃から男女共同参画の理解を促進し、将来を見通した自己形成ができるよう取り組むことが重要です。

家庭においては、特に子育て世代を中心として、男性の育児等を通して男女共同参画意識が醸成されるよう、より一層の意識啓発に努める必要があります。

さらに、地域においては、概ね小学校区に設置されている公民館における地域の学習活動等を活用し、男女共同参画意識を育む各種講座、研修を開催し、身近な地域での学習機会を提供するとともに、地域の人材を養成していくことが求められます。

図表4-1 小中学校における男女混合名簿の導入率

単位：％

区 分	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
混合名簿の導入率	92.7	91.6	92.8	94.0

（注）各年5月1日 資料：金沢市学校指導課

【施策の方向】

（3）学校における男女平等教育の推進

番号	施 策	具体的な取り組み	方 向
10	初等中等教育における男女平等教育の推進	教育活動全体の中で、児童生徒の発達段階に応じ、男女平等の理解、男女の協力についての指導に取り組めます。	継 続
11	教職員研修の充実	教職員が男女共同参画の理念を理解し、男女共同参画の意識が高まるよう研修に取り組めます。	継 続

12	男女平等教育のための環境整備	男女混合名簿の推進など、男女平等教育のための環境づくりを整備していきます。	継 続
13	男女共同参画の視点での進路指導	生徒が性別による固定的な役割分担にとらわれず、主体的に進路を選択する能力が身につけられるような進路指導を行います。	継 続
14	保育所、幼稚園での取り組み	保育・幼児教育現場において、子どもたちが性別にとらわれず個性を尊重した保育や幼児教育が提供されるよう、保育士や幼稚園教諭等を対象とした職員研修等を実施します。	継 続
15	開かれた学校運営の推進	学校運営について保護者、地域の方々からの意見を聞く場には、男女双方が参加できるよう配慮していきます。	継 続

(4) 家庭における男女共同参画教育の推進

番号	施 策	具体的な取り組み	方 向
16	家庭における男女共同参画への理解促進	育児教室、各種セミナーなどあらゆる機会を通じ、子育てや家庭生活における男女共同参画の意識啓発に取り組みます。	継 続
17	無償労働に関する情報提供	家事・介護等の家庭内の無償労働について適正な評価がなされるよう、情報提供します。	継 続
18	男性や若い世代に対する男女共同参画への理解促進	男性や若い世代の関心が高い分野を取り上げたワークショップの開催やリーフレットの作成などにより、意識啓発に取り組みます。	新 規

(5) 地域における男女共同参画学習の推進

番号	施 策	具体的な取り組み	方 向
19	地域における学習機会の提供	地域で男女共同参画の意識を高める講座や研修等を地域で開催します。	拡 充
20	男女共同参画社会づくりのための人材育成	地域の中で男女共同参画について指導・啓発できる人材を育成し、地域のリーダーとして活躍できるよう取り組みます。	新 規

課題3 メディア表現等における意識改革

メディアを通じて男女共同参画に関する正しい理解を促すことは、高度情報社会の中で有効な手段のひとつです。

一方で、性の商品化や暴力表現は、男女共同参画社会の形成を大きく阻害するものであり、女性や子どもの人権を侵害するものです。また、インターネットやそれを前提としたソーシャルメディアの急成長、携帯電話等の急速な普及にともない、その便利さとは裏腹に、様々なトラブルが生じ、重大な社会問題となってきました。

インターネット等のネットワークメディアにおいては、その匿名性や情報発信の容易さから、他人への誹謗中傷、個人のプライバシーに関する情報の無断掲示など、インターネットを悪用した人権侵害につながる行為が急増しています。

だれもが容易に情報を受信し、発信できる情報化社会に対応できるよう、学校教育や社会教育を通して、情報化が社会にもたらす影響を知り、情報モラルを理解し、主体的に情報を読み解く能力をつけるための教育を推進する必要があります。

また、市ではガイドラインを作成し、行政刊行物等を必要に応じて見直すなど、意識の強化にこれまでも努めてきたところですが、さらに、市職員が男女共同参画の趣旨を正しく理解し、その視点に立って適切な表現に努め広報活動を行うモデルとなる必要があります。

【施策の方向】

(6) メディアにおける人権意識の強化

番号	施策	具体的な取り組み	方向
21	ガイドラインの作成	市が発行する刊行物やホームページの表現に関するガイドラインを作成し、市民にも情報提供します。	拡 充
22	行政刊行物の見直し	市が発行する刊行物やインターネットなどの内容・表現を適時見直します。	継 続
23	メディア・リテラシーの向上	メディアからの情報を主体的に読み解き自己発信する能力（メディア・リテラシー）を向上するための学習機会や情報の提供を行います。	継 続
24	情報モラル教育の推進	ネットワークメディアや携帯電話の急速な普及に伴い、人権侵害やメディアにおける性・暴力表現への意識強化を図るため、教育機関や企業等に対して情報モラル教育に努めます。	新 規

基本目標Ⅱ

方針の立案及び決定過程への女性の参画の拡大

男女が社会の対等な構成員として、あらゆる分野における意思決定の場に参画し、共に責任を担うことが必要です。また、多様な意思が市政や社会における様々な政策・方針決定に公平に反映され、市民一人ひとりが、その利益を均等に受けることができません。

しかし、女性は人口の半数を占めるにもかかわらず、社会の様々な分野における方針の立案及び決定過程への女性の参画は、極めて少ないのが現状です。

国は、指導的地位に女性が占める割合について「2020年30%」（平成20年4月男女共同参画推進本部決定）の目標達成を喫緊の課題と捉えています。この目標を社会全体で共有するとともに、あらゆる分野における積極的改善措置（ポジティブ・アクション）〔注3〕を推進し、目標達成に向け官民挙げて取り組む必要性を改めて強調しています。

本市においても、男女共同参画推進行動計画において、審議会委員等に占める女性の割合を平成19年改定時に、平成24年度末までに35%以上とし、女性の参画拡大に取り組んでいるところですが、あらゆる分野における女性の参画拡大をさらに推進することが重要です。

そのためには、各分野における具体的な数値目標を設定し、分野ごとの積極的改善措置（ポジティブ・アクション）を推進するとともに、女性の様々な意思決定過程への参画拡大に関する市民意識の高揚を図ることが必要です。

さらに、女性自身のエンパワーメント〔注4〕や、指導的地位に就く女性の人材育成強化と、それをまちづくり等で生かすためのネットワークの構築が必要です。

〔注3〕積極的改善措置（ポジティブ・アクション）

積極的改善措置は、男女共同参画社会基本法第2条第2号において、「自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。」と定義されている。金沢市男女共同参画推進条例第2条第3号においても同様規定しているが、この措置は男女の実質的な機会の平等を目指すものであり、様々な人々の差異を無視して一律平等に扱うという結果の平等まで求めるものではない。

〔注4〕女性自身のエンパワーメント

力をつけること。政治・経済・社会・家庭など社会のあらゆる分野で、自分で意思決定し、行動できる能力を身につけること。

課題4 方針の立案・決定過程への女性の参画の拡大

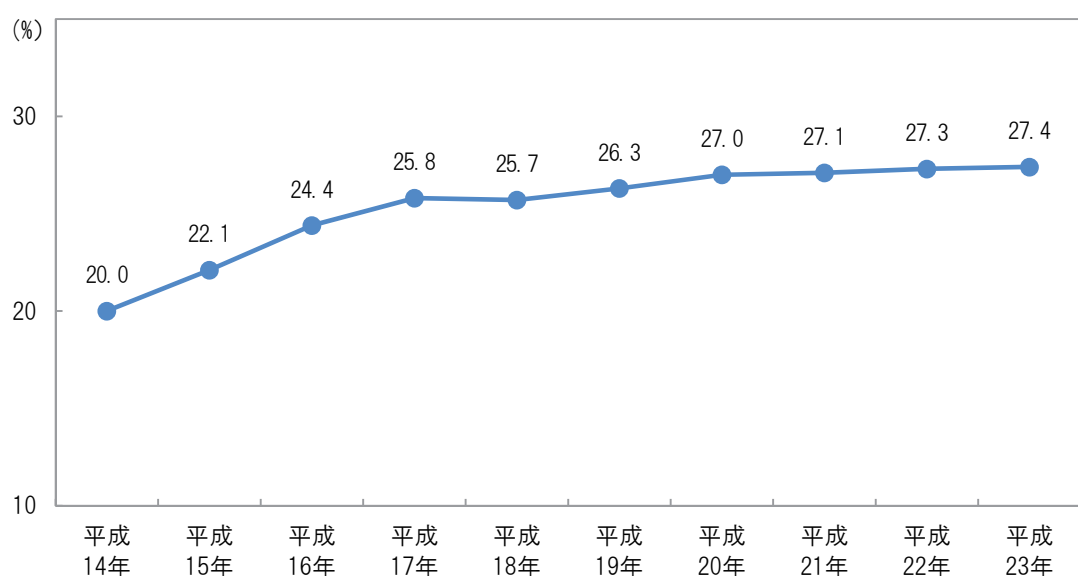
男女共同参画社会の実現のために、方針の立案・決定過程への女性の参画拡大は重要課題と言えます。

市では、審議会等委員への女性の参画拡大を図るため、公募委員の拡大や団体推薦の職務指定の見直し等を行い、女性の登用を推進してきました。その結果、女性委員の割合は上昇しているものの、数値目標の35%には到達していません。また、市民意識調査では、「地方自治体の政策について女性の意見が反映されている」と考える人が3割強にとどまるなど（図表2-43参照）、なお一層の女性の参画を促進する必要があります。

さらに、あらゆる分野において、方針の立案・決定過程に関わる立場の女性を増やしていくことが重要であることから、固定的な性別役割分担意識の解消に努めるとともに、引き続き、より具体的な数値目標を設定して、積極的な姿勢を示し取り組んでいく必要があります。

また、企業、農林水産業従事者、関係団体等への情報提供や働きかけを行うとともに、様々な分野における女性の参画拡大を推進していく必要があります。

図表4-2 市の審議会等に占める女性の割合



【施策の方向】

(7) 審議会等への女性の参画促進（縦へのチャレンジ）

番号	施策	具体的な取り組み	方向
25	審議会等への女性の参画促進	市の審議会委員の選任については、公募委員枠や女性委員の割合について各課と協議し、委員候補者の人材リストを紹介するなど、審議会等における女性委員の割合を増やします。	拡 充
26	各種団体等への多様な人材の推薦依頼	各種団体から推薦を受ける審議会等の委員について、団体代表者に限らず女性を含めた多様な人材が推薦されるよう依頼します。	継 続

(8) 方針決定及び指導的地位への女性の参画の拡大

番号	施策	具体的な取り組み	方向
27	女性職員の役職への登用	市職員に対して客観的で公正な昇任選考に努め、女性職員の積極的な登用を図ります。	拡 充
28	各種団体、企業への情報提供	各種団体、企業に対し、実態調査や情報提供を通じて、方針決定及び指導的地位への女性の参画拡大について意識啓発を行います。	継 続
29	農家等への情報提供	農家や農業団体、漁業団体などに対し男女共同参画意識の普及や意思決定の場への女性参画促進のため、情報提供を行います。	継 続

(9) 政策・方針の立案及び決定過程の透明性の確保

番号	施策	具体的な取り組み	方向
30	情報公開等の推進	市民参画による開かれた市政を一層推進するため、情報公開やパブリックコメント手続の活用を図ります。	継 続
31	市政情報へのアクセス拡大	市政についての情報を市民がより入手しやすくするため、ホームページやフェイスブックの活用など充実を図ります。	拡 充
32	行政評価システムの導入	市民に分かりやすい行政評価システムの導入により、行政の意思決定過程を公表し透明性を図ります。	継 続

課題5 女性の人材育成と男女共同参画意識の高揚

市民意識調査では、政策の企画・方針決定過程に女性が進出していない理由として、「組織の仕組みが男性優位にできている」、「家庭、職場、地域に男女の役割は違って当然という意識が残っている」との回答が多くなっており（図表2-44 参照）、女性の政策や方針決定の場への進出を進めるためにも、社会における固定的な性別役割分担意識に対する意識の改革が必要です。

市では、市民との協働の推進やリーダーの養成など、男女共同参画に関する活動支援を行うとともに、「女性のための市政参画セミナー」を開催するなど、方針の立案及び決定の場へ積極的に関わる女性の育成に取り組んできました。

女性が社会のあらゆる分野において方針の立案・決定過程に参画するには、女性自身が意識と能力を高め主体的に活躍できるようエンパワーメントし、その能力を生かすネットワークづくりを支援する必要があります。さらに、情報提供や学習機会の拡充を図り、女性の人材育成を行うとともに、市としても、女性職員の人材育成に対し、積極的な取り組みが必要です。

また、男女共同参画社会の形成に向けて取り組んでいるグループ等の活動支援や、女性のチャレンジを引き続き支援し、女性の活動の場を広めるため、様々な分野における女性の人材に関する情報を収集し、広く提供していくことが重要です。

【施策の方向】

(10) 女性の参画意識の高揚

番号	施策	具体的な取り組み	方向
33	女性自身の参画意識の高揚	あらゆる分野における方針の立案・決定過程への女性の参画意識が高まるよう、意識啓発を行います。	拡 充
34	市民対話の推進	女性の市政への参画促進に向けた市民対話の環境を整備します。	拡 充

(11) 方針の立案及び決定過程に参画できる女性の人材育成

番号	施策	具体的な取り組み	方向
35	女性リーダーの育成	方針立案決定過程に参画できる女性を育成するため、能力開発講座の実施や、男女共同参画や市民活動に関する全国会議等に、女性を派遣しリーダーを育成します。	拡 充
36	女性のエンパワーメント支援	女性が意識と能力を高め、自己決定できるようになる力を持つための研修や講座を充実します。	拡 充
37	人材リストの整備	審議会等の方針・立案の決定過程への女性の参画を拡大するため、国・県・関係機関と連携しながら、女性の人材に関する情報を収集し提供できる体制を充実します。	拡 充

(12) 女性グループ等の活動支援及びネットワークづくり

番号	施策	具体的な取り組み	方向
38	男女共同参画グループの活動支援	市民グループ・団体等に男女共同参画社会づくりに向けた調査研究や、各種啓発事業の企画運営等を委託し、その活動の活性化を図ります。	継 続
39	ネットワークづくりの支援	女性の職場や地域活動等の活性化のため、あらゆる分野で活動する女性団体やグループのネットワークづくりを支援します。	新 規
40	男女共同参画推進の拠点施設の充実	男女共同参画を推進する施設の充実を図り、各団体・グループに対する情報提供と交流を促進します。	継 続

課題6 まちづくり・地域活動における指導的地位への女性の参画の拡大

少子高齢化・人口減少社会が進むなか、地域の課題を住民が中心となって考え、活動し、解決していく地域力を高める取り組みが求められています。これまでも福祉、防災、環境など様々な分野において地域活動が行われており、その活動の中心の多くを女性が担っています。

しかし、本市の町会長、公民館長、PTA会長など、地域の指導的地位にある人については、依然として女性の割合が低い状況にあります。

地域力を高め、持続可能な社会を築くためには、特定の性や年齢層で担われている分野への男女双方の参画により、男女共同参画の視点を反映させることが必要です。

阪神淡路大震災（平成7年）、新潟県中越地震（平成16年）を体験しても、なお女性の声は届かず、東日本大震災では、避難所での生活やまちづくりにおける女性の視点の必要性があらためて認識されています。また、要介護者や一人暮らし高齢者の諸課題は、介護する側・される側、どちらの立場でも女性の数が多いことから、まちづくりや地域活動において女性の声を反映していくことが非常に重要であり、また求められていると言えます。

地域コミュニティは金沢の文化の原点でもあることから、女性の声を聞くことはもちろん、まちづくりや地域活動に直接女性の声が反映されるよう、方針の立案・決定過程への女性の参画を促進していく必要があります。

【施策の方向】

(13) 防災・災害復興の分野における女性の参画の拡大

番号	施策	具体的な取り組み	方向
41	防災・復興活動における男女の意見の反映	災害時に生じる諸問題の解決に向けて、男女共同参画の視点を取り入れ、多様なニーズに的確に対応します。	新規
42	地域防災活動における女性の活躍の促進	地域防災力の向上を図るため、婦人防火クラブの活性化とコミュニティ防災士や消防団における女性の活躍を促進します。	拡充

(14) 地域における指導的地位への女性の参画の拡大

番号	施策	具体的な取り組み	方向
43	公民館・町会、婦人会、PTAなど地域活動の支援	働く男女が参加しやすい運営方法を工夫するなど、男女双方が積極的に参加できるよう働きかけます。	継続
44	町会等の指導的地位への女性の参画の拡大	女性の参画拡大を図るため、地域における女性リーダーを育成します。	新規

基本目標Ⅲ 就業分野において男女が個性と能力を発揮できる社会の実現

就業は生活の経済的な基盤であるだけでなく、働くことは個人の自己実現にもつながるものです。市民が性別にかかわらず、自らの個性や能力を発揮できるまちづくりは、本市におけるダイバーシティ〔注5〕の推進につながり、まちの活性化という観点からも重要な意義があります。

国における男女雇用機会均等法や育児・介護休業法の改正などにより、就業分野における法的制度の整備は着実に進んでいます。しかし、一般的な就労の現状は女性の雇用者に占める非正規雇用の割合が過半数を占め、男女の賃金格差が存在するなど、依然として男女間の格差が大きく、これらの解決は重要な課題です。

少子高齢化社会においては、労働力人口として女性の活躍への期待は大きく、女性が十分に能力を発揮して活躍できる社会づくりが必要となっています。本市においても、企業等における働く環境の整備に向けた積極的な取り組みを促進するとともに、農林水産業や家庭内で働く女性の処遇改善等の環境整備を推進することが必要です。

さらに、女性の起業や多様な生き方に即した働き方や、男女が個々の能力を発揮し新たな職業分野で活躍できるような環境整備を進めるとともに、ひとり親家庭の女性の貧困等にも視点をあて、生活上の困難に直面する男女への支援を推進していくことが必要です。

〔注5〕ダイバーシティ

「多様性」のこと。一般的には、性別や国籍、年齢などにかかわらず、多様な個性が力を発揮し、共存できる社会のことをいう。

日本では、ダイバーシティの中で女性の活躍推進の取り組みが重要視され、経営戦略として実践する企業が増えている。

課題7 就業分野における女性の活躍促進

女性がその能力を十分に発揮して経済社会に参画する機会を確保することは、労働供給の量的拡大のためだけでなく、消費者ニーズが多様化する中で、新たな価値の創造のために不可欠となっています。その実現には雇用の場における男女間格差の解消が急務であり、女性の管理職登用等、ポジティブ・アクション（積極的改善措置）の普及促進を関係機関と協力して進める必要があります。

市民意識調査では、女性が職業をもつことについて「子どもができたなら職業をやめ、大きくなったら再び職業をもつ方がよい」との回答が高くなっています（図表2-24 参照）。また、いったん離職した女性が、再就職や起業にチャレンジするために必要なことについては、「パートタイマーの労働条件を向上させる」、「退職時と同一の企業に再雇用されるようにする」との回答が上位にあがっています（図表2-32 参照）。

このことから、女性が職務経験や持てる能力を活かして働き続けることができるよう、雇用機会の拡大や能力開発、再就職支援を充実することが必要です。

また、経済分野におけるリーダーとしての女性の活躍機会を創造する観点から、女性起業家への支援などを推進していく必要があります。

【施策の方向】

(15) 雇用の分野における女性の活躍促進

番号	施策	具体的な取り組み	方向
45	企業等におけるポジティブ・アクションの普及促進	雇用の場における男女間の格差を解消するため、女性の管理職登用等、ポジティブ・アクション（積極的改善措置）の導入について事業主に働きかけます。	拡充
46	再就職のための支援	再就職を希望する女性を支援するために、マザーズハローワーク等と連携した再就職情報の提供や職業訓練講座の開催等を行います。また、事業者における再雇用制度の導入等についても働きかけます。	拡充
47	職業能力開発のための研修等の充実	女性が能力を十分に発揮して働き続けることができるよう、事業主に対して研修や訓練の機会の充実を働きかけます。	拡充

(16) 女性の起業や再就職(再チャレンジ)に向けた支援

番号	施 策	具体的な取り組み	方 向
48	女性キャリア形成への支援	女性が個性と能力を十分に発揮し、キャリア形成するための学習機会や情報提供を行います。	新 規
49	女性起業家への支援	起業に必要な経営管理や法制度等の基礎知識、ビジネスプランニングスキル、融資制度等の情報提供やネットワークづくりを支援します。	拡 充

課題8 だれもが能力を発揮して働くことのできる環境の整備

市民意識調査では、女性が仕事を続けていく上での障害として「家事・育児の負担」、「病人・高齢者の世話」、「結婚や出産の際退職しなければならない慣行が今でも残っている」と答えています（図表2-33 参照）。そこで、女性が能力を発揮し、多様な就業を可能とするため在宅勤務や短時間正社員など、新たな就業形態の普及啓発が必要です。

働く環境は、男女雇用機会均等法、パートタイム労働法、育児・介護休業法の改正など法律や制度面においては、徐々に整備されています。しかし、市民意識調査では、職場における男女平等の状況について、人事配置、教育や研修制度、昇進・昇格、賃金の面などにおける男女格差を感じている人は少なくありません（図表2-31 参照）。

この原因としては、固定的な性別役割分担意識が依然として残り、その意識の下で形づくられた職場が女性にとって働きにくい環境にあることなどが考えられます。雇用の分野において、実質的な男女の均等な機会と待遇の確保が図られるよう、意識改革等への働きかけを行い、就業環境を改善するための取り組みを促進する必要があります。

さらに、固定的な性別役割分担意識にとらわれることなく、職業等について自由な選択ができ、公平な機会が得られるよう、男女のいずれかが少ない分野への参画を促進する取り組みが求められています。

【施策の方向】

(17) 男女の雇用機会の均等及び平等な待遇の促進

番号	施策	具体的な取り組み	方向
50	労働相談窓口の充実	雇用の場における差別の解消や就業条件の整備に向けた相談体制の充実を図ります。	継続
51	男女雇用機会均等法等の定着促進	企業等に対して男女雇用機会均等法の普及・啓発を図ります。また、労働相談窓口の開設や、パートタイム労働法、労働者派遣法等の周知を徹底し、非正規労働者の労働条件の向上を図ります。	継続

(18) 新しい就業形態等に係る施策の推進

番号	施 策	具体的な取り組み	方 向
52	新たな就業形態の啓発	個人の置かれた状況に応じた柔軟な働き方についての意識が醸成されるよう啓発事業を行います。	新 規
53	新しい就業形態等に関する企業への働きかけ	新しい就業形態を推進するため、それらを利用しやすい職場風土づくりを企業に働きかけます。	継 続

(19) 男女のそれぞれ少ない分野への参画（横へのチャレンジ）

番号	施 策	具体的な取り組み	方 向
54	高等教育機関と連携した啓発	男女のいずれかが少ない分野への参画の拡大を図るため、市内の大学・短大等と連携した啓発事業を行います。	拡 充

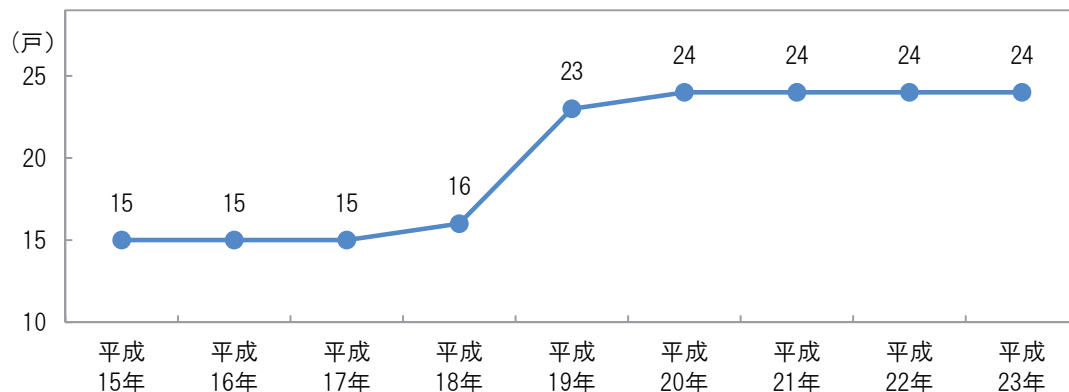
課題9 農林水産業や家庭内労働における働く環境の整備

農林水産業においては、就業人口の減少、高齢化の進展がみられる中、女性が重要な担い手となっています。農産物の加工や販売の起業など女性の積極的な参画が、農林水産業に関わる分野や地域の活性化には必要ですが、女性の経営や方針決定過程への参画は未だ十分とは言えない状況にあります。

農林水産業者や自営業者は、家族経営が多いため、労働時間や休日等勤務条件が不明確になりがちであり、仕事、家事、育児、介護等は女性の大きな負担となっています。

市では、これまでも農業委員会等の政策・方針決定過程における女性の参画拡大に向けた意識啓発や、家族経営協定の締結促進とその有効活用など、女性の経済的地位の向上と就業条件・環境の整備を進めてきました。さらに、家庭内労働における就労条件等の改善が図られるよう働きかける必要があります。

図表4-3 家族経営協定の締結数



資料：金沢市農業センター

【施策の方向】

(20) 家族従業者の就労条件等の整備

番号	施策	具体的な取り組み	方向
55	家族経営協定の締結促進	女性が主体性を持ったパートナーとして経営に参画し、就業条件や健康増進・生活環境の改善が図られるよう、家族経営協定の締結を促進します。	継続
56	家族従業者等への支援	自営業に従事する女性の労働条件整備についての普及・啓発や、経営能力等が向上されるような研修やセミナーの開催、調査研究を行います。	継続

(21) 女性の経済的地位の向上

番号	施 策	具体的な取り組み	方 向
57	経営管理能力向上の支援	経営管理に関する講座や商品開発の研修会等への女性の参加を促進します。	継 続
58	農業従事者の生活安定の確保	農業者の老後の生活安定や女性農業者の地位確立のため、農業者年金制度の周知を図り加入を促進します。	継 続

課題10 生活上の困難に直面する男女への支援

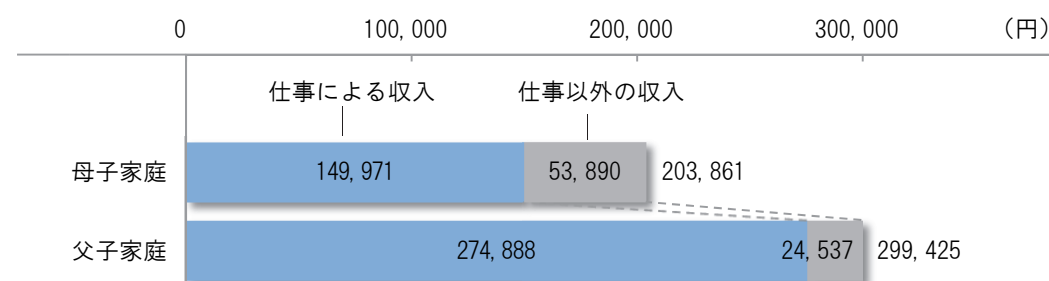
経済、雇用情勢の悪化によって、教育や就労の機会を得られない、貧困など生活上の困難に直面する人が増加しています。相対的貧困率は、全般的に男性に比べて女性が高く、高齢単身女性や母子世帯で特に高くなっています。さらに、母子世帯ではその影響が子どもにも及ぶという負の連鎖が見られます。

この背景には、女性は育児や介護などで就業を中断することが多く、税制・社会保障制度による就業調整の影響もあり、女性は相対的に低収入で不安定な非正規雇用につきやすいという就業構造があります。さらに、このような働き方の積み重ねの結果として女性の年金水準等は低く、高齢期の経済的基盤が弱いという問題を抱えています。

しかし、昨今では若年者や男性においても非正規雇用は増加し、全労働者の3分の1を超える状況になっており、国においては様々な非正規雇用対策を打ち出しています。

本市においても、関係機関と連携して男女が継続して働ける環境の整備や自立に向けた就労支援を行うとともに、ひとり親家庭などへの子育て支援や相談体制の充実など、総合的な支援を推進していく必要があります。

図表4-4 1か月の収入の平均



資料：「金沢市ひとり親家庭等自立支援に関する調査報告書」（平成24年1月）

図表4-5 所得の種類別1世帯当たり平均所得金額

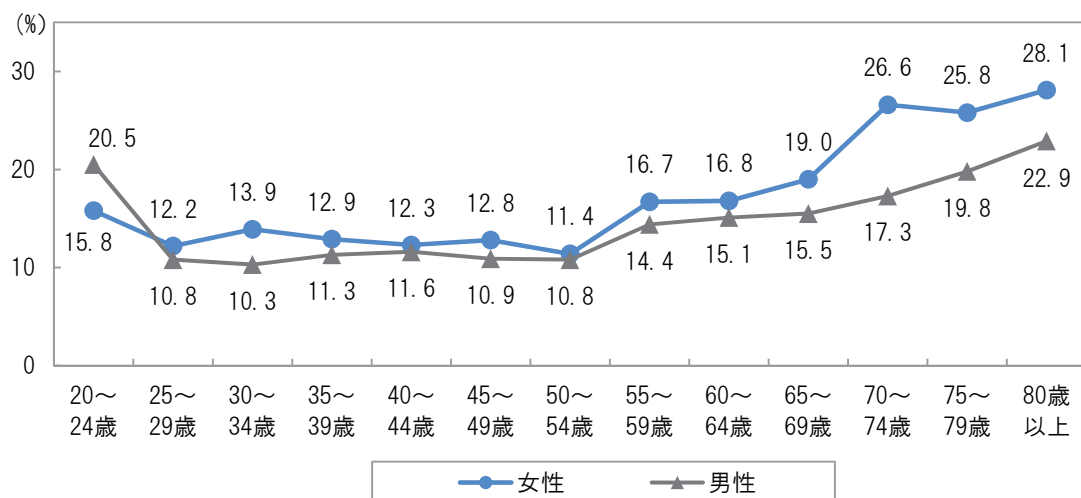
単位：万円（％）

区 分	総所得	稼働所得	公的年金・恩給	財産所得	年金以外の社会保障給付金	仕送り・企業年金・個人年金・その他の所得
全 世 帯	549.6 (100.0)	408.1 (74.3)	102.3 (18.6)	17.3 (3.2)	5.5 (1.0)	16.4 (3.0)
児童のいる世帯	697.3 (100.0)	626.0 (89.8)	32.3 (4.6)	14.1 (2.0)	11.2 (1.6)	13.7 (2.0)
母 子 世 帯	262.6 (100.0)	197.5 (75.2)	9.2 (3.5)	3.4 (1.3)	40.0 (15.2)	12.4 (4.7)

（注）（ ）は総所得に対する構成比

資料：平成22年国民生活基礎調査

図表4-6 相対的貧困率



(注) 1 厚生労働省「国民生活基礎調査」(平成19年)を基に、内閣府男女共同参画局「生活困難を抱える男女に関する検討会」阿部彩委員の特別集計より作成。

2 相対的貧困率とは、等価世帯所得が全人口の中央値の50%未満である人の割合。

資料：男女共同参画白書(平成23年版)

【施策の方向】

(22) ひとり親家庭等に対する支援の充実

番号	施策	具体的な取り組み	方向
59	生活安定のための経済的支援	ひとり親家庭の生活安定を図るため、生活や子どもの養育に関わる各種支援を行います。	継続
60	生活の自立促進	ひとり親家庭の経済的・社会的自立を促進するため、職業能力の開発や情報提供、事業主に対する啓発等の支援を行います。	継続
61	相談体制の充実	ひとり親家庭の抱える悩みや課題に対する相談体制の充実を図ります。	継続

(23) だれもが経済的に自立し、生活するための支援の充実

番号	施策	具体的な取り組み	方向
62	若年期におけるライフプランニング支援	若者が経済的に自立していくことの必要性を認識し、長期的な視野に立って人生を展望できるよう支援します。	新規
63	経済的困難を抱える子育て家庭への支援	経済的理由により生活困難に直面する子育て家庭に対し、各種支援を行います。	新規

基本目標Ⅳ**ワーク・ライフ・バランスの推進**

少子高齢化の進行や雇用状況などの社会変化により市民の生き方が多様化する中で、男女の働き方や暮らし方を見直し、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）〔注6〕を実現することは、M字カーブ問題〔注7〕の解消や政策方針決定過程への女性の参画の拡大を進めるために大変重要であり、まちの活性化にもつながります。

国における育児・介護休業法の改正、次世代育成支援対策などの取り組みにより、女性の育児休業の取得率は徐々に上がっています。しかしながら、男性の育児休業取得者は非常に少なく、出産を機に退職する女性が依然と多い状況にあり、これらの解決は重要な課題です。また、長時間労働の抑制や年次有給休暇の取得が進んでいない状況にあります。

これらの状況を踏まえ、男性の家事、育児・介護等への参画や職場環境の整備について、企業等に対して積極的に働きかけるとともに、子育てや介護に関する支援策の拡充を図ることが必要です。

さらに、男女がそれぞれのライフサイクルに応じ多様なライフスタイルへ転換可能な社会づくりに向け、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けた社会的気運の醸成を図ることが必要です。男性も女性も、働いている人もそうでない人も、仕事、家事、育児・介護、そして地域活動の両立は社会全体の問題と捉え、事業者、市民、行政が連携した取り組みを確実に進めることが重要です。

〔注6〕 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）

老若男女だれもが、「仕事」「家庭生活」「地域活動」「個人の自己啓発」など、様々な活動について、自ら希望するバランスで展開できる状態のこと。

〔注7〕 M字カーブ問題

日本の女性の労働力人口比率を年齢階級別にグラフ化したとき、30歳代を谷とし、20歳代後半と40歳代後半が山になるアルファベットのMのような形になることをいう。M字を描く原因は、出産・子育て期に離職する女性が多いことにあり、この解決が男女共同参画社会実現に向けての課題となっていることをいう。

なお、国際的に見ると、台形型に近くなっている国が多い。

課題11 男女の仕事と生活の調和の確立

市民意識調査では、生活の中での優先度について、希望（理想）は「仕事と家庭生活をともに優先したい」との回答が最も多くなっていますが、現状では共働き男性は「仕事を優先している」が4割を超え、仕事と家庭生活の両立を実現するために必要なこととして、過半数が「男女とも育児・介護休業制度を取得しやすくする職場環境づくり」をあげています（図表2-29・30参照）。

これまで一般的には、ワーク・ライフ・バランスを「企業の問題」「子育て期の女性の問題」という狭い捉え方をしている場合が多く、依然として男性の長時間労働の抑制や育児休業の取得が進んでいない現状にあります。

ワーク・ライフ・バランスは男性も女性も個人の生活を充実するためのものという理解と企業における生産性の向上、さらには社会・経済の活性化に役立つという理解を広く市民や事業所に働きかけていく必要があります。

ワーク・ライフ・バランスを推進するため、事業所における具体的な取り組みを支援していくことが必要です。

【施策の方向】

(24) 多様な働き方に対応した環境整備

番号	施策	具体的な取り組み	方向
64	多様な働き方の選択の促進	男女がそれぞれのライフイベントを視野に入れ、多様な働き方を選択することができる社会づくりのため啓発事業を行います。	新規
65	男性の育児・介護休業等取得促進	男性が積極的に育児・介護休業を取得するよう家庭・職場等あらゆる角度から意識啓発を行います。	新規

(25) 仕事と仕事以外の生活の充実と調和の推進

番号	施策	具体的な取り組み	方向
66	企業等におけるワーク・ライフ・バランスの推進	労働者が仕事と育児、介護、地域活動等を両立できるよう、各種支援制度の周知と意識啓発を図ります。また、積極的に取り組む事業主に対する表彰や入札加点等を行います。	継続
67	市職員に対する仕事と育児・介護の両立推進	市職員に対し、仕事と育児・介護の両立支援制度を周知し、各制度の利用を促進します。	拡充

課題12 安心して出産・育児のできる環境の整備

育児を積極的に行う男性が増加し、「イクメン」という言葉が広まりをみせたように、子育ては女性の役割といった性別による固定的な役割分担意識は徐々に変わってきているものの、依然として女性が子育てや家庭教育の多くを担っている現状です。市民意識調査では、女性が仕事を続けていく上での障害として約8割の人が「家事・育児の負担」と答えている状況にあり、女性は仕事と子育ての両立に負担感を持っています(図表2-33参照)。

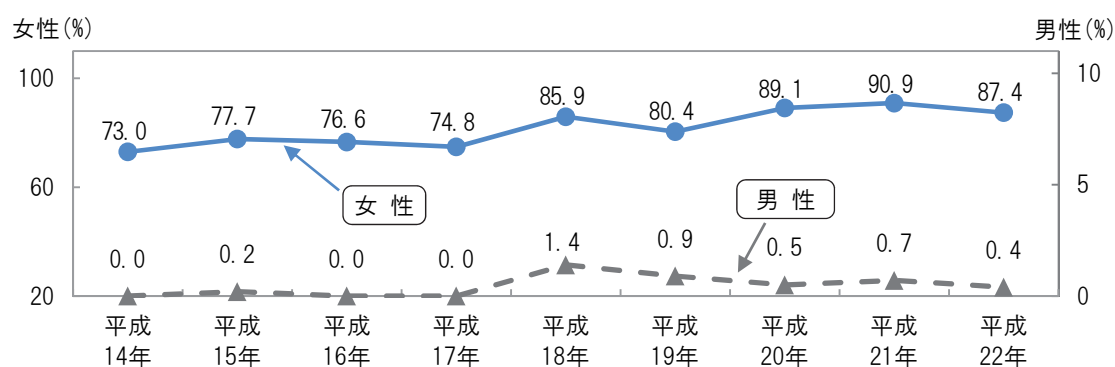
また、いったん仕事をやめて子育てをする場合にも、地域の交流が希薄化している近年においては、男性の子育てへの参画がない場合、女性がひとりで子育て不安を抱え、孤立してしまうこともあります。男女がともに子育てに取り組んでいくことが必要であり、そのための環境整備が求められます。

市では「かなざわ子育て夢プラン」を策定し、子育ての喜びが実感できるまちづくりに先進的に取り組んできたところですが、家庭、地域、職場、保育所・幼稚園、学校、行政がそれぞれの役割を担い、社会全体による子育て支援を一層推進して行く必要があります。

さらに、男性が出産、育児に積極的に関わることができるよう、仕事と子育ての両立のための制度の普及、定着を促進する必要があります。

引き続き、男性も女性も、働いている人もそうでない人も、安心して子育てができるよう、多様なニーズに対応できるサービスの充実を図り、社会の子どもとしての育ちに関心を持てる地域づくりを行っていく必要があります。

図表4-7 育児休業取得率の推移(石川県)



【育児休業取得率】

$$\frac{\text{出産者のうち、調査前年度末までの間に育児休業を開始した者の数}}{\text{調査前年度1年間の出産者(男性の場合は配偶者が出産した者)の数}} \times 100$$

(注) 各年7月31日現在

資料: 石川県「賃金等労働条件実態調査」

【施策の方向】

(26) 働く女性の妊娠・出産に関する制度の充実

番号	施策	具体的な取り組み	方向
68	保育サービス等の充実	育児に係る精神的・経済的負担の軽減を図るため、多様なライフスタイルに対応した保育・その他の子育てサービスを充実します。	拡 充
69	働く女性の妊娠・出産に関する制度の周知	働く女性が安心して妊娠・出産し働き続けることができるよう、様々な法や制度等に関して、あらゆる機会を通じて周知し利用を促します。	継 続

(27) 子どもの健やかな成長を守るための支援策の拡充

番号	施策	具体的な取り組み	方向
70	子どもの健全育成の推進	社会全体で子育てを支えていくため、金沢子ども条例に基づき、総合的・計画的に子どもの育成に関する施策を進め、子どもの健全育成を図ります。	継 続
71	母子保健の充実（子ども・育児関連）	子どもの健やかな成長を守り、育児を支援するため、各種健康診査、相談、家庭訪問など、母子保健サービスを充実します。	継 続
72	地域の子育て機能の強化	地域ぐるみで子育てを行うことができるよう、人材育成や児童養育活動等、地域の子育て機能強化を支援します。	拡 充
73	相談体制の充実	子育てに関する総合的な支援を行うため、相談体制の充実を図るとともに、ネットワークづくりを進めます。	継 続
74	子育て中の親の社会参加支援	子育て中の親の社会参加を促進するため、親子ふれあいのきっかけづくりや、市主催事業における保育室設置等、様々な支援を行います。	継 続

(28) 男性が出産・育児に関わる制度の利用促進

番号	施策	具体的な取り組み	方向
75	出産・育児に関する制度の情報提供	男性が、出産・育児に関わることができるよう、あらゆる機会を通じて情報提供し、制度の利用を支援します。	新 規

課題13 男女の仕事と家事、介護、地域活動等の両立支援

市民意識調査では、家庭における役割意識について「食事の支度」、「食事の後片付け」、「洗濯」、「掃除」など家事にかかる項目は「妻の役割」と答える人が多く、家事は女性の役割との認識が根強いことがうかがえます。一方、「高齢者や病身者の介護や看護」、「育児・しつけ」、「PTAや地域活動への参加」については、「夫婦同じ程度の役割」と答える人が多くなっており、家庭生活においてどちらか片方の役割ではないという夫婦の認識はあることが分かります（図表2-26参照）。

しかし、現実ではまだまだ家事や介護の担い手は女性が多く、家庭における男女共同参画は十分に進んでいるとは言えません。また、ボランティア活動など地域活動については、男女ともに就業期からの参加は難しい現状にあります。特に男性の働き方を見直し、家族との充実した時間や地域活動のための時間を確保し、家事や介護などに積極的に関わる必要があります。

今後さらに少子高齢化の進行と人口減少が見込まれる中であって、地域の文化の伝承や、地域が抱える問題を住民自らが解決する地域活動がより重要となります。世代間の交流、団塊世代など元気な高齢者の能力活用などを進め、男女を問わず地域活動への参画を推進する必要があります。

【施策の方向】

(29) 家庭生活における男女共同参画の促進

番号	施策	具体的な取り組み	方向
76	育児・介護を行う労働者の就労継続の支援	働きながら育児や介護を行う人たちに対し、育児・介護休業制度利用の促進や経済的支援など負担を軽減するための支援を行います。	継続
77	男性の生活的自立の促進	男性の家事等日常生活能力向上や生活的自立を養成するための講座を開催します。	拡充
78	父親の子育て参加の促進	父親の子育てや家庭教育への参加を促すため、親子、特に父親と子が一緒に参加できる機会を提供します。	拡充

(30) 地域社会における男女共同参画の促進

番号	施 策	具体的な取り組み	方 向
79	ボランティア・NPO への活動・参画の促進	男女がともに個々のライフスタイルに応じて、積極的に地域活動に参画できるよう情報を提供し、その活動を支援します。	継 続
80	生涯にわたる学習機 会の提供	男女がともに、いきいきと暮らせるようニーズに応じた学習やスポーツ・レクリエーション活動の機会を提供します。	継 続

課題14 だれもが安心して暮らせる環境の整備

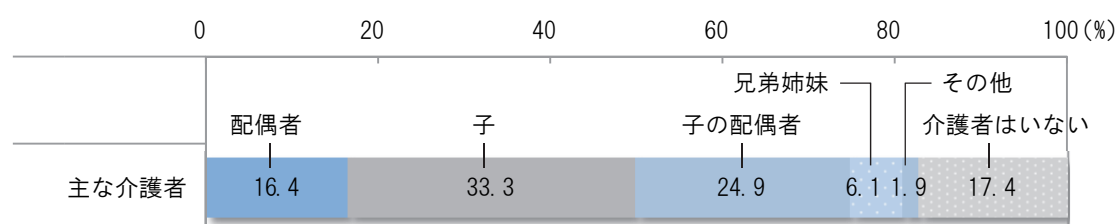
市の高齢者人口の約6割が女性であり、一人暮らし高齢者の4人に3人は女性です（図表2－3参照）。

市では、高齢者一人ひとりが尊厳を保ち、住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりをめざし「長寿安心プラン」を策定し、高齢者の健康づくりと介護予防の推進、介護保険サービスの拡充、安心して暮らせる生活環境の整備、社会参加の推進などに取り組んでいます。

また、障害のある人が地域において平等に社会の一員として普通の生活を送ることができるまちづくりをめざし「ノーマライゼーションプラン」を策定し、「住む」「働く」「学ぶ」等、様々な生活の場面ごとの施策に取り組んでいます。

高齢者も障害のある人も、男女が自立した人間として社会のあらゆる分野で生き生きと輝くことができるよう安心して暮らせる環境の整備の推進が重要です。

図表4－8 主な介護者



（注）無回答を除く。

資料：金沢市「長寿安心プラン 2012」

図表4－9 金沢市障害者手帳所持者数の推移

単位：人

区 分	身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者保健福祉手帳	計
平成19年	14,986	2,018	1,620	18,624
平成20年	15,242	2,101	1,620	18,963
平成21年	15,552	2,187	1,818	19,557
平成22年	15,823	2,287	1,981	20,091
平成23年	16,015	2,354	2,168	20,537
平成24年	16,056	2,429	2,367	20,852

（注）各年3月末

資料：金沢市障害福祉課

【施策の方向】

(31) 高齢者や障害のある人のための介護・福祉サービスの充実

番号	施 策	具体的な取り組み	方 向
81	長寿安心プランの推進	男女共同参画の視点で「長寿安心プラン」を着実に推進し、介護・高齢者福祉サービスの充実を図ります。	継 続
82	金沢市障害者計画の推進	男女共同参画の視点で「金沢市障害者計画」を着実に推進し、障害福祉サービスの充実を図ります。	継 続

(32) 安心して暮らせるまちづくりと社会参画の推進

番号	施 策	具体的な取り組み	方 向
83	高齢者の社会参加の促進	高齢者がいきいきと過ごすために、地域と連携をとりながら、就労やボランティア活動など社会参加の場を広げます。	継 続
84	障害のある人の社会参加の推進	障害のある人が、自己の意志と能力に基づき、社会参加できるよう様々な機会を提供します。	継 続
85	社会基盤のバリアフリー化の推進	だれもが、安全で快適な社会生活を送れるよう社会基盤のバリアフリー化を進めます。	継 続

基本目標Ⅴ 女性の人権と身体が守られる社会の実現

「DV」、セクシャル・ハラスメント、性犯罪、性暴力、ストーカー行為等の女性に対する暴力は、男女が性別により差別されることなく、その人権が尊重される社会の実現、男女共同参画社会の形成を阻む大きな要因となっています。

女性に対するあらゆる暴力は、重大な人権侵害であり個人の尊厳を傷つける行為であるということを全ての市民が理解し、暴力を容認しない社会風土を醸成する取り組みを推進することが重要です。

また本市では、平成22年3月に「金沢市DV防止基本計画」を策定し「配偶者等からの暴力のない安心して暮らせるまち」をめざしています。この基本理念の実現に向け、DVは男女間の経済的・社会的な不平等を背景として個人の尊厳を傷つける行為であり、多くの人々にかかわる社会的問題であるという認識を広く市民に啓発することが必要です。

さらに、男女が互いの性を尊重し、性と生殖に関する健康と権利を認め合う社会づくりが必要です。妊娠・出産・更年期など男性と異なる問題に直面する女性の健康について、女性の人権の一つとされる「性と生殖に関する健康・権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）」〔注8〕の視点に立ち、生涯を通じた女性の健康づくりを支援するための取り組みを進めていく必要があります。

〔注8〕性と生殖の健康・権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）

性と生殖の健康（リプロダクティブ・ヘルス）とは、平成6（1994）年の国際人口／開発会議の「行動計画」及び平成7（1995）年の第4回世界女性会議の「北京宣言及び行動綱領」において、「人間の生殖システム、その機能と（活動）過程のすべての側面において、単に疾病、障害がないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあることを指す」とされている。

なお、妊娠中絶に関しては、「妊娠中絶に関わる施策の決定またはその変更は、国の法的手順に従い、国または地方レベルでのみ行うことができる」ことが明記されているところであり、我が国では、人工妊娠中絶については刑法及び母体保護法において規定されていることから、それらに反し中絶の自由を認めるものではない。

課題15 女性に対するあらゆる暴力の根絶

市民意識調査によると、「女性の人権が尊重されていないと感じること」については、4割強の人が「職場や地域におけるセクシャル・ハラスメント」、「配偶者（事実婚や元配偶者を含む）や交際相手からの身体的、精神的、性的暴力」と回答しています（図表2-34参照）。

本市ではこれまで、啓発用リーフレットの作成や、人権講演会の開催、男女共同参画出前講座等を通じて、市民や事業所に対するセクシャル・ハラスメントやDVの防止に関する意識啓発を実施してきました。しかし、インターネットや携帯電話の普及により、これらを介した新たな形態の被害も発生し、女性に対する暴力は、セクシャル・ハラスメント、DV、ストーカー行為、性犯罪等、多様化している状況にあります。また、被害対象となる女性も、子ども、若者、高齢者、障害のある人、外国人等、異なる事情を有し、暴力の背景もまた多様化しています。

このような課題を踏まえ、多様化する暴力被害に対応していくことが重要となっており、暴力の形態や被害者の属性に応じた幅広い取り組みを推進する必要があります。

さらに、女性に対する暴力を防ぐため、暴力は人権を侵害する犯罪行為であり、決して許されないことであるという認識について、市民への意識啓発の充実を図ることが重要です。法制度の趣旨や内容等について幅広く市民に周知することにより、女性に対する暴力根絶のための社会基盤を確立していく必要があります。

【施策の方向】

(33) 女性に対するあらゆる暴力の予防と根絶のための基盤づくり

番号	施策	具体的な取り組み	方向
86	女性の人権を守るための意識の啓発	女性に対するあらゆる暴力は「人権侵害」であるという人権意識の高揚を図るため、講演会や研修会を開催します。	拡 充
87	危機管理意識の啓発	女性に対する暴力についての現状や必要な知識を学び、危機管理意識を高めるための講座等を開催します。	継 続
88	安全で安心なまちづくりの推進	国、県、警察等の関係機関のほか、町会等の地域コミュニティと連携しながら防犯活動を進めます。	継 続

(34) ハラスメント防止対策等の推進

番号	施 策	具体的な取り組み	方 向
89	雇用の場におけるセクシュアル・ハラスメント防止啓発	企業等における、セクシュアル・ハラスメント防止のための出前講座の開催や、相談窓口の情報提供を行います。	継 続
90	地域や学校等におけるセクシュアル・ハラスメント防止啓発	セクシュアル・ハラスメントの未然防止のため、地域や学校における意識啓発を推進します。	継 続
91	パワーハラスメント防止啓発	企業や各種団体等の研修等あらゆる機会を通じて、パワーハラスメント防止に取り組みます。	新 規

課題16 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の支援の推進

「金沢市配偶者等からの暴力の防止及び被害者の支援に関する基本計画」の推進 ～配偶者からの暴力のない安心して暮らせるまち～

市民意識調査によると、配偶者からの暴力行為を受けた経験をみると、「なぐったり、けったり、物を投げつけたり、つきとぼしたりするなど身体に対する暴行を受けた」「人格を否定するような暴言や監視などの精神的いやがらせ、恐怖を感じるような脅迫をうけた」については、約6人に1人が“あった”と回答しており、「いやがっているのに性的な行為を強要された」についても10人に1人が“あった”と回答しています（図表2-36 参照）。

しかし、DVを受けた経験のある人の約3人に2人がどこにも相談していない現状であり、被害が潜在化する傾向にあります（図表2-39 参照）。

本市では、平成21年度に策定したDV防止基本計画に基づき、平成22年度には配偶者暴力相談支援センター機能を有する「女性相談支援室」を設置しました。市民に最も身近な行政機関として、相談から自立まで切れ目のない支援を行い、相談件数は大幅に増加しています（図表2-16 参照）。

このことは、潜在化していたDV被害の顕在化と考えられるものの、市民意識調査では「女性相談支援室」のDV相談機関としての認知度がまだまだ進んでいません（図表2-40 参照）。今後、市民へのDV防止啓発事業に併せ、あらゆる機会を通じて相談機関の周知を図ることが重要です。

また、近年、10～20歳代の若い世代で、交際相手からの暴力被害が起きていることが明らかになり、潜在化する新たな社会問題となりつつあります（図表2-38 参照）。

このことから、若年層に対する予防啓発事業に取り組むとともに、学校と連携した暴力を許さない教育・啓発を充実していく必要があります。

さらに、DV被害者支援は、関係機関や民間団体との連携を図り、安全の確保と、必要に応じた自立支援、心身の健康に関する支援などを総合的かつ柔軟に行う必要があります。

※ 金沢市DV防止基本計画の基本目標を課題16「配偶者等からの暴力の防止及び被害者の支援の推進」の施策の方向として位置づけ、課題解決のための具体的な取り組みを進めます。

【施策の方向】

(35) DVの早期発見及び相談支援体制の充実

番号	施策	具体的な取り組み	方向
92	早期発見のための体制の充実	医療・福祉・教育等の関係機関に対する意識啓発及び市役所庁内の連携を強化し、潜在化したDV被害者の早期発見・相談・支援を行います。	継続
93	相談窓口の周知の徹底	市のホームページへの掲載や、啓発リーフレット・相談窓口カード等をあらゆる機関に配布し、窓口の周知を徹底します。	継続
94	配偶者暴力相談支援センターの機能充実	女性相談支援室（配偶者暴力相談支援センター機能）の相談体制・相談時間・相談内容等の充実を図ります。	継続
95	相談員の資質向上のための研修の充実	複雑多岐にわたる様々なDV相談に対応するため、相談員を対象とした研修の充実を図ります。	継続

(36) 被害者の安全確保と自立支援の充実

番号	施策	具体的な取り組み	方向
96	被害者の安全確保のための体制の充実	緊急時におけるDV被害者の安全を確保し、適時一時保護につなげます。また、被害者の個人情報の保護を徹底します。	継続
97	被害者に対する適切な情報提供	被害者の状況やニーズに応じた適切な情報を提供し、自立を支援します。	継続
98	被害者の自立に向けた支援の実施	被害者が自立して新しい生活を始めるため、住居の確保をはじめ、生活の安定、就業等に関する社会的資源の情報提供を行います。	継続
99	被害者の健康に関する支援の実施	被害者の心身の健康を回復するため、福祉健康センターや医療機関と連携して支援します。	継続
100	被害者の子どもに対する支援の実施	被害者が同伴する児童の心のケアや、発達、保育、就学等に関して児童相談所等関係機関と連携して支援します。	拡充

(37) DV防止のための啓発活動の充実

番号	施 策	具体的な取り組み	方 向
101	市民に対する啓発の推進	「暴力は決して許されるものではない」という意識づくりを推進するため、DV防止に関する広報、研修会やシンポジウム等を開催します。	継 続
102	地域・企業等と連携した啓発の推進	地域や企業における見守りやDV防止の気運を高めるため、町会、地域団体、企業等を対象とした講座等を実施します。	継 続
103	若年層等への教育・啓発の推進	若者に対する「デートDV」防止のための啓発を行います。また、教員や保護者に対してDVの予防啓発に関する研修等を行います。	継 続
104	職員等に対する研修の充実	市職員、福祉関係者、公民館職員等に対して、DVへの理解を深める研修を実施し、二次被害を防止します。	継 続

(38) 関係機関等との連携と協力

番号	施 策	具体的な取り組み	方 向
105	関係機関・民間団体との連携強化	関係機関、民間団体との連携を図り、DV防止や被害者の安全確保、自立支援を行うため、民間団体の育成とネットワークづくりの支援を行います。	拡 充
106	庁内連携の強化	DV被害者に必要な支援を的確に行えるよう、庁内連絡会を通じて連携の強化を図ります。	継 続

課題17 生涯を通じた女性の健康支援

女性も男性も互いの身体の特徴を理解し、思いやりを持って生きていくことは、男女共同参画社会の形成にあたっての前提であり、心身とその健康についての正しい知識・情報を得て、主体的に行動し、健康を享受できるようにしていく必要があります。

市では「金沢健康プラン」に基づき、健康寿命の延伸、生活の質の向上を目的とした健康づくりを進めています。さらに、女性の健康づくりを推進するため、ホームページの作成や女性スタッフによる子宮頸がん検診等の取り組みをはじめています。

女性の健康は、「性と生殖の健康・権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）」の視点から、妊娠・出産期や更年期における女性の健康支援、不妊に悩む女性への対応の充実を図り、女性の生涯を通じた総合的な施策を推進していく必要があります。

また、HIV（エイズ）や子宮頸がんの原因となるHPV（ヒトパピローマウイルス）の感染をはじめとする性感染症や、女性の健康をおびやかす問題について総合的に対応するとともに、正しい知識の普及を図ることが必要です。

【施策の方向】

(39) 女性の健康づくりの推進

番号	施策	具体的な取り組み	方向
107	生涯を通じた健康支援策の充実	女性が自主的に自己の健康づくりを進めることができるよう、必要な健康支援策を進めます。	継続
108	成人・高齢期における健康支援策の充実	健康教育、健康相談、健康診査など健康づくりを支援するとともに、性差に応じた的確な医療の普及に努めます。	継続

(40) 妊娠から出産までの一貫した母子保健サービスの提供

番号	施策	具体的な取り組み	方向
109	母子保健の充実（妊娠・出産）	妊娠、出産に関する母子保健サービスと各種健康診査、相談、家庭訪問などを充実します。	継続
110	不妊への支援の充実	不妊に悩む夫婦に対して、心の悩みのアドバイスや専門相談窓口の紹介、費用負担軽減等の支援を行います。	新規

(41) 女性の健康をおびやかす問題についての対策の促進

番号	施 策	具体的な取り組み	方 向
111	感染症に対する正しい知識の普及啓発	H I V（エイズ）や性感染症について、相談・検査体制の充実と、正しい知識の普及啓発を図ります。	継 続
112	薬物乱用、喫煙、飲酒対策の推進	薬物乱用・喫煙（受動喫煙）・飲酒など健康に及ぼす影響、特に胎児や生殖機能への影響について、正しい知識の普及に努めます。	継 続

(42) 男女がともに女性の健康について学ぶ機会の提供

番号	施 策	具体的な取り組み	方 向
113	学校における性教育等の充実	思春期の男女が性に対する正しい知識を入手できるよう、性教育の充実を図ります。	継 続
114	性と生殖の健康・権利に関する意識の浸透	情報誌や各種講座等、女性の健康づくりについて幅広く考える機会を提供し「性と生殖の健康・権利」についての意識啓発を行います。	拡 充
115	性、妊娠・出産に関する適切な教育・啓発・相談の推進	性、妊娠・出産に対して、男女がともに正しい知識を持ち、考え学ぶ機会を提供します。	新 規

基本目標Ⅵ

国際社会を視野に入れた男女共同参画の推進

男女共同参画に関する取り組みは、女性の地位向上に係る国際的な動向と密接に関連しながら進んでいます。

男女共同参画の推進は、国内の状況を把握するだけでなく、国際的な女性問題への関心をはじめ、わが国で問題とされる事からの背景・要因等、広く国際的な視野から女性問題を理解し、男女共同参画の必要性を捉えていくことが肝要です。

国際社会を視野に入れ男女共同参画を推進するためには、女性の地位向上のための国際規範や基準について理解を深め、世界の多様な文化や習慣、女性を取り巻く諸問題に関する国際的な違いについて知り、地域の問題や課題に気づく視点を養うことが重要です。

日常生活の様々な面で国際化が進む中、国際的な女性問題等に関する情報提供や国際交流を推進するとともに、男女共同参画の視点に立った国際交流・協力を進める必要があります。

課題18 国際的な概念や考え方の理解

男女共同参画社会の形成の促進について、国においては、世界の動きと軌を一にして様々な取り組みが進められており、地球社会の平等・開発・平和に貢献することとしています。

男女共同参画に関する国際的な動向を把握し、市民一人ひとりが各国の女性を取り巻く諸問題や文化・習慣の違いの理解を深めるため、情報収集に努め、市民や関係団体向け情報発信をしていくことが必要です。

さらに、学校教育における外国語教育の充実、異文化理解の促進など、国際性豊かな人材の育成を図ることが求められます。

【施策の方向】

(43) 国際的な視野からの啓発・教育と人材の育成

番号	施策	具体的な取り組み	方向
116	国際理解の促進	在住外国人との共生・交流する地域づくりに向け、互いの文化の理解を深める機会を提供します。	新規
117	国際的規範に関する学習機会の提供	男女共同参画推進の基本となる国際的規範について、学習機会を提供します。	継続

(44) 国際社会の情報の収集と活用の促進

番号	施策	具体的な取り組み	方向
118	男女共同参画に関する国際情報の収集と提供	男女共同参画に関する国際的な動きについて情報収集し、各種団体に対する研修の機会や市民向けの講座等を通じて情報提供します。	継続
119	海外資料や国連資料、刊行物の市民への提供	図書館等において、海外資料、国連資料や刊行物等を市民に提供します。	継続

図表4-10 男女共同参画に関する国際的な指数（2012年）

(1) HDI

(人間開発指数)
10位/187か国

順位	国名	HDI値
1	ノルウェー	0.955
2	オーストラリア	0.938
3	米国	0.937
4	オランダ	0.921
5	ドイツ	0.920
6	ニュージーランド	0.919
7	アイルランド	0.916
8	スウェーデン	0.916
9	スイス	0.913
10	日本	0.912

「長寿で健康な生活」、「知識」及び「人間らしい生活水準」という人間開発の3つの側面を測るもの。
(平均寿命、1人あたりGDP、就学率 等)

(2) GII

(ジェンダー不平等指数)
21位/148か国

順位	国名	GI値
1	オランダ	0.045
2	スウェーデン	0.055
3	スイス	0.057
3	デンマーク	0.057
5	ノルウェー	0.065
6	ドイツ	0.075
6	フィンランド	0.075
8	スロベニア	0.080
-	-	-
21	日本	0.131

国家の人間開発の達成が男女の不平等によってどの程度妨げられているかを明らかにするもの。
(妊娠婦死亡率、国会議員女性割合、中等教育以上の教育を受けた人の割合(男女別) 等)

(3) GGI

(ジェンダー・ギャップ指数)
101位/135か国

順位	国名	GGI値
1	アイスランド	0.864
2	フィンランド	0.845
3	ノルウェー	0.840
4	スウェーデン	0.816
5	アイルランド	0.784
6	ニュージーランド	0.781
7	デンマーク	0.778
8	フィリピン	0.776
-	-	-
101	日本	0.653

経済、教育、保健、政治の各分野毎に各使用データをウェイト付けして総合値を算出。その分野毎総合値を単純平均してジェンダー・ギャップ指数を算出。0が完全不平等、1が完全平等。

(備考) 国連開発計画(UNDP)「人間開発報告書」及び世界経済フォーラム「グローバル・ジェンダー・ギャップ報告書」より

課題19 多文化が共生する社会づくり

本市は平成7年に策定した「金沢世界都市構想」において、「市民一人ひとりがお互いの立場や歴史、文化を理解しあえるよう国際性のかん養に努めるとともに、市民レベルの幅広い交流の輪を広げていくことが大切」であるとして、国際交流の推進に努めています。

本市に在住する外国人は平成23年末現在4,600人で、高等教育機関が集積している地域特性から留学生とその家族が多くなっています（図表2-5・6参照）。

この状況を踏まえ在住外国人が地域で安心・安全に生活できるよう教育、子育て等の支援を図る必要があります。また、ともに暮らす市民として相互理解を深め、支え合うことのできる国際交流の推進が必要です。

【施策の方向】

(45) 国際交流の推進

番号	施策	具体的な取り組み	方向
120	各種国際交流への支援	国際会議や青少年等の交流など、各種国際交流事業に対する支援を行います。	継続
121	国際都市交流事業の推進	異なる文化・生活習慣等に関する理解を深めるため、姉妹都市を中心とした国際交流を推進します。	継続
122	国際交流員の活用	国際交流員と市民とのふれあいの場を提供し、世界の各地域への理解を深めます。	継続

(46) 多言語化での情報提供や相談体制の充実

番号	施策	具体的な取り組み	方向
123	行政情報の多言語化の推進	留学生や外国人にとって住みやすいまちにするため、ニーズを把握し、都市サインや生活案内の多言語化を進めます。	継続
124	相談体制の充実	子育てや生活に関する相談窓口の多言語化を図り、外国人が相談しやすい体制を整えます。	新規

第5章

計画の推進

1 庁内推進体制の強化

(1) 男女共同参画庁内連絡会議

男女共同参画に関する施策を総合的かつ効果的に推進するために設置した男女共同参画推進庁内連絡会議において、関係部局と連携し、各種施策の効果的推進及び進行管理に努めます。

(2) 女性活躍推進庁内プロジェクト

庁内のポジティブ・アクションを推進する取組として、男女共同参画推進庁内連絡会議に女性活躍推進庁内プロジェクトを設置し、調査研究や女性職員の育成、職域拡大に努めます。

(3) 職員への啓発

行動計画の実効性を高めるため、市職員に対する研修機会や情報提供の充実に努めます。

2 男女共同参画審議会との連携

(1) 男女共同参画審議会

金沢市男女共同参画推進条例に基づき設置している男女共同参画審議会において、男女共同参画に関する基本的な事項について調査審議するとともに、計画の進捗状況に関して意見を求めます。

(2) 専門部会

男女共同参画に関する専門性の高い重要な事項について専門的な検討が必要な場合は、男女共同参画審議会に専門部会を設置し調査審議を行い、意見を求めます。

3 市民協働による計画の推進

(1) 市民、各種団体等との連携

男女共同参画の推進に向け、市民に対して積極的な情報提供を行い、計画の周知を図るとともに、市民や各種団体等と連携を深め、計画の推進を図ります。

(2) 男女共同参画アドバイザーとの連携

地域や企業等における男女共同参画を推進するため、男女共同参画アドバイザーを養成するとともに、アドバイザー養成講座修了者による男女共同参画出前講座を実施し、各分野における男女共同参画の普及啓発活動を展開します。

(3) 苦情処理機関との連携

市が実施する男女共同参画の推進施策等に関する市民からの苦情等の申出を処理するため、苦情処理機関を設置し、市民からの意見要望を施策に反映します。

4 男女共同参画推進拠点の充実

女性センターを男女共同参画推進の拠点施設として位置づけ、男女共同参画に関する市民活動の支援や団体・グループ等の交流を推進します。

また、女性のエンパワーメントを支援するための施策を充実させるとともに、男女共同参画に関する情報提供、学習活動支援等を充実し、本市における男女共同参画を推進します。

5 計画の進行管理

(1) 進捗状況の進行管理

計画の進捗状況について、数値目標等を活用しながら定期的に点検・評価し、進行管理を行います。

(2) 年次報告の公表

金沢市男女共同参画推進条例に基づき、毎年、男女共同参画の推進状況及び施策の実施状況について調査し、年次報告として公表します。

(3) 各種調査の実施

計画の進捗状況や市民意識の変化等を把握するため、必要な調査を定期的に行います。

6 数値目標・参考指標

計画の進捗状況を客観的に把握するため、数値目標を設定します。

*目標年度については、計画期間の平成34（2022）年度としていますが、各関連プランで目標値を定めているものについては、それに準ずるため（ ）に目標年度を記載しています。

【数値目標】

基本目標	項目	目標値 （*目標年度）	直近の数値 （2012年度）	所管課
基本目標Ⅰ 男女共同参画の推進に向けた意識の改革	「金沢市男女共同参画推進行動計画」の認知度	80%	27.7%	人権女性政策推進課
	「男女共同参画」の認知度	80%	26.4%	人権女性政策推進課
	男女共同参画出前講座の実施回数	30回／年	15回／年	人権女性政策推進課
	（新）男女共同参画アドバイザー登録者数	100人 （2017）	—	人権女性政策推進課
基本目標Ⅱ 方針の立案及び決定過程への女性の参画の拡大	市審議会等における女性委員の割合	法令・条例 40%	27.36%	市民協働推進課
		それ以外 30%		
	市審議会等において女性不在の審議会数	0	5	市民協働推進課
	公民館長の女性比率	30%	1.6%	生涯学習課
	小中学校PTA会長の女性比率	30%	2.4%	生涯学習課
	農業委員における女性比率	30%	11.5%	農業委員会事務局

基本目標	項 目	目標値 (*目標年度)	直近の数値 (2012年度)	所管課
基本目標Ⅱ 方針の立案及び決定過程への女性の参画の拡大	町会長の女性比率	30%	2.4%	市民協働推進課
	コミュニティー防災士における女性比率	30%	10.5%	危機管理課
	家族経営協定の締結数	30協定 (2017)	29協定	農業センター
基本目標Ⅲ 就業分野において男女が個性と能力を発揮できる社会の実現	女性活躍促進実践プログラム モデル事業者数	50社	—	人権女性政策推進課
	母子自立支援プログラムの策定件数	50件 (2014)	11件	福祉総務課
基本目標Ⅳ ワーク・ライフ・バランスの実現	ワーク・ライフ・バランスの認知度	50%	19.5%	人権女性政策推進課
	市男性職員の育児休業取得率	5%	62.5%	職員課
	市男性職員の育児休暇取得率	55% (2014)		職員課
	子育て夢ステーションの設置数	160箇所 (2014)	137箇所	こども福祉課
	子育てサロンの設置数	39箇所 (2014)	40箇所	こども福祉課
	休日保育実施箇所数	7箇所 (2014)	7箇所	こども福祉課
	病児一時保育の箇所数	7箇所 (2014)	7箇所	こども福祉課
	ファミリーサポートセンター提供会員数	800人 (2014)	675人	こども福祉課
	はたらく人にやさしい企業表彰数	毎年 5社	5社/年	労働政策課
	放課後児童クラブ数	80箇所 (2014)	80箇所	こども福祉課
基本目標Ⅴ 女性の人権と身体が守られる社会の実現	女性相談支援室の認知度	80% (2022)	14.6%	人権女性政策推進課
	(新)デートDV予防啓発出前講座実施数	市内全中学校	—	人権女性政策推進課
	子宮頸がんワクチンの接種率	100%	71.3%	健康総務課

【参考指標】

基本目標	項 目	直近の数値 (2012年度)	所管課
基本目標Ⅰ 男女共同参画の推進に向けた意識の改革	小中学校における男女混合名簿の導入	94.0%	学校指導課
	情報モラル講座の実施回数	11回／年	生涯学習課
基本目標Ⅱ 方針の立案及び決定過程への女性の参画の拡大	市の管理職に占める女性比率	7.7%	職員課
	市の役付け職員（主査以上）に占める女性比率	22.1%	職員課
	市立小学校における女性管理職の割合	22.1%	学校職員課
	市立中学校における女性管理職の割合		
基本目標Ⅲ 就業分野において男女が個性と能力を発揮できる社会の実現	女性の能力開発に関する講座の開催回数・受講者数	56人／年	女性センター
基本目標Ⅳ ワーク・ライフ・バランスの実現	市男性職員の介護休暇取得件数	1 件	職員課
	市女性職員の介護休暇取得件数	0 件	職員課
	子育てファミリーカレッジ参加者数	277人／年	こども福祉課
	こども広場利用者数	216,930人	こども福祉課
	安心出産育児支援ネットワーク連携支援件数	358件／年	健康総務課
	赤ちゃん訪問の件数	3,980件／年	健康総務課
	日曜子育て教室受講者数	468件／年	健康総務課
	DV防止啓発事業参加者数	120名／回	女性相談支援室
基本目標Ⅴ 女性の人権と身体が守られる社会の実現	性教育に関する専門医等派遣数	14校／年	学校指導課
	連携型健康教育実践校数	7 校／年	学校指導課
	女性対象検診の受診率	骨粗しょう症	健康総務課
		乳がん	
		子宮がん	

資料

1 具体的な取り組み

基本目標Ⅰ 男女共同参画の推進に向けた意識の改革

課題1 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革

施策 番号	施策	方向	事業名	担当課
施策の方向 1 男女共同参画の理解の促進と制度・慣行の見直し				
1	講演会・講座等の開催による意識啓発	継続	男女共同参画市民フォーラムの開催	人権女性政策推進課
			男女共同参画アドバイザーの養成講座の実施	人権女性政策推進課
2	情報誌等の作成及びホームページによる情報提供	拡充	男女共同参画情報誌「るうぷ」の作成配布	人権女性政策推進課
			男女共同参画啓発リーフレットの作成	人権女性政策推進課
			男女共同参画に関するホームページの充実	人権女性政策推進課
			男女共同週間（6/23～29）に関する啓発活動	人権女性政策推進課
3	市における慣行の見直し	拡充	市職員に対する男女共同参画意識調査の実施	人権女性政策推進課
			性別役割分担的慣行の見直しについての啓発	職員課
4	男女の人権を守る啓発活動の推進	拡充	性別、性的指向、国籍などの違いに関する理解の啓発	人権女性政策推進課
			人権啓発冊子の作成	人権女性政策推進課
5	男女共同参画に関する情報収集・提供	拡充	国立女性教育会館（NWE C）と連携した情報収集・提供	人権女性政策推進課
			D V ・ハラスメント防止、ワークライフバランス啓発関連図書、DVD等の充実	人権女性政策推進課
			図書館資料の充実	図書館共通
			男女共同参画週間等に合わせて、男女共同参画及びジェンダーに関する図書等を紹介・展示する企画を実施	図書館共通
			関連図書、資料などの情報を提供	女性センター
施策の方向 2 男女共同参画に関する調査・研究の充実				
6	定期的な意識調査の実施	継続	男女共同参画市民意識調査の実施	人権女性政策推進課
7	職員意識調査の実施	拡充	男女共同参画の理解やワークライフバランスに関する職員意識調査の実施	人権女性政策推進課
8	各種意識調査における配慮	継続	各課研修担当主任（課長補佐）に対する部局専門研修実施	人権女性政策推進課
9	企業等に対するアンケート調査の実施	継続	企業等における男女共同参画の実態把握と意識啓発を図るアンケート調査の実施	人権女性政策推進課

課題2 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実

施策番号	施策	方向	事業名	担当課
施策の方向 3 学校における男女平等教育の推進				
10	初等中等教育における男女平等教育の推進	継続	小中学校における学校教育活動(教科や道徳、学級活動、学校行事など)を通じた指導の実施	学校指導課
11	教職員研修の充実	継続	教職員等への研修の実施	研修相談センター(教育プラザ)
12	男女平等教育のための環境整備	継続	小中学校における男女混合名簿の導入	学校指導課
13	男女共同参画の視点での進路指導	継続	小中学校におけるキャリア教育の実施(職業紹介や職場体験の実施、進路指導主事による中学生への指導など)	学校指導課
			生き方講座の開催	市立工業高校
14	保育所、幼稚園での取り組み	継続	保育士等への研修の実施	研修相談センター(教育プラザ)
15	開かれた学校運営の推進	継続	小中学校でのスクールフォーラム 21 の開催	学校指導課
			学校評議員制度の実施	学校職員課
			学校評議員会の開催	市立工業高校
施策の方向 4 家庭における男女共同参画教育の推進				
16	家庭における男女共同参画への理解促進	継続	子育てファミリーカレッジ事業	こども福祉課
			パパっ子倍増月間事業	こども福祉課
			母子健康手帳交付時に冊子等を配布、日曜子育て教室の開催	福祉健康センター
			助産師、管理栄養士、薬剤師が夫婦共同の子育てについて講義・実技指導	市立病院
			子育て応援セミナーの開催	女性センター
			「育メン、育ジイ」講座の開催	女性センター
			幼児・小学生を持つ保護者を対象に、こどもの読書環境を整えるための親の役割を支援する講座を開催	玉川こども図書館
			就学前児童・生徒の保護者を対象とした入学前セミナーの開催	生涯学習課
17	無償労働に関する情報提供	継続	男女共同参画出前講座の実施	人権女性政策推進課
			男女共同参画情報誌「るうぷ」に関連記事を掲載	人権女性政策推進課
18	男性や若い世代に対する男女共同参画への理解促進	新規	男性や若者を対象者とした啓発リーフレットの作成・配布	人権女性政策推進課
			男女共同参画出前講座の実施	人権女性政策推進課
			男性の働き方を考えるセミナーの開催	女性センター
施策の方向 5 地域における男女共同参画学習の推進				
19	地域における学習機会の提供	拡充	公民館における女性学級の開催	生涯学習課
			保護者団体を対象とした家庭教育学級の開催	生涯学習課
			小中学校、地域団体等が開催する研修会等に講師を派遣する出前講座(家庭教育講座)の開催	生涯学習課
			人権ネットワーク学習等の研修会の開催	生涯学習課
			男女共同参画出前講座の実施	人権女性政策推進課
20	男女共同参画社会づくりのための人材育成	新規	男女共同参画アドバイザー養成講座の実施	人権女性政策推進課
			市政参画セミナーの実施	人権女性政策推進課

課題3 メディア表現等における意識改革

施策番号	施策	方向	事業名	担当課
施策の方向 6 メディアにおける人権意識の強化				
21	ガイドラインの作成	拡充	男女共同参画の視点に配慮したガイドライン（改訂版）作成	人権女性政策推進課
22	行政刊行物の見直し	継続	ガイドライン（改訂版）に基づき部局内研修の実施	人権女性政策推進課
			ホームページ等の充実	広報広聴課
23	メディア・リテラシーの向上	継続	男女共同参画出前講座におけるメディア・リテラシー講座の開催	人権女性政策推進課
			女性人権を侵害するような表現（有害・違法）排除に関する意識啓発	人権女性政策推進課
			人権問題講演会、パネル展、他啓発活動を実施。	人権女性政策推進課
24	情報モラル教育の推進	新規	企業研修等における情報モラル啓発講座やセミナーの開催	人権女性政策推進課
			小中学校における情報モラル教育の実施	学校指導課

基本目標Ⅱ 方針の立案及び決定過程への女性の参画の拡大

課題4 方針の立案・決定過程への女性の参画の拡大

施策番号	施策	方向	事業名	担当課
施策の方向 7 審議会等への女性の参画促進（縦へのチャレンジ）				
25	審議会等への女性の参画促進	拡充	市の審議会等における女性委員参画拡大への働きかけ	市民協働推進課
			女性委員不在審議会等への女性委員選任への働きかけ	市民協働推進課
26	各種団体等への多様な人材の推薦依頼	継続	各種団体への多様な人材の推薦依頼	市民協働推進課
施策の方向 8 方針決定及び指導的地位への女性の参画の拡大				
27	女性職員の役職への登用	拡充	女性活躍促進プロジェクトの実施	人権女性政策推進課
			人材育成基本方針に基づく女性職員の積極的登用	職員課
28	各種団体、企業への情報提供	継続	各種セミナーの開催、情報誌「るうぷ」の配布	人権女性政策推進課
29	農家等への情報提供	継続	広報誌「農業かなざわ」の発行等、農家への情報提供	農業委員会事務局
施策の方向 9 政策・方針の立案及び決定過程の透明性の確保				
30	情報公開等の推進	継続	情報公開の推進	広報広聴課
31	市政情報へのアクセス拡大	拡充	ホームページ、フェイスブックの活用促進	広報広聴課
32	行政評価システムの導入	継続	行政評価システムの充実	行政経営課

課題5 女性の人材育成と男女共同参画意識の高揚

施策番号	施策	方向	事業名	担当課
施策の方向 10 女性の参画意識の高揚				
33	女性自身の参画意識の高揚	拡充	市政参画セミナーの実施	人権女性政策推進課
			男女共同参画アドバイザー養成講座の実施	人権女性政策推進課
34	市民対話の推進	拡充	「ともに考えようまちづくりミーティング」の開催	広報広聴課
			女性の市政参加促進に向けた「市長と語る会」への参加	生涯学習課
施策の方向 11 方針の立案及び決定過程に参画できる女性の人材育成				
35	女性リーダーの育成	拡充	男女共同参画に関する全国会議等派遣	人権女性政策推進課
			市政参画セミナーの実施	人権女性政策推進課
			男女共同参画アドバイザー養成講座の実施	人権女性政策推進課
			自治大学校、市町村アカデミー等への派遣研修の実施	職員課
36	女性のエンパワーメント支援	拡充	コミュニケーションセミナーの開催	女性センター
			自己表現セミナーの開催	女性センター
			夫婦関係ワークショップの開催	女性センター
			ママのシューカツ講座の開催	女性センター
37	人材リストの整備	拡充	市政参画セミナー受講修了者リストの作成	人権女性政策推進課
			生涯学習人材バンクの整備	生涯学習課
施策の方向 12 女性グループ等の活動支援及びネットワークづくり				
38	男女共同参画グループの活動支援	継続	男女共同参画グループとの協働事業(企画事業、情報誌作成委託)	人権女性政策推進課
39	ネットワークづくりの支援	新規	グループ・団体活動の把握・登録	人権女性政策推進課
			グループ・団体等の連携支援及び情報の提供	人権女性政策推進課・女性センター
40	男女共同参画推進の拠点施設の充実	継続	女性センターを男女共同参画推進の拠点施設として充実	人権女性政策推進課・女性センター

課題6 まちづくり・地域活動における指導的地位への女性の参画の拡大

施策番号	施策	方向	事業名	担当課
施策の方向 13 防災・災害復興の分野における女性の参画の拡大				
41	防災・復興活動における男女の意見の反映	新規	金沢市防災会議における女性委員の選任	危機管理課
			「金沢女性防災プロジェクト」の実施	危機管理課
42	地域防災活動における女性の活躍の促進	拡充	女性消防団員の活動支援	消防総務課
			子ども婦人防火委員会の運営	予防課
			婦人防火クラブ育成	予防課
			女性コミュニティ防災士の養成	危機管理課
施策の方向 14 地域における指導的地位への女性の参画の拡大				
43	公民館・町会、婦人会、PTAなど地域活動の支援	継続	公民館、婦人会、PTA等における男女共同参画を推進するための地域の自主的な活動を支援	生涯学習課
44	町会等の指導的地位への女性の参画の拡大	新規	男女共同参画アドバイザー養成講座の実施	人権女性政策推進課

基本目標Ⅲ 就業分野において男女が個性と能力を発揮できる社会の実現

課題 7 就業分野における女性の活躍促進

施策番号	施策	方向	事業名	担当課
施策の方向 15 雇用の分野における女性の活躍促進				
45	企業等におけるポジティブアクションの普及促進	拡充	国・県と連携し実施	労働政策課
			女性活躍促進プロジェクトの実施	人権女性政策推進課
46	再就職のための支援	拡充	国・県と連携し実施	労働政策課
			ママのシェークアウト講座の開催	女性センター
47	職業能力開発のための研修等の充実	拡充	女性活躍支援セミナー（パソコンスキルアップ、ビジネスマナー）	労働政策課
施策の方向 16 女性の起業や再就職（再チャレンジ）に向けた支援				
48	女性キャリア形成への支援	新規	女性活躍支援セミナー（コミュニケーション能力、リーダー養成）	労働政策課
			女性活躍促進プロジェクトの実施	人権女性政策推進課
49	女性起業家への支援	拡充	起業家の自立に向けた総合的な支援を展開	ものづくり産業支援課
			優秀なビジネスプランの事業化を支援	ものづくり産業支援課
			「女性のための起業支援」セミナー	女性センター
			商業活性化アドバイザー派遣事業	商業振興課
			ビジネス起業塾の実施	商業振興課
			起業支援相談窓口の開設	商業振興課
			中小企業金融安定化推進事業	商業振興課
			中小企業創業者支援資金制度	商業振興課

課題 8 だれもが能力を発揮して働くことのできる環境の整備

施策番号	施策	方向	事業名	担当課
施策の方向 17 男女の雇用機会の均等及び平等な待遇の促進				
50	労働相談窓口の充実	継続	労働相談窓口の開設（毎週月・火・木・金曜日 社会保険労務士委託）	労働政策課
51	男女雇用機会均等 法等の定着促進	継続	国・県と連携し実施	労働政策課
			男女共同参画出前講座の実施	人権女性政策推進課
施策の方向 18 新しい就業形態等に係る施策の推進				
52	新たな就業形態の啓発	新規	男女共同参画出前講座の実施	人権女性政策推進課
53	新しい就業形態等に 関する企業への働きかけ	継続	男女共同参画出前講座の実施	人権女性政策推進課
施策の方向 19 男女のそれぞれ少ない分野への参画（横へのチャレンジ）				
54	高等教育機関と連 携した啓発	拡充	広域連携促進事業「働こう！学生サミット」の 開催	人権女性政策推進課・ 市民協働推進課
			市内各大学等との連携した事業の実施	人権女性政策推進課
			金沢大学キャリアデザインラボラトリーとの連携	人権女性政策推進課

課題9 農林水産業や家庭内労働における働く環境の整備

施策番号	施策	方向	事業名	担当課
施策の方向 20 家族従業者の就労条件等の整備				
55	家族経営協定の締結促進	継続	家族経営協定の締結促進	農業センター
56	家族従業者等への支援	継続	金沢地区農林漁業女性連絡協議会の活動支援	農業センター
			金沢農業振興協議会女性部の活動支援	農業振興課
施策の方向 21 女性の経済的地位の向上				
57	経営管理能力向上の支援	継続	農業簿記講習会、青色申告研修会などへの女性の参加を支援	農業委員会事務局
58	農業従事者の生活安定の確保	継続	農業者年金の周知普及 ※認定農業者あてパンフレット送付	農業委員会事務局

課題10 生活上の困難に直面する男女への支援

施策番号	施策	方向	事業名	担当課
施策の方向 22 ひとり親家庭等に対する支援の充実				
59	生活安定のための経済的支援	継続	母子寡婦福祉資金貸付	福祉総務課
			ひとり親家庭等日常生活支援事業	福祉総務課
			ホームフレンド事業・学習支援ボランティア事業	福祉総務課
			ひとり親家庭に対する医療費助成	健康総務課
60	生活の自立促進	継続	職業資格取得の助成（自立支援教育訓練給付金、高等技能訓練促進費）	福祉総務課
			母子自立支援プログラム策定事業	福祉総務課
			母子家庭等の自立促進事業	福祉総務課
			生活支援講習会事業	福祉総務課
61	相談体制の充実	継続	母子自立支援員、父子相談員による生活相談	福祉総務課
施策の方向 23 だれもが経済的に自立し、生活するための支援の充実				
62	若年期におけるライフプランニング支援	新規	学生のためのシェアカツ応援講座の開催	人権女性政策推進課
			広域連携促進事業「働こう！学生サミット」の開催	人権女性政策推進課・市民協働推進課
			小中学校におけるキャリア教育の実施（職業紹介や職場体験の実施、進路指導主事による中学生への指導など）	学校指導課
63	経済的困難を抱える子育て家庭への支援	新規	療養援護で医療費、教育援護で修学旅行費の一部を援助	生活支援課
			生活保護世帯への幼児期任意予防接種費の全額助成	健康総務課
			就学援助	教育総務課
			金沢市育英会奨学金の支給	福祉総務課

基本目標Ⅳ ワーク・ライフ・バランスの推進

課題 11 男女の仕事と生活の調和の確立

施策番号	施策	方向	事業名	担当課
施策の方向 24 多様な働き方に対応した環境整備				
64	多様な働き方の選択の促進	新規	国・県と連携して実施	労働政策課
			男女共同参画出前講座の実施	人権女性政策推進課
65	男性の育児・介護休業等取得促進	新規	国・県と連携して実施	労働政策課
			男女共同参画出前講座の実施	人権女性政策推進課
施策の方向 25 仕事と仕事以外の生活の充実と調和の推進				
66	企業等におけるワーク・ライフ・バランスの推進	継続	一般事業主行動計画策定推進事業 従業員49人以下の事業所へ対応	労働政策課
			はたらく人にやさしい事業所表彰	労働政策課
			女性活躍促進プロジェクトの実施	人権女性政策推進課
67	市職員に対する仕事と育児・介護の両立推進	拡充	金沢市特定事業主行動計画の着実の推進、仕事と介護両立支援制度の周知及び取得しやすい環境醸成	職員課
			ワークライフバランス研修の実施	職員課

課題 12 安心して出産・育児のできる環境の整備

施策番号	施策	方向	事業名	担当課
施策の方向 26 働く女性の妊娠・出産に関する制度の充実				
68	保育サービス等の充実	拡充	ショートステイ、トワイライトステイ事業	こども福祉課
			ファミリーサポートセンター事業	こども福祉課
			“このまち”赤ちゃん夢ギフト事業	こども福祉課
			特別保育事業（休日、夜間、病児、一時預かり等）	こども福祉課
			一時預かり保育の実施	近江町交流プラザ
			私立幼稚園就園奨励費	教育総務課
			私立幼稚園預かり保育推進助成事業	教育総務課
			子育てにやさしい事業所等整備助成金	労働政策課
69	働く女性の妊娠・出産に関する制度の周知	継続	母子健康手帳交付に併せ「母性健康管理指導事項連絡カード」等、関係資料を配付	健康総務課
施策の方向 27 子どもの健やかな成長を守るための支援策の拡充				
70	子どもの健全育成の推進	継続	子どもを育む行動計画の推進	教育総務課
			「金沢子ども週間」を普及促進するため、「子ども週間フェスティバル『絆』フェア」のイベントを開催	生涯学習課
			子育て応援セミナーの開催	女性センター
			親子ふれあい講座「親子でヒップホップ」の開催	女性センター
			小中学校における教育活動の実施	学校指導課
			かなざわ子育て夢プランの推進	こども福祉課
			少年補導事業の実施	地域教育センター（教育プラザ）

71	母子保健の充実 (子ども・育児関連)	継続	乳幼児健康診査	健康総務課
			子育て支援医療費助成	健康総務課
			幼児期予防接種費助成	健康総務課
			3ヶ月、1歳6ヶ月、3歳児健康診査、乳幼児健康相談、乳幼児整形外科	福祉健康センター
			相談の実施、新生児全戸訪問の実施(駅西)	福祉健康センター
72	地域の子育て機能の強化	拡充	放課後児童クラブの運営	こども福祉課
			児童館における健全育成活動の充実	こども福祉課
			かるがも親子教室事業	こども福祉課
			地域組織活動育成クラブ運営助成	こども福祉課
			子育て夢ステーション事業(児童館・保育所)※幼稚園は教育総務課	こども福祉課
			子育て夢ステーション事業(幼稚園)	教育総務課
			私立幼稚園子育て支援施設整備費補助	教育総務課
			地域子育て支援センター事業	こども福祉課
			こども広場事業	こども福祉課・ 地域教育センター・ 福祉健康センター・ 近江町交流プラザ
			子育て出前サロンの開催	こども福祉課
			子育てサロン事業(学校版・地域版・NPO版)	こども福祉課
			地域子育てサロンの実施	福祉健康センター
			イク(育)友をつくるペンギン親子教室開催(かるがも教室に変えて)	近江町交流プラザ
			親子のふれあい遊びや子育てサロン等の行事の実施	近江町交流プラザ
			家庭教育の相談や情報提供を行う家庭教育サポーターの配置及び研修会の実施	生涯学習課
			校下の子ども会活動に対する支援(元気いっぱい子どもコミュニティ推進事業の実施)	生涯学習課
73	相談体制の充実	継続	児童虐待、少年非行、育児・発達等の相談の実施	こども総合相談センター(教育プラザ)
			教育相談の実施	研修相談センター(教育プラザ)
74	子育て中の親の社会参加支援	継続	イベント併設ミニ保育室の開設	こども福祉課
			かなざわ子育て虹色クーポン支給事業	こども福祉課
			公共レンタベビーカー「ベビのり」事業	歩ける環境推進課
施策の方向 28 男性が出産・育児に関わる制度の利用促進				
75	出産・育児に関する制度の情報提供	新規	国・県と連携して実施	労働政策課
			男女共同参画出前講座の実施	人権女性政策推進課

課題 13 男女の仕事と家事、介護、地域活動等の両立支援

施策番号	施策	方向	事業名	担当課
施策の方向 29 家庭生活における男女共同参画の促進				
76	育児・介護を行う労働者の就労継続の支援	継続	国・県と連携して実施	労働政策課
77	男性の生活的自立の促進	拡充	男性の働き方を考えるセミナーの実施	女性センター
78	父親の子育て参加の促進	拡充	「親子でヒップホップ」講座の開催	女性センター
			「育メン、育ジイ」講座の開催	女性センター
			市内小学校の父親会が連携して結成した「かなざわ父親ねっと」の活動支援及び、機関紙「父親ねっと」の発行	生涯学習課
			キゴ山親子里山体験塾の開催	生涯学習課
			キゴ山における親子自然体験塾の開催	生涯学習課
			親子でスターウォッチングの開催	生涯学習課
			市民農園の開設	農業振興課
			父と子のふれあい教室、日曜子育て教室の実施	福祉健康センター
施策の方向 30 地域社会における男女共同参画の促進				
79	ボランティア・NPOへの活動・参画の促進	継続	緑の花の活動員事業	緑と花の課
			ボランティアスタッフ企画事業	人権女性政策推進課
80	生涯にわたる学習機会の提供	継続	各種スポーツ大会、かなざわグリーンウォーク、市民スポーツ・レクリエーション祭の開催	市民スポーツ課
			地域スポーツの振興及び総合型地域スポーツクラブの設立支援、スポーツボランティア育成	市民スポーツ課
			トップアスリートふれあい交流	市民スポーツ課
			市民大学講座の開催	生涯学習課
			生涯学習情報誌「みまっ誌」の発行	生涯学習課
			学習機会や運動に関する情報提供	近江町交流プラザ
			「食」について様々な観点から楽しみながら学ぶ講習会を実施	近江町交流プラザ

課題 14 だれもが安心して暮らせる環境の整備

施策番号	施策	方向	事業名	担当課
施策の方向 31 高齢者や障害のある人のための介護・福祉サービスの充実				
81	長寿安心プランの推進	継続	小規模多機能型居宅介護宿泊サービス実施事業	介護保険課
			介護相談員派遣事業	介護保険課
			福祉人材養成事業	介護保険課
			金沢市地域包括支援センターを中心とした地域での支援・情報提供体制の充実	長寿福祉課
			認知症サポーター養成講座開催	長寿福祉課
			住み慣れた地域で暮らし続けていけるよう地域に密着した施設を整備	長寿福祉課
			介護予防事業	健康総務課
82	金沢市障害者計画の推進	継続	金沢市障害者計画アンケートの実施	障害福祉課
			金沢市障害者計画の実践	障害福祉課
施策の方向 32 安心して暮らせるまちづくりと社会参画の推進				
83	高齢者の社会参加の促進	継続	金沢市介護保険運営協議会等（高齢者の施策立案・決定・実施過程）への参加	介護保険課
			福祉バス運営事業（いきいき福祉バス助成事業に平成 25 年 7 月より変更予定）	長寿福祉課
			地域サロン運営事業	長寿福祉課
			パソコンサロンの運営	長寿福祉課
			シルバー人材センターにおける簡易就労の斡旋	労働政策課
84	障害のある人の社会参加の推進	継続	障害者ふれあいコンサート開催事業	障害福祉課
			障害のある人の作品展開催事業	障害福祉課
			ほほえみスポーツフェスタ開催事業	障害福祉課
			身体障害者スポーツ教室開催事業	障害福祉課
			メルシーキャブサービス事業	障害福祉課
			チャレンジ就労支援事業	障害福祉課
			福祉タクシー利用助成事業	障害福祉課
			福祉バス運行委託事業	障害福祉課
			障害者自動車運転免許取得助成事業	障害福祉課
			精神保健ボランティア等への合同学習会・交流会の開催	福祉健康センター
85	社会基盤のバリアフリー化の推進	継続	金沢福祉用具情報プラザの運営	福祉総務課
			高齢者障害者生活自立住宅改造支援補助金の交付	長寿福祉課
			緑住宅住戸改善事業（バリアフリー化工事）	市営住宅課
			まちなか住宅建築奨励金による住宅のバリアフリー化促進	住宅政策課
			まちなかマンション購入奨励金による住宅のバリアフリー化促進	住宅政策課
			地区児童館のバリアフリー整備	こども福祉課
			市有施設等のバリアフリー化の推進（公園）	緑と花の課
			障害者バリアフリー推進事業	障害福祉課
			ノンステップバス等の導入促進	交通政策課
			「金沢ふらっとバス」の運行	歩ける環境推進課

基本目標Ⅴ 女性の人権と身体が守られる社会の実現

課題 15 女性に対するあらゆる暴力の根絶

施策番号	施策	方向	事業名	担当課
施策の方向 33 女性に対するあらゆる暴力の予防と根絶のための基盤づくり				
86	女性の人権を守るための意識の啓発	拡充	DV 防止講演会・シンポジウム等の開催	人権女性政策推進課
			デートDV防止啓発リーフレットの配付（市内中学2年生）	人権女性政策推進課
			DV 防止、虐待防止のための人権新聞広報	人権女性政策推進課
			人権問題講演会や研修会等の開催	生涯学習課
87	危機管理意識の啓発	継続	女性防災フォーラムの開催や避難所運営マニュアルの作成	危機管理課
			男女共同参画出前講座の実施	人権女性政策推進課
88	安全で安心なまちづくりの推進	継続	安心なまちづくりのため、夜間における犯罪や交通事故発生のある市道に街路灯を設置	危機管理課
施策の方向 34 ハラスメント防止対策等の推進				
89	雇用の場におけるセクシュアル・ハラスメント防止啓発	継続	男女共同参画出前講座の実施	人権女性政策推進課
			国・県と連携して実施	労働政策課
			職員研修の実施及び相談室の開設	職員課
90	地域や学校等におけるセクシュアル・ハラスメント防止啓発	継続	男女共同参画出前講座の実施	人権女性政策推進課
			研修の実施や啓発リーフレットの配布	人権女性政策推進課
			公民館役職員を対象とした研修会等の開催	生涯学習課
91	パワーハラスメント防止啓発	新規	男女共同参画出前講座の実施	人権女性政策推進課
			職員研修の実施及び相談室の開設	職員課

課題 16 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の支援の推進

施策番号	施策	方向	事業名	担当課
施策の方向 35 DVの早期発見及び相談支援体制の充実				
92	早期発見のための体制の充実	継続	関係者に対する啓発の実施	女性相談支援室
			緊急一時保護事業（母子生活支援施設）	福祉総務課
			金沢市地域包括支援センター、民生委員等との連携による高齢者虐待等の早期発見・相談・支援の実施	長寿福祉課
			障害者虐待防止のための相談、指導及び助言の実施	障害福祉課
93	相談窓口の周知の徹底	継続	市のHP、啓発リーフレット・カード配布等による相談支援窓口の周知	女性相談支援室
			「すこやか長寿」や「金沢市地域包括支援センター」紹介チラシ等による高齢者虐待相談窓口の紹介	長寿福祉課
			障害者虐待に関して、市のHP、啓発パンフレット等による通報、届出、相談窓口の周知	障害福祉課
94	配偶者暴力相談支援センターの充実	継続	官民連携強化、関係各課・関係機関との連携	女性相談支援室
95	相談員の資質向上のための研修の充実	継続	女性相談員の各種研修への参加	女性相談支援室

施策の方向 36 被害者の安全確保と自立支援の充実				
96	被害者の安全確保のための体制の充実	継続	緊急時における被害者の安全確保と被害者に関する情報の保護	女性相談支援室
			D V 庁内連絡会（関係各課との連携）	女性相談支援室
			高齢者虐待防止緊急措置の実施やお年寄り生活支援ハウスを利用した一時避難場所の提供	長寿福祉課
			D V 被害者にかかる個人情報の保護	市民課・関係各課
			虐待を受けた障害者の保護、当該障害者等に関する個人情報の保護	障害福祉課
			D V 被害者の緊急安全確保支援（母子生活支援施設における緊急一時保護）	福祉総務課
97	被害者に対する適切な情報提供	継続	支援制度に関する情報の収集・提供	女性相談支援室
98	被害者の自立に向けた支援の実施	継続	住まいの確保に関する支援	市営住宅課
			市営住宅活用母子世帯生活安定支援金給付	福祉総務課
			母子生活支援施設への入所	福祉総務課
			D V 被害者の児童手当等請求に関する支援	福祉総務課
			生活保護や住宅手当の活用による住居確保の支援	生活支援課
			緊急雇用創出事業などの求人情報の提供	労働政策課
99	被害者の健康に関する支援の実施	継続	適切な医療を受けるための支援	女性相談支援室・福祉健康センター
			心の健康を回復するための相談、訪問支援	女性相談支援室・福祉健康センター
100	被害者の子どもに対する支援の実施	拡充	被害者母子の心のケア	女性相談支援室・児童相談所
			児童相談所における相談・支援	こども総合相談センター
施策の方向 37 D V 防止のための啓発活動の充実				
101	市民に対する啓発の推進	継続	D V 防止に関する広報の充実	人権女性政策推進課
			研修会やシンポジウム等の開催	人権女性政策推進課
102	地域・企業等と連携した啓発の推進	継続	町会・地域団体・企業等を対象としたD V 防止に関する出前講座の実施	人権女性政策推進課
103	若年層等への教育・啓発の推進	継続	学校等におけるD V 防止のための啓発	人権女性政策推進課
			学校における人間関係の築き方を含めた「デートD V」防止出前講座の実施	人権女性政策推進課
			D V に関する教材図書・ビデオ等の貸し出し	地域教育センター（教育プラザ）
104	職員等に対する研修の充実	継続	市職員や地域の関係者を対象とした研修の実施	人権女性政策推進課
			公民館役職員を対象とした研修会等の開催	生涯学習課
施策の方向 38 関係機関等との連携と協力				
105	関係機関・民間団体との連携強化	拡充	庁外ネットワーク会議の運営	女性相談支援室
			市民協働によるD V 被害者支援事業の実施	女性相談支援室
			障害者虐待防止連絡会の開催	障害福祉課
			高齢者虐待防止連絡会の開催	長寿福祉課
106	庁内連携の強化	継続	庁内連携(庁内連絡会)によるD V 被害者支援の実施	女性相談支援室

課題 17 生涯を通じた女性の健康支援

施策番号	施策	方向	事業名	担当課
施策の方向 39 女性の健康づくりの推進				
107	生涯を通じた健康支援策の充実	継続	健康面に配慮している外食店等の普及及び出前栄養教室の開催	地域保健課
			金沢市健康教育推進プランの実践	学校指導課
108	成人・高齢期における健康支援策の充実	継続	国民健康保険の被保険者を対象とする特定健康診査・保健指導の実施	医療保険課
			生活習慣病予防、健康づくりを支援	福祉健康センター
			こころの健康相談や保健師による訪問指導の実施	福祉健康センター
			ゲートキーパーマニュアル（携帯版）の作成	福祉健康センター
			むし歯や歯周疾患予防の相談と出前講座の開催	地域保健課
			望ましい食習慣の普及のための食生活改善推進員の養成	地域保健課
			乳がん・子宮がん検診や人間ドックでの骨粗しょう症検査、更年期外来の実施	市立病院
			「美と健康」セミナーの開催	女性センター
施策の方向 40 妊娠から出産までの一貫した母子保健サービスの提供				
109	母子保健の充実（妊娠・出産）	継続	妊婦健康相談の実施、日曜子育て教室の開催	福祉健康センター
110	不妊への支援の充実	新規	不妊治療助成申請の受付	健康総務課・福祉健康センター
施策の方向 41 女性の健康をおびやかす問題についての対策の促進				
111	感染症に対する正しい知識の普及啓発	継続	エイズ予防キャンペーンの開催及びエイズ、性感染症相談窓口の開設	地域保健課
112	薬物乱用、喫煙、飲酒対策の推進	継続	小中学校での体育科や保健体育科の学習、薬物乱用防止教室や受動喫煙防止講座の実施	学校指導課
			薬物乱用防止教室の開催	市立工業高校
施策の方向 42 男女がともに女性の健康について学ぶ機会の提供				
113	学校における性教育等の充実	継続	小中学校における性教育の実施	学校指導課
			「生と性の学習会」の開催	市立工業高校
			性教育に関する教材図書・ビデオ等の貸し出し	地域教育センター（教育プラザ）
114	性と生殖の健康・権利に関する意識の浸透	拡充	デートDV防止啓発リーフレットの配布（市内中学2年生）	人権女性政策推進課
			デートDV防止啓発出前講座の開催	人権女性政策推進課
			男女共同参画情報誌「るうぷ」への関連記事掲載	人権女性政策推進課
115	性、妊娠・出産に関する適切な教育・啓発・相談の推進	新規	日曜子育て教室の開催	福祉健康センター

基本目標Ⅵ 国際社会を視野に入れた男女共同参画の推進

課題 18 国際的な概念や考え方の理解

施策番号	施策	方向	事業名	担当課
施策の方向 43 国際的な視野からの啓発・教育と人材の育成				
116	国際理解の促進	新規	国際交流まつりの開催、公民館等との協働事業の開催	国際交流課
			小中学校での大学の留学生や在住外国人による訪問交流	学校指導課
117	国際的規範に関する学習機会の提供	継続	男女共同参画出前講座の実施	人権女性政策推進課
			市政参画セミナーの実施	人権女性政策推進課
施策の方向 44 国際社会の情報の収集と活用の促進				
118	男女共同参画に関する国際情報の収集と提供	継続	男女共同参画に関する国際的な動きについての情報提供	人権女性政策推進課
119	海外資料や国連資料、刊行物の市民への提供	継続	国連寄託図書館の寄託図書の提供とアドバイザーの活用	泉野図書館
			日本海関連資料の購入、姉妹都市図書館との交流事業	金沢海みらい図書館

課題 19 多文化が共生する社会づくり

施策番号	施策	方向	事業名	担当課
施策の方向 45 国際交流の推進				
120	各種国際交流への支援	継続	各種国際会議の開催及び開催補助	国際交流課
			国内外から青少年を受け入れ交流促進を図る「石川少年の翼」の支援	生涯学習課
121	国際都市交流事業の推進	継続	7 姉妹都市、1 友好都市との親善交流協力を中心とした姉妹都市交流事業の実施	国際交流課
			姉妹校交流（相互訪問等）の実施	市立工業高等学校
122	国際交流員の活用	継続	国際交流員による講座の開催、学校・公民館等への国際交流員の派遣、国際交流事業の補助等の実施	国際交流課
施策の方向 46 多言語化での情報提供や相談体制の充実				
123	行政情報の多言語化の推進	継続	庁内各部局からの文書等の翻訳、指定避難場所多言語マップ作成、避難所外国人対応冊子（仮称）作成、生活ガイド作成	国際交流課
124	相談体制の充実	新規	関係各課、関係機関との連携、庁内各部局からの文書等の翻訳	国際交流課
			5 カ国語に対応した母子健康手帳の交付	福祉健康センター

2 関係法

○女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（抄）

1979年12月18日 国際連合総会採択

1981年9月3日 発効

この条約の締約国は、
国際連合憲章が基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の権利の平等に関する信念を改めて確認していることに留意し、

世界人権宣言が、差別は容認することができないものであるとの原則を確認していること、並びにすべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳及び権利について平等であること並びにすべての人は性による差別その他のいかなる差別もなしに同宣言に掲げるすべての権利及び自由を享有することができることを宣明していることに留意し、

人権に関する国際規約の締約国がすべての経済的、社会的、文化的、市民的及び政治的権利の享有について男女に平等の権利を確保する義務を負っていることに留意し、

国際連合及び専門機関の主催の下に各国が締結した男女の権利の平等を促進するための国際条約を考慮し、

更に、国際連合及び専門機関が採択した男女の権利の平等を促進するための決議、宣言及び勧告に留意し、

しかしながら、これらの種々の文書にもかかわらず女子に対する差別が依然として広範に存在していることを憂慮し、

女子に対する差別は、権利の平等の原則及び人間の尊厳の尊重の原則に反するものであり、女子が男子と平等の条件で自国の政治的、社会的、経済的及び文化的活動に参加する上で障害となるものであり、社会及び家族の繁栄の増進を阻害するものであり、また、女子の潜在能力を自国及び人類に役立てるために完全に開発することを一層困難にするものであることを想起し、

窮乏の状況においては、女子が食糧、健康、教育、

雇用のための訓練及び機会並びに他の必要とするものを享受する機会が最も少ないことを憂慮し、

衡平及び正義に基づく新たな国際経済秩序の確立が男女の平等の促進に大きく貢献することを確信し、

アパルトヘイト、あらゆる形態の人種主義、人種差別、植民地主義、新植民地主義、侵略、外国による占領及び支配並びに内政干渉の根絶が男女の権利の完全な享有に不可欠であることを強調し、

国際の平和及び安全を強化し、国際緊張を緩和し、すべての国（社会体制及び経済体制のいかんを問わない。）の間で相互に協力し、全面的かつ完全な軍備縮小を達成し、特に嚴重かつ効果的な国際管理の下での核軍備の縮小を達成し、諸国間の関係における正義、平等及び互惠の原則を確認し、外国の支配の下、植民地支配の下又は外国の占領の下にある人民の自決の権利及び人民の独立の権利を実現し並びに国の主権及び領土保全を尊重することが、社会の進歩及び発展を促進し、ひいては、男女の完全な平等の達成に貢献することを確認し、

国の完全な発展、世界の福祉及び理想とする平和は、あらゆる分野において女子が男子と平等の条件で最大限に参加することを必要としていることを確信し、

家族の福祉及び社会の発展に対する従来完全には認められていなかった女子の大きな貢献、母性の社会的重要性並びに家庭及び子の養育における両親の役割に留意し、また、出産における女子の役割が差別の根拠となるべきではなく、子の養育には男女及び社会全体が共に責任を負うことが必要であることを認識し、

社会及び家庭における男子の伝統的役割を女子の役割とともに変更することが男女の完全な平等の達成に必要なであることを認識し、

女子に対する差別の撤廃に関する宣言に掲げられている諸原則を実施すること及びこのために女子に対するあらゆる形態の差別を撤廃するための必要な措置をとることを決意して、
次のとおり協定した。

第1部

第1条

この条約の適用上、「女子に対する差別」とは、性に基づく区別、排除又は制限であつて、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、女子（婚姻をしているかいないかを問わない。）が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう。

第2条

締約国は、女子に対するあらゆる形態の差別を非難し、女子に対する差別を撤廃する政策をすべての適当な手段により、かつ、遅滞なく追求することに合意し、及びこのため次のことを約束する。

- (a) 男女の平等の原則が自国の憲法その他の適当な法令に組み入れられていない場合にはこれを定め、かつ、男女の平等の原則の実際的な実現を法律その他の適当な手段により確保すること。
- (b) 女子に対するすべての差別を禁止する適当な立法その他の措置（適当な場合には制裁を含む。）をとること。
- (c) 女子の権利の法的な保護を男子との平等を基礎として確立し、かつ、権限のある自国の裁判所その他の公の機関を通じて差別となるいかなる行為からも女子を効果的に保護することを確保すること。
- (d) 女子に対する差別となるいかなる行為又は慣行も差し控え、かつ、公の当局及び機関がこの義務に従って行動することを確保すること。
- (e) 個人、団体又は企業による女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとること。
- (f) 女子に対する差別となる既存の法律、規則、慣習及び慣行を修正し又は廃止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとること。
- (g) 女子に対する差別となる自国のすべての刑罰規定を廃止すること。

第3条

締約国は、あらゆる分野、特に、政治的、社会的、経済的及び文化的分野において、女子に対して男子との平等を基礎として人権及び基本的自由を行使し及び享有することを保障することを目的として、女子の完全な能力開発及び向上を確保するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

第4条

- 1 締約国が男女の事実上の平等を促進することを目的とする暫定的な特別措置をとることは、この条約に定義する差別と解してはならない。ただし、その結果としていかなる意味においても不平等な又は別個の基準を維持し続けることとなつてはならず、これらの措置は、機会及び待遇の平等の目的が達成された時に廃止されなければならない。
- 2 締約国が母性を保護することを目的とする特別措置（この条約に規定する措置を含む。）をとることは、差別と解してはならない。

第5条

締約国は、次の目的のためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 両性いずれかの劣等性若しくは優越性の観念又は男女の定型化された役割に基づく偏見及び慣習その他あらゆる慣行の撤廃を実現するため、男女の社会的及び文化的な行動様式を修正すること。
- (b) 家庭についての教育に、社会的機能としての母性についての適正な理解並びに子の養育及び教育における男女の共同責任についての認識を含めることを確保すること。あらゆる場合において、子の利益は最初に考慮するものとする。

第6条

締約国は、あらゆる形態の女子の売買及び女子の売春からの搾取を禁止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

第2部

第7条

締約国は、自国の政治的及び公的活動における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、女子に対して男子と平等の条件で次の権利を確保する。

- (a) あらゆる選挙及び国民投票において投票する権利並びにすべての公選による機関に選挙される資格を有する権利
- (b) 政府の政策の策定及び実施に参加する権利並びに政府のすべての段階において公職に就き及びすべての公務を遂行する権利
- (c) 自国の公的又は政治的活動に関係のある非政府機関及び非政府団体に参加する権利

第8条

締約国は、国際的に自国政府を代表し及び国際機関の活動に参加する機会を、女子に対して男子と平等の条件でかついかなる差別もなく確保するためのすべての適当な措置をとる。

第9条

- 1 締約国は、国籍の取得、変更及び保持に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。締約国は、特に、外国人との婚姻又は婚姻中の夫の国籍の変更が、自動的に妻の国籍を変更し、妻を無国籍にし又は夫の国籍を妻に強制することとならないことを確保する。
- 2 締約国は、子の国籍に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。

第3部

第10条

締約国は、教育の分野において、女子に対して男子と平等の権利を確保することを目的として、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保することを目的として、女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 農村及び都市のあらゆる種類の教育施設におけ

る職業指導、修学の機会及び資格証書の取得のための同一の条件。このような平等は、就学前教育、普通教育、技術教育、専門教育及び高等技術教育並びにあらゆる種類の職業訓練において確保されなければならない。

- (b) 同一の教育課程、同一の試験、同一の水準の資格を有する教育職員並びに同一の質の学校施設及び設備を享受する機会
- (c) すべての段階及びあらゆる形態の教育における男女の役割についての定型化された概念の撤廃を、この目的の達成を助長する男女共学その他の種類の教育を奨励することにより、また、特に、教材用図書及び指導計画を改訂すること並びに指導方法を調整することにより行うこと。
- (d) 奨学金その他の修学援助を享受する同一の機会
- (e) 継続教育計画(成人向けの及び実用的な識字計画を含む。)特に、男女間に存在する教育上の格差をできる限り早期に減少させることを目的とした継続教育計画を利用する同一の機会
- (f) 女子の中途退学率を減少させること及び早期に退学した女子のための計画を策定すること。
- (g) スポーツ及び体育に積極的に参加する同一の機会
- (h) 家族の健康及び福祉の確保に役立つ特定の教育的情報(家族計画に関する情報及び助言を含む。)を享受する機会

第11条

- 1 締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、雇用の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) すべての人間の奪い得ない権利としての労働の権利
- (b) 同一の雇用機会(雇用に関する同一の選考基準の適用を含む。)についての権利
- (c) 職業を自由に選択する権利、昇進、雇用の保障並びに労働に係るすべての給付及び条件についての権利並びに職業訓練及び再訓練(見習、上級職

- 業訓練及び継続的訓練を含む。)を受ける権利
- (d) 同一価値の労働についての同一報酬(手当を含む。)及び同一待遇についての権利並びに労働の質の評価に関する取扱いの平等についての権利
- (e) 社会保障(特に、退職、失業、傷病、障害、老齢その他の労働不能の場合における社会保障)についての権利及び有給休暇についての権利
- (f) 作業条件に係る健康の保護及び安全(生殖機能の保護を含む。)についての権利
- 2 締約国は、婚姻又は母性を理由とする女子に対する差別を防止し、かつ、女子に対して実効的な労働の権利を確保するため、次のことを目的とする適当な措置をとる。
- (a) 妊娠又は母性休暇を理由とする解雇及び婚姻をしているかいないかに基づく差別的解雇を制裁を課して禁止すること。
- (b) 給料又はこれに準ずる社会的給付を伴い、かつ、従前の雇用関係、先任及び社会保障上の利益の喪失を伴わない母性休暇を導入すること。
- (c) 親が家庭責任と職業上の責務及び社会的活動への参加とを両立させることを可能とするために必要な補助的な社会的サービスの提供を、特に保育施設網の設置及び充実に促進することにより奨励すること。
- (d) 妊娠中の女子に有害であることが証明されている種類の作業においては、当該女子に対して特別の保護を与えること。
- 3 この条に規定する事項に関する保護法令は、科学上及び技術上の知識に基づき定期的に検討するものとし、必要に応じて、修正し、廃止し、又はその適用を拡大する。

第12条

- 1 締約国は、男女の平等を基礎として保健サービス(家族計画に関連するものを含む。)を享受する機会を確保することを目的として、保健の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。
- 2 1の規定にかかわらず、締約国は、女子に対し、

妊娠、分べん及び産後の期間中の適当なサービス(必要な場合には無料にする。)並びに妊娠及び授乳の期間中の適当な栄養を確保する。

第13条

締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、他の経済的及び社会的活動の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 家族給付についての権利
- (b) 銀行貸付け、抵当その他の形態の金融上の信用についての権利
- (c) レクリエーション、スポーツ及びあらゆる側面における文化的活動に参加する権利

第14条

1 締約国は、農村の女子が直面する特別の問題及び家族の経済的生存のために果たしている重要な役割(貨幣化されていない経済の部門における労働を含む。)を考慮に入れるものとし、農村の女子に対するこの条約の適用を確保するためのすべての適当な措置をとる。

2 締約国は、男女の平等を基礎として農村の女子が農村の開発に参加すること及びその開発から生ずる利益を受けることを確保することを目的として、農村の女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、これらの女子に対して次の権利を確保する。

- (a) すべての段階における開発計画の作成及び実施に参加する権利
- (b) 適当な保健サービス(家族計画に関する情報、カウンセリング及びサービスを含む。)を享受する権利
- (c) 社会保障制度から直接に利益を享受する権利
- (d) 技術的な能力を高めるために、あらゆる種類(正規であるかないかを問わない。)の訓練及び教育(実用的な識字に関するものを含む。)並びに、特に、すべての地域サービス及び普及サービスからの利益を享受する権利

- (e) 経済分野における平等な機会を雇用又は自営を通じて得るために、自助的集団及び協同組合を組織する権利
- (f) あらゆる地域活動に参加する権利
- (g) 農業信用及び貸付け、流通機構並びに適当な技術を利用する権利並びに土地及び農地の改革並びに入植計画において平等な待遇を享受する権利
- (h) 適当な生活条件（特に、住居、衛生、電力及び水の供給、運輸並びに通信に関する条件）を享受する権利

第4部

第15条

- 1 締約国は、女子に対し、法律の前の男子との平等を認める。
- 2 締約国は、女子に対し、民事に関して男子と同一の法的能力を与えるものとし、また、この能力を行使する同一の機会を与える。特に、締約国は、契約を締結し及び財産を管理することにつき女子に対して男子と平等の権利を与えるものとし、裁判所における手続のすべての段階において女子を男子と平等に取り扱う。
- 3 締約国は、女子の法的能力を制限するような法的効果を有するすべての契約及び他のすべての私的文書（種類のいかなを問わない。）を無効とすることに同意する。
- 4 締約国は、個人の移動並びに居所及び住所の選択の自由に関する法律において男女に同一の権利を与える。

第16条

- 1 締約国は、婚姻及び家族関係に係るすべての事項について女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保する。
 - (a) 婚姻をする同一の権利
 - (b) 自由に配偶者を選択し及び自由かつ完全な合意のみにより婚姻をする同一の権利
 - (c) 婚姻中及び婚姻の解消の際の同一の権利及び責

任

- (d) 子に関する事項についての親（婚姻をしているかいないかを問わない。）としての同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
- (e) 子の数及び出産の間隔を自由にかつ責任をもって決定する同一の権利並びにこれらの権利の行使を可能にする情報、教育及び手段を享受する同一の権利
- (f) 子の後見及び養子縁組又は国内法令にこれらに類する制度が存在する場合にはその制度に係る同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
- (g) 夫及び妻の同一の個人的権利（姓及び職業を選択する権利を含む。）
- (h) 無償であるか有償であるかを問わず、財産を所有し、取得し、運用し、管理し、利用し及び処分することに関する配偶者双方の同一の権利
- 2 児童の婚約及び婚姻は、法的効果を有しないものとし、また、婚姻最低年齢を定め及び公の登録所への婚姻の登録を義務付けるためのすべての必要な措置（立法を含む。）がとられなければならない。

第5部

第17条

- 1 この条約の実施に関する進捗状況を検討するために、女子に対する差別の撤廃に関する委員会（以下「委員会」という。）を設置する。〔中略〕委員は、締約国の国民の中から締約国により選出するものとし、個人の資格で職務を遂行する。〔後略〕

その選出に当たっては、委員の配分が地理的に衡平に行われること並びに異なる文明形態及び主要な法体系が代表されることを考慮に入れる。

〔2～9略〕

第18条

- 1 締約国は、次の場合に、この条約の実施のためにとった立法上、司法上、行政上その他の措置及びこれらの措置によりもたらされた進歩に関する報告を、

委員会による検討のため、国際連合事務総長に提出することを約束する。

- (a) 当該締約国についてこの条約が効力を生ずる時から1年以内
 - (b) その後は少なくとも4年ごと、更には委員会が要請するとき。
- 2 報告には、この条約に基づく義務の履行の程度に影響を及ぼす要因及び障害を記載することができる。

〔第19、20条略〕

第21条

- 1 委員会は、その活動につき経済社会理事会を通じて毎年国際連合総会に報告するものとし、また、締約国から得た報告及び情報の検討に基づく提案及び一般的な性格を有する勧告を行うことができる。〔後略〕
- 2 国際連合事務総長は、委員会の報告を、情報用として、婦人の地位委員会に送付する。

〔第22条、第6部略〕

○ 北京宣言及び行動綱領目次

1 北京宣言（総理府仮訳）

平成7年10月5日

- 1 我々、第4回世界女性会議に参加した政府は、
- 2 国際連合創設50周年に当たる1995年9月、ここ北京に集い、
- 3 全人類のためにあらゆる場所のすべての女性の平等、開発及び平和の目標を推進することを決意し、
- 4 あらゆる場所のすべての女性の声を受けとめ、かつ女性たち及びその役割と環境の多様性に留意し、道を切り開いた女性を讃え、世界の若者の期待に啓発され、
- 5 女性の地位は過去十年間にいくつかの重要な点で進歩したが、その進歩は不均衡で、女性と男性の間

の不平等は依然として存在し、主要な障害が残っており、すべての人々の安寧に深刻な結果をもたらしていることを認識し、

- 6 また、この状況は、国内及び国際双方の領域に起因し、世界の人々の大多数、特に女性と子どもの生活に影響を与えている貧困の増大によって悪化していることを認識し、
- 7 無条件で、これらの制約及び障害に取り組み、世界中の女性の地位の向上とエンパワーメント（力をつけること）を更に進めることに献身し、また、これには、現在及び次の世紀へ向かって我々が前進するため、決意、希望、協力及び連帯の精神による緊急の行動を必要とすることに合意する。

我々は、以下のことについての我々の誓約（コミットメント）を再確認する。

- 8 国際連合憲章に謳われている女性及び男性の平等な権利及び本来的な人間の尊厳並びにその他の目的及び原則、世界人権宣言その他の国際人権文書、殊に「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」及び「児童の権利に関する条約」並びに「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」及び「開発の権利に関する宣言」。
- 9 あらゆる人権及び基本的自由の不可侵、不可欠かつ不可分な部分として、女性及び女兒の人権の完全な実施を保障すること。
- 10 平等、開発及び平和の達成を目的とするこれまでの国際連合の会議及びサミット — 1985年のナイロビにおける女性に関するもの、1990年のニュー・ヨークにおける児童に関するもの、1993年のウィーンにおける人権に関するもの、1994年のカイロにおける人口と開発に関するもの、及び1995年のコペンハーゲンにおける社会開発に関するもの — でなされた合意と進展に基礎を置くこと。
- 11 「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」の完全かつ効果的な実施を達成すること。
- 12 思想、良心、宗教及び信念の自由に対する権利を含む女性のエンパワーメント及び地位向上、したがって、女性及び男性の個人的又は他の人々との共同

体における、道徳的、倫理的、精神的及び知的なニーズに寄与し、それによって、彼らに、その完全な潜在能力を社会において発揮し、自らの願望に従って人生を定める可能性を保障すること。

我々は、以下のことを確信する。

- 13 女性のエンパワーメント及び意思決定の過程への参加と権力へのアクセス（参入）を含む、社会のあらゆる分野への平等を基礎にした完全な参加は、平等、開発及び平和の達成に対する基本である。
- 14 女性の権利は人権である。
- 15 男性と女性による平等な権利、機会及び資源へのアクセス、家族的責任の公平な分担及び彼らの間の調和のとれたパートナーシップ（提携）が、彼ら及びその家族の安寧並びに民主主義の強化にとってきわめて重要である。
- 16 持続する経済発展、社会開発、環境保護及び社会正義に基づく貧困の根絶は、経済社会開発への女性の関与及び平等な機会並びに人間中心の持続可能な開発の行為者及び受益者双方としての女性及び男性の完全かつ平等な参加を必要とする。
- 17 すべての女性の健康のあらゆる側面、殊に自らの出産数を管理する権利を明確に認め再確認することは、女性のエンパワーメントの基本である。
- 18 地方、国、地域及び世界の平和は達成可能であり、あらゆるレベルにおける指導性、紛争解決及び永続的な平和の促進のための主要な勢力である女性の地位向上と、固く結びついている。
- 19 あらゆるレベルにおいて、女性のエンパワーメント及び地位向上を促進するであろう効果的、効率的、かつ相互に補強しあうジェンダー（社会的、文化的性差）に敏感な開発政策及びプログラムを含む政策及び計画を、女性の完全な参加を得て、立案、実施、監視することが必須である。
- 20 市民社会のあらゆる行為者、殊に女性のグループ及びネットワークその他の非政府機関（NGO）並びに地域に基礎を置く団体が、それらの自治を十分に尊重した上で、政府との協力に参加し寄与することは、行動綱領の効果的な実施及びフォローアップ

にとって重要である。

- 21 行動綱領の実施には、政府及び国際社会のコミットメント（関与）が必要である。世界会議で行われたものを含め、行動のための国内的及び国際的なコミットメント（誓約）を行うことにより、政府及び国際社会は女性のエンパワーメント及び地位向上のための優先的な行動を取る必要性を認める。

我々は、以下のことを決意する。

- 22 「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」の目標を今世紀末までに達成するための努力及び行動を強化する。
- 23 女性及び女兒がすべての人権及び基本的自由を完全に享受することを保障し、これらの権利及び自由の侵害に対し効果的な行動を取る。
- 24 女性及び女兒に対するあらゆる形態の差別を撤廃するために必要なあらゆる措置を取り、男女平等と女性の地位向上及びエンパワーメントに対するあらゆる障害を除去する。
- 25 男性に対し、平等に向けてのあらゆる行動に完全に参加するよう奨励する。
- 26 雇用を含め女性の経済的自立を促進し、経済構造の変革による貧困の構造的な原因に取り組み、開発の重要な行為者として、農村地域における者を含めあらゆる女性の生産資源、機会及び公共サービスへの平等なアクセスを保障する。
- 27 女兒及び女性のために基礎教育、生涯教育、識字及び訓練、並びに基礎的保健医療（プライマリー・ヘルスケア）の提供を通じて、持続する経済成長を含め、人間中心の持続可能な開発を促進する。
- 28 女性の地位向上のための平和を確保する積極的な手段を講じ、平和運動において女性が果たしてきた主要な役割を認識しつつ、厳正かつ効果的な国際的管理の下に、全面的かつ完全な軍備縮小に向けて積極的に働き、あらゆる側面から核軍縮及び核兵器の拡散防止に寄与する普遍的かつ多国間で効果的に実証し得る包括的核実験禁止条約の締結に関する交渉を遅滞無く支援する。
- 29 女性及び少女に対するあらゆる形態の暴力を阻止

し、撤廃する。

30 女性及び男性の教育及び保健への平等なアクセス及び平等な取扱いを保障し、教育を始め女性のリプロダクティブ・ヘルスを促進する。

31 女性及び少女のあらゆる人権を促進し、保護する。

32 人種、年齢、言語、民族、文化、宗教、障害のような要因の故に、あるいは先住民であるために、エンパワーメント及び地位向上に対する多様な障害に直面しているすべての女性及び少女のあらゆる人権及び基本的自由の平等な享受を保障するための努力を強化する。

33 殊に女性及び少女を保護するため、人道法を含む国際法の尊重を保障する。

34 あらゆる年齢の少女及び女性の潜在能力を最大限に開発し、すべての人々のためより良い世界を構築するため彼らが完全かつ平等に参加することを保障し、開発の過程における彼らの役割を促進する。

我々は、以下のことを決意する。

35 女性及び少女の地位向上及びエンパワーメントを促進する手段として、なかでも国際協力を通じて、土地、信用保証、科学技術、職業訓練、情報、通信及び市場を含む経済的資源への平等なアクセスの恩恵を享受する能力を高めることを含め、女性の経済的資源への平等なアクセスを確保する。

36 政府、国際機関及びあらゆるレベルの団体の強力なコミットメント（関与）を必要とするであろう行動綱領の成功を確保する。我々は、経済開発、社会開発及び環境保護は、相互に依存し、持続可能な開発の相互に強め合う構成要素であり、それは、あらゆる人々のためにより良い生活の質を達成するための我々の努力の枠組みであることを深く確信する。環境資源を持続的に活用するために、貧しい人々、殊に貧困の中に暮らす女性の能力を高めることを認める公平な社会開発は、持続可能な開発に対する必要な基盤である。我々は、また、持続可能な開発に関連する基盤の広い、持続する経済成長は、社会開発と社会正義を維持するために必要であることを認識する。行動綱領の成功には、また、国内及び国際

レベルでの資源並びに女性の地位向上のための多国間、二国間及び民間の財源を含む入手可能なあらゆる資金提供の仕組みからの開発途上国に対する新規かつ追加的資源の十分な動員、国内、小地域、地域及び国際機関の能力を強化するための財政的資源、平等な権利、平等な責任及び平等な機会への、また、あらゆる国内、地域及び国際機関及び政策決定過程における女性及び男性の平等な参加へのコミットメント（関与）、世界の女性に対する責任のために、あらゆるレベルにおける仕組みの創設又は強化を必要とするであろう。

37 また、移行期経済の諸国における行動綱領の成功を確保し、そのために引き続き国際協力及び援助を必要とするであろう。

38 我々は、ここに、以下の行動綱領を採択し、政府としてこれを実施することに責任を負うとともに、我々のあらゆる政策及び計画にジェンダーの視点が反映されるよう保障する。我々は、国際連合システム、地域及び国際金融機関、その他関連の地域及び国際機関並びにあらゆる女性及び男性のみならず非政府機関に対し、また、市民社会のあらゆる部門に対し、それらの自主性を十分尊重した上で、政府と協力して行動綱領の実施に対し、十分に責任を負い、この行動綱領の実施に寄与することを強く要請する。

2 第4回世界女性会議行動綱領（総理府仮訳）

第1章 使命の声明

第2章 世界的枠組み

第3章 重大問題領域

- ・ 女性への持続し増大する貧困の重荷
- ・ 教育及び訓練における不平等及び不十分並びにそれらへの不平等なアクセス
- ・ 保健及び関連サービスにおける不平等及び不十分並びにそれらへの不平等なアクセス
- ・ 女性に対する暴力
- ・ 武力又はその他の紛争が女性、特に外国の占領下に暮らす女性に及ぼす影響
- ・ 経済構造及び政策、あらゆる形態の生産活動及

び資源へのアクセスにおける不平等

- ・ あらゆるレベルの権力と意思決定の分担における男女間の不平等
- ・ あらゆるレベルにおける女性の地位向上を促進するための不十分な仕組み
- ・ 女性の人権の尊重の欠如及びそれらの不十分な促進と保護
- ・ あらゆる通信システム、特にメディアにおける女性の固定観念化及び女性のアクセス及び参加の不平等
- ・ 天然資源の管理及び環境の保護における男女の不平等
- ・ 女児の権利に対する持続的な差別及び侵害。

第4章 戦略目標及び行動

- ・ 女性と貧困
- ・ 女性の教育と訓練
- ・ 女性と健康
- ・ 女性に対する暴力
- ・ 女性と武力闘争
- ・ 女性と経済
- ・ 権力及び意思決定における女性
- ・ 女性の地位向上のための制度的な仕組み
- ・ 女性の人権
- ・ 女性とメディア
- ・ 女性と環境
- ・ 女児

第5章 制度的整備

- ・ 国内レベル
- ・ 小地域／地域レベル
- ・ 国際レベル

第6章 財政的整備

- ・ 国内レベル
- ・ 地域レベル
- ・ 国際レベル

○男女共同参画社会基本法

(平成11年6月23日法律第78号)

最終改正：平成11年12月22日法律第160号

前文

第1章 総則（第1条—第12条）

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第13条—第20条）

第3章 男女共同参画会議（第21条—第28条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに

に、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めな

ればならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第3章 男女共同参画会議

(設置)

第21条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。

- (2) 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

- (3) 前2号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

- (4) 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

(議長)

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
- (2) 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第2号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。

3 第1項第2号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。

4 第1項第2号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第26条 前条第1項第2号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期

間とする。

- 2 前条第1項第2号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

- 2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第2条 男女共同参画審議会設置法（平成9年法律第7号）は、廃止する。

(経過措置)

第3条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法（以下「旧審議会設置法」という。）第1条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第21条第1項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

- 2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第4条第1項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日、第23条第1項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第2項の規定にか

かわらず、同日における旧審議会設置法第4条第2項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

- 3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第5条第1項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第3項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日、第24条第1項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第3項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附 則 （平成11年7月16日法律第102号） 抄
(施行期日)

第1条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成11年法律第88号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行の日＝平成13年1月6日)

(1) 略

(2) 附則第10条第1項及び第5項、第14条第3項、第23条、第28条並びに第30条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第28条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれ法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

(1)から(10)まで 略

(11) 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第30条 第2条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

○配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律

(平成13年4月13日法律第31号)

最終改正：平成19年7月11日法律第113号

前文

第1章 総則（第1条・第2条）

第1章の2 基本方針及び都道府県基本計画等（第2条の2・第2条の3）

第2章 配偶者暴力相談支援センター等（第3条—第5条）

第3章 被害者の保護（第6条—第9条の2）

第4章 保護命令（第10条—第28条）

第5章 雑則（第23条—第28条）

第6章 罰則（第29条・第30条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第1章 総則

(定義)

第1条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法

な攻撃であつて生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であつた者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第1条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第1章の2 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第2条の2 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第5項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第1項及び第3項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第1項の都道府県基本計画及び同条第3項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- (1) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
- (2) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
- (3) その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の

保護のための施策の実施に関する重要事項

- 3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第2条の3 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「都道府県基本計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
- (2) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
- (3) その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「市町村基本計画」という。)を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第2章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第3条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相

談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
- (2) 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
- (3) 被害者(被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第6号、第5条及び第8条の3において同じ。)の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
- (4) 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- (5) 第4章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
- (6) 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第3号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

第4条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第5条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第3章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第6条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法(明治40年法律第45号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前2項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第7条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第3条第3項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けること

を勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第8条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和29年法律第162号)、警察官職務執行法(昭和23年法律第136号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第8条の2 警視総監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第15条第3項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第8条の3 社会福祉法(昭和26年法律第45号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和25年法律第144号)、児童福祉法(昭和22年法律第164号)、母子及び寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第9条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第9条の2 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第4章 保護命令

(保護命令)

第10条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第12条第1項第2号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害を加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第3号及び第4号並びに第18条第1項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第2号に掲げる事項については、申立ての時に被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

- (1) 命令の効力が生じた日から起算して6月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠と

している住居を除く。以下この号において同じ。）

その他の場所において被害者の身边につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。

- (2) 命令の効力が生じた日から起算して2月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、同項第1号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害を加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

- (1) 面会を要求すること。
- (2) その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- (3) 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
- (4) 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
- (5) 緊急やむを得ない場合を除き、午後10時から午前6時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
- (6) 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
- (7) その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- (8) その性的羞しゆう恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

3 第1項本文に規定する場合において、被害者がそ

の成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第12条第1項第3号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第1項第1号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身边につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が15歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

- 4 第1項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第12条第1項第4号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第1項第1号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身边につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付

近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

- 5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の15歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が15歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（管轄裁判所）

第11条 前条第1項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

- 2 前条第1項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- (1) 申立人の住所又は居所の所在地
- (2) 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

（保護命令の申立て）

第12条 第10条第1項から第4項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

- (1) 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
- (2) 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいと認めるに足りる申立ての時における事情
- (3) 第10条第3項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
- (4) 第10条第4項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関し

て配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時のにおける事情

- (5) 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

- 2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第5号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第1号から第4号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治41年法律第53号）第58条ノ2第1項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第13条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第14条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

- 2 申立書に第12条第1項第5号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。
- 3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の

配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

（保護命令の申立てについての決定等）

第15条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第12条第1項第5号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが2以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

- 5 保護命令は、執行力を有しない。

（即時抗告）

第16条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつ

き疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

- 4 前項の規定により第10条第1項第1号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第2項から第4項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
- 5 前2項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が第10条第1項第1号の規定による命令を取り消す場合において、同条第2項から第4項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第4項の規定による通知がされている保護命令について、第3項若しくは第4項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第3項の規定は、第3項及び第4項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第17条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第10条第1項第1号又は第2項から第4項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して3月を経過した後において、同条第1項第2号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して2週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第6項の規定は、第10条第1項第1号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第15条第3項及び前条第7項の規定は、前2項の場合について準用する。

(第10条第1項第2号の規定による命令の再度の申立て)

第18条 第10条第1項第2号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して2月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第12条の規定の適用については、同条第1項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第1号、第2号及び第5号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」と、同項第5号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第1号及び第2号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」と、同条第2項中「同項第1号から第4号までに掲げる事項」とあるのは「同項第1号及び第2号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第19条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。

ただし、相手方にあつては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第20条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第12条第2項(第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第21条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成8年法律第109号)の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第22条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第5章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第23条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第24条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第25条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第26条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第27条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- (1) 第3条第3項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)
- (2) 第3条第3項第3号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護(同条第4項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)に要する費用
- (3) 第4条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
- (4) 第5条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第4条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第28条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第1項の規定により支弁した費用のうち、同項第1号及び第2号に掲げるものについては、その10分の5を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の10分の5以内を補助することができる。

- (1) 都道府県が前条第1項の規定により支弁した費用のうち、同項第3号及び第4号に掲げるもの
- (2) 市が前条第2項の規定により支弁した費用

第6章 罰則

第29条 保護命令に違反した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第30条 第12条第1項（第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、10万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。ただし、第2章、第6条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第7条、第9条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第27条及び第28条の規定は、平成14年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 平成14年3月31日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第12条第1項第4号並びに第14条第2項及び第3項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(検討)

第3条 この法律の規定については、この法律の施行後3年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 （平成16年6月2日法律第64号）

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第2条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第10条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第10条第2号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第10条第1項第2号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第18条第1項の規定の適用については、同項中「2月」とあるのは、「2週間」とする。

(検討)

第3条 新法の規定については、この法律の施行後3年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 （平成19年7月11日法律第113号）抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第2条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関

する法律第10条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

○金沢市男女共同参画推進条例

平成13年12月19日条例第80号

目次

前文

第1章 総則(第1条-第7条)

第2章 基本的施策(第8条-第14条)

第3章 男女共同参画の推進(第15条)

第4章 金沢市男女共同参画審議会(第16条-第20条)

第5章 雑則(第21条)

附則

すべての人が性別にかかわらず個人として尊重され、自らの意思により個性と能力を十分に発揮することができる社会の実現は、私たちの願いである。

個人の尊重と法の下での平等は日本国憲法にうたわれており、男女は社会の対等な構成員としてあらゆる分野の活動に共に参画することにより、調和のとれた豊かな社会を形成しなければならない。また、近年の少子高齢化の進展、家族及び地域社会の変化、情報化の急速な進展等の社会経済情勢の急激な変化に対し、男女がその人権を尊重しつつ、対等に責任を分かち合う柔軟な対応が求められている。

本市においては、あらゆる分野での男女平等を目指し、「男女平等推進かなざわ行動計画」の策定をはじめとする積極的な施策の取組をこれまでも推進してきたが、今なお社会的又は文化的に形成された性別による固定的な役割分担やそれに基づく社会慣行が残されており、真の男女平等の達成にはいまだに多くの課題が残されている。

個性豊かな風格と活力ある金沢を築くため、男女が自立した人間として社会のあらゆる分野で生き生きと輝くことのできる男女共同参画社会の実現を市政の重要課題と位置付け、市、市民及び事業者の協力及び連

携により、新しい社会の編成を目指した意識の改革及び施策の充実を図ることが必要である。

ここに、私たちは男女共同参画社会の実現を目指すことを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進について、基本理念を定め、並びに市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画を推進するための基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ効果的に推進し、もって自立した個人としての男女の人権が尊重され、あらゆる分野において平等な男女共同参画社会を実現することを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) ジェンダー 生物学的な性差とは異なる社会的又は文化的に形成された性差をいう。
- (3) 積極的改善措置 第1号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (4) セクシュアル・ハラスメント 他の者の意に反した性的な言動を行うことにより、当該他の者の生活環境を害すること又は性的な言動を受けた者の対応により当該言動を受けた者に不利益を与えることをいう。
- (5) ドメスティック・バイオレンス 配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)からの身体

に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であつて生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下「身体に対する暴力等」という。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含む。）をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

（平17条例29・一部改正）

（基本理念）

第3条 男女共同参画の推進は、次に掲げる男女が自立した人間として社会のあらゆる分野で生き生きと輝くことのできる社会を形成することを基本として行われなければならない。

- （1） 男女が、性別により差別されることなく、その人権が尊重される社会
- （2） 男女一人ひとりが、自立した個人としてその能力を十分に発揮し、固定的な役割を強制されることなく、自己の意思と責任により多様な生き方を選択することができる社会
- （3） 男女が、社会の構成員として、市における政策又は事業者その他の団体における方針の立案及び決定に関し平等に参加する機会が確保される社会
- （4） 男女が、ジェンダーをこえて、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動及び地域、職場、学校その他の社会生活における活動に平等な立場で参画し、責任を分かち合い、男女共同参画社会を共に担うことができる人格が形成される社会
- （5） 男女が、互いの性を尊重し、性と生殖に関する健康と権利を認め合う社会
- （6） 男女が、国際社会における男女共同参画の取組と協調し、連携を深め合う社会

（性別による権利侵害の禁止）

第4条 何人も、家庭、地域、職場、学校その他の社会のあらゆる分野において、性別による差別的取扱い、セクシュアル・ハラスメント、男女間における暴力的行為（身体的又は精神的苦痛を著しく与える行為をいう。）その他の行為により男女の人権を損なうことのないようにしなければならない。

（市の責務）

第5条 市は、第3条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、男女共同参画の推進に関する施策を実施するに当たっては、市民、事業者、国、他の地方公共団体及び関係団体と相互に連携し、及び協力するよう努めなければならない。

（市民の責務）

第6条 市民は、基本理念に対する理解を深め、男女共同参画の推進に努めるとともに、市が行う男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（事業者の責務）

第7条 事業者は、その事業活動に関し、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に努めるとともに、市が行う男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

2 事業者は、基本理念にのっとり、男女が職場における活動に対等に参画する機会を確保するよう努めるとともに、職業生活における活動と家庭生活における活動その他の活動とを両立して行うことができる職場環境を整備するよう努めなければならない。

第2章 基本的施策

（行動計画）

第8条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策並びに市民及び事業者の取組を総合的かつ計画的に推

進するための行動計画（以下「行動計画」という。）を策定しなければならない。

- 2 市長は、行動計画を策定するに当たっては、市民及び事業者の意見を反映するよう努めなければならない。
- 3 市長は、行動計画を策定するに当たっては、あらかじめ金沢市男女共同参画審議会に意見を求め、その意見を尊重しなければならない。
- 4 市長は、行動計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
- 5 前3項の規定は、行動計画の変更について準用する。

（調査研究）

第9条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を効果的に実施していくため、必要な調査研究を行うよう努めるものとする。

（報告の徴収等）

第10条 市長は、男女共同参画の推進に必要があると認めるときは、事業者に対し、職場における男女共同参画の状況について報告を求めることができる。

- 2 市長は、前項の規定により把握した男女共同参画の状況を取りまとめ、公表することができる。
- 3 市長は、第1項の報告に基づき、事業者に対し、情報の提供等を行うことができる。

（男女共同参画についての啓発等）

第11条 市は、男女共同参画について広く市民及び事業者の理解を深めるため、その啓発、学習の促進等に積極的に努めるものとする。

（年次報告）

第12条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況等について、毎年、報告書を作成し、公表しなければならない。

（苦情の処理等）

第13条 市長は、市が実施する男女共同参画の推進に

関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情について、市内に住所を有する者、市内の事務所若しくは事業所に勤務する者又は市内の学校に在学する者（以下「市民等」という。）からの申出を処理するための機関を設置するものとする。

- 2 市民等は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策について苦情がある場合は、前項の機関に申し出ることができる。
- 3 第1項の機関は、前項の規定により苦情の申出があった場合において、必要に応じて、同項の施策を行う市の機関に対し、資料の提出又は説明を求め、必要があると認めるときは、当該市の機関に是正その他の措置をとるよう助言、指導又は勧告を行うものとする。

（ドメスティック・バイオレンスの被害者の保護等）

第14条 市長は、ドメスティック・バイオレンスによる権利侵害があったと認められる場合には、被害者の保護その他必要な措置をとるよう努めなければならない。

- 2 市は、ドメスティック・バイオレンスの被害者が自立して生活することを支援するため、各種制度の利用のあっせん、情報の提供その他必要な援助を行うものとする。

第3章 男女共同参画の推進

（決定過程への男女共同参画の促進に向けた支援等）

第15条 市は、市の関係団体又は民間の団体における方針の決定過程への男女共同参画を促進するための活動に対し、情報の提供その他の必要な支援を行うよう努めなければならない。

- 2 市は、男女共同参画に関する施策を積極的に推進するため、その拠点としての機能を高めながら、必要な体制を整備するよう努めるものとする。
- 3 市は、市の設置に係る男女共同参画を推進するための合議制の機関においては、男女のいずれか一方の委員等の数が、委員等の総数の10分の4未満にな

らないように努めなければならない。

第4章 金沢市男女共同参画審議会

(金沢市男女共同参画審議会)

第16条 行動計画その他男女共同参画に関する重要な事項を調査審議するため、金沢市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(審議会の任務)

第17条 審議会は、この条例に規定する事項その他男女共同参画の推進に関する重要な事項について市長の諮問に応ずるほか、男女共同参画の推進に関し必要な事項について、市長に意見を述べることができる。

(組織等)

第18条 審議会は、委員20人以内で組織する。

- 2 委員は、男女共同参画に関し識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員に欠員を生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 審議会に、会長を置き、委員の互選によりこれを選任する。
- 5 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 6 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(専門部会)

第19条 審議会に、必要な事項を専門的に調査するため、専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会は、専門委員若干人で組織する。
- 3 専門委員は、審議会の委員及び男女共同参画に関し識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。
- 4 専門部会に、部会長を置き、専門委員の互選によりこれを選任する。
- 5 部会長は、専門部会の事務を掌理する。

(運営事項の委任)

第20条 この章に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

第5章 雑則

(委任)

第21条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成17年3月25日条例第29号)

この条例は、公布の日から施行する。

○金沢市男女共同参画推進条例施行規則

平成14年3月27日

規則第10号

(趣旨)

第1条 この規則は、金沢市男女共同参画推進条例(平成13年条例第80号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この規則で使用する用語の意義は、条例で使用する用語の意義の例による。

(苦情処理委員)

第3条 条例第13条第1項に規定する機関として、金沢市男女共同参画苦情処理委員(以下「苦情処理委員」という。)を置く。

- 2 苦情処理委員の定数は、3人以内とする。
- 3 男女のいずれか一方の苦情処理委員の数は、苦情処理委員の定数の3分の1未満であってはならない。
- 4 苦情処理委員は、男女共同参画に関し優れた識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。
- 5 苦情処理委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、苦情処理委員に欠員を生じた場合における補欠の苦情処理委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 市長は、苦情処理委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認めるとき、又は苦情処理委員に職務上の義務違反その他苦情処理委員たるに適しない非行があると認めるときは、これを解嘱することができる。

(職務等)

第4条 苦情処理委員は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 条例第13条第2項の規定による苦情の申出(以下「苦情の申出」という。)についての調査及びその結果等に関する通知、報告等を行うこと。
- (2) 苦情の申出に係る市の機関に対し、条例第13

条第3項の規定による必要な助言、指導又は勧告(以下「助言等」という。)を行うこと。

- (3) その他苦情の申出の処理に関し必要な関係機関等との連絡調整等を行うこと。

2 前項に規定する苦情処理委員の職務に係る苦情の申出についての調査の結果に関する報告の決定又は当該苦情の申出に係る市の機関に対する助言等の決定は、苦情処理委員の合議によるものとする。

(苦情の申出)

第5条 苦情の申出は、次に掲げる事項を記載した書面によってしなければならない。ただし、苦情処理委員が当該書面によることができない特別の事情があると認めるときは、口頭ですることができる。

- (1) 苦情の申出をする者の住所及び氏名(法人その他の団体にあっては、事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)並びに電話番号
- (2) 苦情の申出の趣旨及び理由
- (3) 他の機関への相談等の状況
- (4) 苦情の申出の年月日

(調査開始の通知)

第6条 苦情処理委員は、苦情の申出について調査を開始しようとするときは、あらかじめ、当該苦情の申出に係る市の機関に対し、その旨を書面により通知するものとする。

(調査結果等の通知)

第7条 苦情処理委員は、苦情の申出について調査が終了したときは、速やかに、当該苦情の申出をした者に対し、その結果を書面により通知するものとする。この場合において、当該苦情の申出に係る市の機関に対し助言等を行ったときは、当該書面にその内容を付記しなければならない。

(是正その他の措置の報告)

第8条 苦情処理委員は、苦情の申出に係る市の機関に対し助言等を行ったときは、当該市の機関に対し、相当の期間を定めて、是正その他の措置についての

報告を求めるものとする。

(苦情の申出の処理の状況等の報告等)

第9条 苦情処理委員は、毎年度1回、苦情の申出の処理の状況等についての報告書を作成し、市長に提出するとともに、これを公表するものとする。

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

○金沢市男女共同参画推進庁内連絡会議設置要綱

最終改正：平成25年4月1日改正

第1条 男女共同参画に関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、金沢市男女共同参画推進庁内連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

第2条 連絡会議の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 男女共同参画施策の総合的な推進に関すること。
- (2) 男女共同参画施策に関する関係部局との連絡調整に関する事項
- (3) その他男女共同参画施策に関すること。

第3条 連絡会議は、会長、副会長及び委員若干人で組織する。

- 2 会長に副市長を、副会長に市民局長をもって充てる。
- 3 委員は別表第1に掲げる職を有する者をもって充てる。
- 4 連絡会議に幹事会を置き、幹事は、別表第2に掲げる課の職員をもって充てる。

- 5 前2項の規定にかかわらず、会長が必要があると認めるときは、別表第1に定める者及び別表第2に掲げる課の課長が定める者以外の者を委員又は幹事に選任することができる。

第4条 会長は、連絡会議の事務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 3 委員は、会長の命を受け、男女共同参画施策に係る基本的事項について協議する。
- 4 幹事は、会長の命を受け、男女共同参画施策に係る所掌事項について協議する。

第5条 連絡会議の会議は、委員会及び幹事会とし、会長が招集する。

- 2 会長が必要があると認めるときは、特定の委員又は幹事による会議を開くことができる。

第6条 連絡会議の議事及び運営に関し、必要な事項は、会長が別に定める。

第7条 連絡会議の処務は、市民局人権女性政策推進課において処理する。

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

別表第1（第3条関係）

市長公室長 総務局長 経済局長 農林局長 福祉局長 保健局長 危機管理監 教育次長

別表第2（第3条関係）

国際交流課 職員課 労働政策課 農業振興課
市民協働推進課 人権女性政策推進課 福祉総務課
こども福祉課 こども総合相談センター 健康総務課
危機管理課 教育総務課 学校職員課
学校指導課 生涯学習課 地域教育センター

3 男女共同参画社会づくりの動向

区分	国際的な動向	国内の動向	石川県の動向	金沢市の動向
1975年 (昭50)	○第1回世界女性会議開催 (国際婦人年世界会議) ○「世界行動計画」採択	○総理府に「婦人問題企画推進 本部」を設置 ○「婦人問題企画推進会議」開催		
1976年 (昭51)	○「国連婦人の十年」 (～1985年)			
1977年 (昭52)		○「国内行動計画」策定	○県民課に「婦人問題担 当窓口」設置	
1978年 (昭53)			○「石川県婦人問題懇話 会」設置	
1979年 (昭54)	○国連総会「女子差別撤廃条 約」採択			○社会教育課に婦人教 育担当を設置
1980年 (昭55)	○第2回世界女性会議開催 (「国連婦人の10年」中間年 世界会議) ○「国連婦人の10年後半期プ ログラム」採択	○「女子差別撤廃条約」署名		
1981年 (昭56)	○「ILO第156条約(男女労 働者、特に家庭的責任を有 する労働者の機会均等及び 均等待遇に関する条約)及 び勧告(165号)」を採択	○婦人に関する施策のための 「国内行動計画」策定 後期重点目標1981年～86年	○「石川県婦人行動計 画」策定	
1985年 (昭60)	○第3回世界女性会議開催(国連 婦人の10年最終世界会議) ○「婦人の地位向上のための ナイロビ将来戦略」採択 1986年～2000年	○男女雇用機会均等法制定 ○「女子差別撤廃条約」批准		
1986年 (昭61)		○「婦人問題企画推進有識者会 議」設置		
1987年 (昭62)		○「西暦2000年に向けての新国 内行動計画」策定 具体的施 策 1987年～90年	○新婦人行動計画「いし かわ婦人プラン21」 策定	
1990年 (平2)	○「ナイロビ将来戦略の実施 に関する第1回見直しと評 価に伴う勧告及び結論」採 択1990～2000年			
1991年 (平3)		○「西暦2000年に向けての新国 内行動計画」第一次改定 具 体的施策 1991～95年	○婦人青少年課を設置	○「金沢市男女共同参画 型社会づくり懇話会」 設置
1992年 (平4)		○内閣官房長官が婦人問題担 当大臣に任命される		
1993年 (平5)	○「世界人権会議」開催 ウィ ーン宣言及び行動計画」採択 ○国連総会「女性に対する暴力 の撤廃に関する宣言」採択	○中学校での技術・家庭科の男 女必修実施	○「いしかわ女性行動計 画」策定	

区分	国際的な動向	国内の動向	石川県の動向	金沢市の動向
1994年 (平6)		○高等学校での家庭科の必修完全実施 ○総理府に男女共同参画室、男女共同参画審議会を設置し、「婦人問題企画推進本部」を「男女共同参画推進本部」に改組		○「金沢市女性プラン」提言 ○「金沢市女性プラン推進懇話会」設置(※)
1995年 (平7)	○第4回世界女性会議開催(北京)「北京宣言・行動綱領」採択1995～2000年「21世紀に向けて男女がパートナーとなるための国際的な指針」	○育児・介護休業法制定 ○「ILO第156条約」批准		○総務課内に女性担当を設置
1996年 (平8)		○「男女共同参画2000年プラン」策定 具体的施策 1996～2000年		○プランの素案策定「女性施策推進室」を総務課に設置 ○「女性プラン推進連絡会議」を設置(※)
1997年 (平9)				○「男女平等推進かなざわ行動計画」策定
1998年 (平10)			○「いしかわ女性行動計画」改訂	
1999年 (平11)		○「改正男女雇用機会均等法」全面施行 ○「改正労働基準法」施行 ○「育児・介護休業法」全面施行 ○「食料・農業・農村基本法」施行 ○「男女共同参画社会基本法」施行		○「女性施策推進室」を「男女共同参画室」に改称し、市政参画課に移管、併せて(※)を「男女共同参画推進懇話会」、「男女共同参画推進連絡会議」に改称
2000年 (平12)	○第5回世界女性会議(国連特別総会「女性2000年会議」)「政治宣言」及び「成果文書」採択	○「男女共同参画基本計画」策定	○男女共同参画推進室を設置	
2001年 (平13)		○内閣府に男女共同参画局を設置 ○「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(DV防止法)制定・施行	○「いしかわ男女共同参画プラン2001」策定 ○「石川県男女共同参画推進条例」公布・施行	○「金沢市男女共同参画推進条例」制定
2002年 (平14)				○「金沢市男女共同参画推進条例」施行 ○「男女共同参画推進懇話会」を廃止、「男女共同参画審議会」を設置 ○「金沢市男女共同参画推進行動計画」策定

区分	国際的な動向	国内の動向	石川県の動向	金沢市の動向
2003年 (平15)		○男女共同参画推進本部 「女性のチャレンジ支援策の 推進について」決定	○「男女共同参画推進 室」を「男女共同参画 課」に改編	
2004年 (平16)		○男女共同参画推進本部 「女 性国家公務員の採用・登用の 拡大等について」決定 ○DV防止法に基づく基本方 針策定		
2005年 (平17)	○「国連『北京+10』閣僚級 会合（第49回国連婦人の 地位委員会）」	○「男女共同参画基本計画（第 2次）」策定 ○「女性の再チャレンジ支援プ ラン」策定	○「配偶者暴力防止及び 被害者に関する基本 計画」策定	
2006年 (平18)		○男女雇用機会均等法改正 ○男女共同参画推進本部 「国 の審議会等における女性委 員の登用の促進について」決 定		
2007年 (平19)		○「改正男女雇用機会均等法」 施行 ○「仕事と生活の調和（ワー ク・ライフ・バランス）憲章」 「仕事と生活の調和推進の ための行動指針」策定	○「いしかわ男女共同参 画プラン」（改定版） 策定	
2008年 (平20)		○「改正DV防止法」施行 ○「パートタイム労働法」改 正・施行 ○男女共同参画推進本部「女性 の参画加速プログラム」決定		○「金沢市男女共同参画 推進行動計画」（改定 版）策定
2009年 (平21)		○「育児・介護休業法」改正		
2010年 (平22)	○第54回国連婦人の地位委員 会「北京+15」開催	○「第3次男女共同参画基本計 画」策定 ○「仕事と生活の調和（ワー ク・ライフ・バランス）憲章」 「仕事と生活の調和推進の ための行動指針」改定		○「金沢市配偶者等から の暴力の防止及び被 害者の支援に関する 基本計画」策定 ○女性相談支援室（配偶 者暴力相談支援セン ター機能を有する）を 設置
2011年 (平23)	○「ジェンダー平等と女性の エンパワーメントのための 国連機関（略称：UN Wo men）」発足		○「いしかわ男女共同参 画プラン2011」策定	
2012 (平24)		○「改正育児・介護休業法」全 面施行		
2013 (平25)				○「新金沢市男女共同参 画推進行動計画」策定

4 用語解説

M字カーブ

わが国の女性の年齢階級別の労働力率（労働力人口／15歳以上の人口）は、出産・育児期に低下し、40歳代で再び高くなるM字カーブを描いています。就業を希望する人と労働力人口を加えて算出した潜在的労働力率を見ると、M字のくぼみはほとんどなくなり、欧米の形状に近づきます。このことから、結婚、出産、子育て期においても就業希望はあるものの、実際就業できない女性が多いことが分かります。

エンパワーメント（Empowerment）

力をつけること。女性が政治・経済・社会・家庭など社会のあらゆる分野で、自分で意志決定し、行動できる能力を身につけることが、男女共同参画社会の実現に重要であるという考え方をさします。（第4回世界女性会議（1995年北京開催）での主要課題）

家族経営協定

家族経営が中心のわが国の農業において、家族一人一人の役割と責任を明確化し、男女を問わず意欲をもって取り組めるようにするため、農業経営を担っている家族の皆が話し合って農業経営の方針、労働報酬、休日・労働時間、経営移譲等について文書で取り決めるものです。家族経営協定を締結することにより、家族の間に新しい信頼関係が生まれ、経営におけるそれぞれの役割分担や位置づけが明確になります。

合計特殊出生率

15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性がこの年齢を経過する間に、その年の年齢別特殊出生率に基づいて子どもを生んだと仮定した場合の平均出生児数です。この率が2.07を下回ると将来人口が減少するとされています。本市の合計特殊出生率は、平成23年1.43となっています。昭和45年の1.95から低下傾向が続き、平成16年には過去最低の1.24を記録しました。平成18年以降上昇に

転じていますが、依然として低い率です。

ジェンダー（Gender）

社会的・文化的に形成された性別をジェンダーと表現します。生物学的な性別であるセックス（Sex）とは区別して使われます。

ジェンダー・エンパワーメント指数（GEM＝Gender Empowerment Measure）

女性が積極的に経済界や政治生活に参加し、意思決定に参加できるかどうかを測る指標です。HDIが人間の能力の拡大に焦点を当てているのに対して、GEMは、そのような能力を活用し、人生のあらゆる機会を活用できるかどうかに焦点を当てています。具体的には、女性の所得、専門職・技術職に占める女性の割合、行政職・管理職に占める女性の割合、国会議員に占める女性の割合を用いて算出しています。2010年からはGEMに代わりジェンダー・ギャップ指数（GGI）が発表されています。2009年のわが国の順位は109か国中57位です。

ジェンダー・ギャップ指数（GGI＝Gender Gap Index）

世界経済フォーラムが、各国内の男女間の格差を数値化しランク付けしたもので、経済分野、教育分野、政治分野及び保健分野のデータから算出され、0が完全不平等、1が完全平等を意味しており、性別による格差を明らかにしています。2012年のわが国の順位は135か国中101位です。

具体的には、次のデータから算出されます。

【経済分野】 労働力率・同じ仕事の賃金の同等性・所得の推計値・管理職に占める比率・専門職に占める比率

【教育分野】 識字率・初等、中等、高等教育の各在学率

【保健分野】 新生児の男女比率・健康寿命

【政治分野】 国会議員に占める比率・閣僚の比率・

最近 50 年の国家元首の在任年数

ジェンダー不平等指数（GII = Gender Inequality Index）

国連開発計画（UNDP）による指数で、国家の人間開発の達成が男女の不平等によってどの程度妨げられているかを明らかにするものです。2012 年のわが国の順位は 148 か国中 21 位です。

具体的には、次のデータから算出されます。

【保健分野】 妊産婦死亡率・15～19 歳の女性 1,000 人当たりの出生数

【エンパワーメント】 国会議員女性割合・中等教育以上の教育を受けた人の割合（男女別）

【労働市場】 労働力率（男女別）

ダイバーシティ（Diversity）

「多様性」のこと。性別や国籍、年齢などにかかわらず、多様な個性が力を発揮し、共存できる社会のことをダイバーシティ社会といいます。わが国では、ダイバーシティの中で重視されるのが、女性の活躍推進の取り組みであり、経営戦略として実践する企業が増えています。

ドメスティック・バイオレンス（DV = Domestic violence）

DV は法令等で明確に定義された言葉ではなく、一般的には、夫婦や恋人などのパートナー間における暴力をいいます。夫婦間、恋人間の暴力は私的な問題とされ表面化しにくかったが、今日では解決すべき深刻な女性問題となっています。なお、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」においては、配偶者からの暴力を「配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下「身体に対する暴力等」という。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとす

る。」と定義しています。

人間開発指数（HDI = Human Development Index）

国連開発計画（UNDP）による指数で、「長寿で健康な生活」、「知識」及び「人間らしい生活水準」という人間開発の 3 つの側面を測定したものです。具体的には、平均寿命、教育水準（成人識字率と就学率）、国民所得を用いて算出しています。2012 年のわが国の順位は 187 か国中 10 位です。

ノーマライゼーション（Normalization）

障害のある人を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整え、ともに生きる社会こそノーマルな社会であるとする考え方をさします。

ハラスメント

「いやがらせ」のことをいい、その内容から、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、アカデミック・ハラスメントなどさまざまな場面で用いられます。セクシュアル・ハラスメント（Sexual Harassment）は、相手の意に反した性的な言動。身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的なうわさの流布、衆目にふれる場所へのわいせつな写真の掲示などが含まれます。これらの言動が、職場や学校で立場を利用して行われたり、就労・就学環境を不快なものにするとして問題となっています。

バリアフリー（Barrier free）

障害のある人が社会生活をしていく上でバリア（障壁）となるものを除去するという意味。元来は建築用語として、建物内の段差の解消など、物理的障壁の除去という意味合いが強かったものですが、より広く障害のある人の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という意味でも使われています。

ポジティブ・アクション（Positive action）

男女共同参画社会基本法では、「積極的改善措置」

という用語を用いています。男女間の参画機会についての格差を改善するため、必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、参画機会を積極的に提供することをいいます。国の積極的改善措置の例としては、国の審議会等委員への女性の登用のための目標の設定や、女性国家公務員の採用・登用の促進等が実施されています。

メディア・リテラシー(Media literacy)

メディアからの情報を主体的に読み解き、自己発信する能力のことをいいます。一部のメディアにおいては、女性の性的側面のみを強調したり、女性に対する暴力を無批判に取り扱ったり、問題のある情報が見受けられることも少なくない現状にあります。メディアの健全な発展のためには、批判的な読者・視聴者の目にさらされることが不可欠であることから、国民のメディア・リテラシーの向上を図ることが必要です。

リプロダクティブ・ヘルス/ライツ (Reproductive Health / Rights)

性と生殖に関する健康・権利。1994年にカイロで開催された国際人口・開発会議において提唱された概念で、個人、特に女性の健康の自己決定権を保障する考え方です。健康とは、疾病や病弱でないことではなく、身体的、精神的、及び社会的に良好な状態にあることを意味します。リプロダクティブ・ライツは、それをすべての人々の基本的人権として位置付ける理念であり、中心課題には、いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足のいく性生活、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことなどが含まれます。

ワーク・ライフ・バランス (仕事と生活の調和)

仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、様々な活動について、自ら希望するバランスで展開できる状態をいいます。「仕事の充実」と「仕事以外の生活の充実」の好循環をもたらす、多様性に富んだ活力ある社会を創出する基盤として重要です。平成19年に策定(平成22年改定)された「仕事と生活の調和

(ワーク・ライフ・バランス) 憲章」では、仕事と生活の調和が実現した社会は、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」としています。

5 金沢市男女共同参画審議会

金沢市男女共同参画審議会 委員名簿

(50 音順)

氏 名	所 属	備 考
今 村 和 宏	石川県男女共同参画推進員(金沢地区グループ)	
大 野 光 一	公募委員	
柿 本 自 如	金沢商工会議所	
坂 井 明 美	金沢大学名誉教授(助産師)	副会長
坂 本 二 郎	金沢大学(理工研究域機械工学系)	会長
杉 田 真 衣	金沢大学(人間社会研究域学校教育系)	
高 木 眞理子	子ども夢フォーラム	
宅 本 門 示	連合石川かなざわ地域協議会	
中 井 敏 子	金沢地区農林漁業女性連絡協議会	
長 澤 裕 子	金沢弁護士会	
西 本 大 介	公募委員	
能木場 由紀子	金沢市校下婦人会連絡協議会	
福 多 唯	公募委員	
山 本 茂	金沢市公民館連合会	
渡 辺 安 子	石川労働局雇用均等室	

金沢市男女共同参画推進行動計画策定専門部会 委員名簿

(50 音順)

氏 名	所 属	備 考
坂 本 二 郎	金沢大学(理工研究域機械工学系)	会長
常 光 利 恵	NPO 法人 志ネット・石川	
杉 田 真 衣	金沢大学(人間社会研究域学校教育系)	
高 橋 涼 子	金沢大学大学院 (人間社会環境研究科)	
西 村 真実子	石川県立看護大学 (母性・小児看護学講座)	
真 砂 良 則	北陸学院大学 (人間総合学部)	
八重澤 美知子	金沢大学 (留学生センター)	
渡 辺 安 子	石川労働局雇用均等室	

6 計画の策定経過

時 期	項 目	内 容
平成23年12月上旬～下旬	男女共同参画に関する市民意識調査	調査数：2,500 回収数：1,265（回収率50.6%）
平成24年6月28日	第1回 金沢市男女共同参画審議会	○男女共同参画の推進について ○金沢市男女共同参画推進行動計画の実施状況について ○新・金沢市男女共同参画推進行動計画の策定について
平成24年7月26日	第1回 新・金沢市男女共同参画推進行動計画策定専門部会	○新・金沢市男女共同参画推進行動計画の策定について ・スケジュール案、計画の体系等
平成24年8月8日	第2回 新・金沢市男女共同参画推進行動計画策定専門部会	○新・金沢市男女共同参画推進行動計画施策体系「基本目標」「課題」について
平成24年9月27日	第3回 新・金沢市男女共同参画推進行動計画策定専門部会	○新・金沢市男女共同参画推進行動計画「施策体系」「課題に対する基本的な考え方」について
平成24年10月30日	第2回 金沢市男女共同参画審議会	○新・金沢市男女共同参画推進行動計画の策定について ・新計画施策体系（案）、現状と課題、計画
平成24年11月19日	第4回 新・金沢市男女共同参画推進行動計画策定専門部会	○新・金沢市男女共同参画推進行動計画策定について ・課題等の文言、行動計画、計画の推進、数値目標
平成25年1月8日～平成25年2月6日	パブリックコメントの実施	
平成25年2月15日	第5回 新・金沢市男女共同参画推進行動計画策定専門部会	○新・金沢市男女共同参画推進行動計画策定について ・パブリックコメントに対する金沢市の考え方 ・数値目標、課題7 課題8の整理
平成25年2月26日	第3回 金沢市男女共同参画審議会	○新・金沢市男女共同参画推進行動計画策定について ・パブリックコメントの結果 ・計画の概要及び重点課題 ・計画推進に向けた数値目標の設定 ・キャッチフレーズ

新金沢市男女共同参画推進行動計画

平成 25(2013) 年 4 月

発行／金沢市 市民局 人権女性政策推進課

〒920－8577 金沢市広坂 1 丁目 1 番 1 号

TEL 076-220-2095 FAX 076-220-2030

E-mail: jinkenjyosei@city.kanazawa.lg.jp



2015年春・北陸新幹線開業